

参議院社会労働委員会会議録第八号

昭和三十四年十二月十日(木曜日)午前
十時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
吉武 恵市君
阿具根 登君
木下 友敬君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
片岡 文重君
小柳 勇君
坂本 昭君
藤田藤太郎君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

國務大臣

労働大臣 松野 頼三君
菅野和太郎君

政府委員

大蔵政務次官 前田佳都男君
厚生省社会局長 高田 正巳君
通商産業省 榎詰 誠明君
労働政務次官 赤澤 正道君
労働省職業 百田 正弘君
安定局長 大沢 雄一君
建設政務次官 鬼丸 勝之君
建設大臣官房長 勝之君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

大蔵省主計 岩尾 一君
同主計官
文部省体育局長 平岡 修君
学校給食課長

参考人

北海道炭礦汽船 森原吉太郎君
株式会社社長
日本炭鉱労働 古賀 定君
組合中央執行 委員事務局長
日本石炭産業連 長岡 孝君
合会専務理事
全国石炭産業 加藤 俊郎君
労働組合中央 執行委員

本日の会議に付した案件

○炭鉱離職者臨時措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから会議を開きます。

炭鉱離職者臨時措置法案を議題といたします。本日は、本法案審査に資するため、参考人各位の御出席をお願いいたし、御意見を拝聴することにしております。

この際、委員長といたしまして、参考人各位に一言、あいさつを申し上げます。参考人の皆様には年末お忙しいところを御出席をいただきましてありがとうございます。当委員会におきましては、ただいま炭鉱離職者臨時措置法案を審査中でございますが、その参考に資するため、各位の御出席をお

願いたしました。御意見を拝聴することになりました。資料等につきましては、あらかじめお手元に御送付申し上げた通りでございますが、時間の関係もございまして、重点的に御意見の発表をお願いいたしまして、次に各委員の質疑にお答えをお願いいたします。よろしくお願いいたしますのであります。なお、御意見の発表の時間は、お一人二十分以内をお願いいたします。この点御了承願いたいと思っております。

次に、委員各位にお諮りをいたします。参考人の方の御都合もあるようでありまして、お一人の御意見が済みましたら、十分程度簡単に御質疑をお願いいたし、次の方に移る、かような運びにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。それでは参考人の方の御意見を拝聴いたしたいのであります。まず最初に、北海道炭礦汽船株式会社が取締役社長森原吉太郎君をお願いいたします。

○参考人(森原吉太郎君) ただいま御紹介にあずかりました森原でございます。それでは私の意見を申し上げます。

今般の石炭産業の離職者についての問題を討議するためには、どうして、石炭産業の位置がどういふところにあるか、これを認識しない議論することは違ふと思ふのであります。それで私の申し上げることは二段に分か

れておりまして、第一段に石炭産業の位置、見通しについてお話しし、第二段で、その中の労働対策はいかにすべきかという点を述べまして、そのうちに今般の法案に關連して申し上げたいと思ふのであります。時間がございませぬので、私の総括的の意見は、先般私は石炭政策に關する意見書を発表しております。その前記を讀み上げまして、それに私の若干の補足の意見を述べまして、前段を終わりたいと思ふのであります。

「世界は今や、原子力の出現を契機として、過去に起った三回の産業革命に比べさらにその規模も大きく、その質も高い第四次産業革命の段階に入っている。その第一段階として起りつつあるのが燃料革命である。

石炭産業は、この燃料革命の過程に入ろうとしているとき、たまたま石油が豊富低廉に生産され出したためにエネルギー消費構造の変化が促進されて今日重大な危機に直面している。

従来のいわば平時における経済政策は、既存の事実を前提としていかにこれを円滑に発展させるかであった。しかし、石炭産業は、その既存の事実が今や根底から変わらうとしているのである。石炭政策は、この根本的变化にいかにかに石炭産業を適応させるべきかというところにある。したがって、石炭産業者は、一企業の立場をはなれ、この危機の实体に身を徹して石炭産業を国民経済のなかに置いて正しく位置づけることを考えなければならない。

また関連産業も国民経済の一環が混乱に陥入らないように更に協力して欲しい。石炭産業の混乱は経済全体の混乱を招くであろう。

まして一國の政治経済を占める政府は、確固たる信念のもとにこれを正しく指導する重大な責任がある。

ひとり通産省だけの問題ではない。大蔵省、労働省、建設省、運輸省、厚生省、そして企画庁、科学技術庁などの政府機関が一体となって内閣を挙げて石炭産業危機の本質の上に立ち指導と助成の二本の柱を大胆に打ち立てるべきである。そしてその態度は一時の摩擦を恐れ安易な均衡を念い根本解決を回避するようなことがあってはならない。

炭労もまた、石炭産業危機の真相を認識し、楯の半面であることを自覚し、協力すべき責任がある。今や時間的にも極めて重大なときである。従来のように後日に至って政策のやり直しによつてすまされる段階ではない。今日を失しては政策遂行の効果を發揮する機会を失うであろう。

私が欧米の石炭事情視察に出かけたのも石炭産業の救済策を見出すためではない。況んや一北炭のためではない。石炭産業を国民経済のなかに置いて正しく位置づけた一念からである。もとよりここに提案する石炭政策について幾多の議論が生ずるであらう、しかし徹底した政策でなければ終極において効果なき政策となることを認識していただければ幸いである。」

これが私の今般の石炭政策の意見書に出したところの自分の気持を述べたものでございまして、こうした考えで私は意見書を作ったのでございまして、私は各国を回りました、大体いろいろ考えていた自分の考えというものについて確信を持って帰ってきたのであります。そうして私は四つの点を唱えておるのでございまして、第一に、石炭鉱業は何ら景氣的なものではない、あくまでエネルギーの消費構造的变化の促進過程によるものである、従って、これは今後好況時代がくるというようなことを考えちゃならぬ、従って、それから生まれる政策というものは、これは石炭政策は重油の攻勢を受けるが、その攻勢に対して、さらに十五年と私は見ておりますが、十五年後の原子力発電に対応し得るエネルギーだけを混乱と破壊なく円滑に確保するということを目的とした縮小の政策でなければならぬ、これが第一に考えたことでございまして。

第二は、エネルギー政策は供給と入手の安全という要素を常に考慮に入れなければならない。政治的または経済的事務によって輸入エネルギーが途絶した場合は、また、経済の基盤であるエネルギーが外国資本に押えられて、経済活動に不安を来すことのおそれを常になくしておくために国内資源の確保が必要である。こういう考えで、これが第二点であります。この二点につきましては、各国の首脳部また業界の首脳部、各界の人に会いましたが、この二点についてはほぼ意見が同じでございまして。

第三は、それは申しまして、エネルギーは国民経済上、経済的なものでなければならぬというところが当然のことです。石炭の価格が現在のようになりまして、救われてよいという立場は完全に捨てておくべきでない。エネルギーの炭鉱だけを残し、価格の引き下げをやらなければならない。この価格の引き下げのためには、政府は燃料革命を背景とするものであることを認識して、これが助成策は直ちに実施してもらいたい。しかもこの助成策はもちろなくあくまで暫定処置である。それういたしまして、この価格の引き下げに、また、縮小に関連して簡単に申し上げますと、非エネルギー炭鉱は閉鎖して、これをエネルギー炭鉱に集中生産すべきである。従って、そのための処置として、政府は長期低利の財政投融資を行なってもらいたい、これが第一点であります。それから集中生産のエネルギーのために、当然炭鉱の整理を伴うものであります。これは各石炭業者が隣接する炭鉱を他企業に譲渡する方が石炭鉱業全体から見てエネルギー向上に役立つと見たら、その所有者は譲渡すべきである。譲渡するよう政府は指導してもらいたい。こういうことであります。この二点で縮小の政策を推進していきたい。

それから価格の引き下げであります。私はこの問題について二つの点を提案しております。輸送費軽減特別措置と石油関税引き上げの実施であります。輸送費の軽減と申ししますのは、わが国の地理的条件が主要消費地が遠隔の地にある。そのために山間地においてはほぼ外国のエネルギーと競合し得るにもかかわらず、主要消費地の京浜、阪神に持ち来った場合に非常に高いものについておる。しかし、これを一朝にしてその価格まで下げるとは困難である。従って、暫定期間輸送費の半減の措置をとり、政府がこれを政府資金で補てんして、可及的すみやかに重油または外国炭との値差をなくしたい。できれば来年度においてもこの処置がとられたならば、石炭業者自らの価格引き下げの処置と相俟って値差は非常に少ないものになる。というのは、そうしなければやがて四年も五年もかかって引き下げていったのでは、エネルギー増進の効果を上げたときには、その効果は確保できない。まかり間違えば、これは貯炭のためのエネルギー増進というものがあつてはならないと思ふのであります。石油関税の引き上げであります。これは法律に定むる固定税率まで引き上げてもらいたい。固定税率を引き上げた理由というものは、タンカー運賃が非常に高いために重油の輸入が困難であるという理由で、一時免除または軽減をされている、その理由は今日ないうちが重油価格の値上がり来たとすということは即断できない。これは石油価格の構成を調べればわかることとございまして、こうして石炭価格の大幅な引き下げが実現すれば、わが国のエネルギー価格の総体的な水準を引き下げる結果になる、こういう二点で申しておるのであります。

以上簡単に申し上げましたが、ここでこれを要約いたしますと、ともかく今日の石炭鉱業の危機というものは、景氣、不景氣の問題ではないのだ。これは燃料革命の第一歩として起る消費構造の変化によるものである。こういうことをまず認識していただきたい。第二に、石炭鉱業はなお国民経済上必要である。これは縮小していくにしても必要である。国内資源確保をしなければならぬ。しかし、そのためには競争力をつけなくちゃならない。その競争力をつける間、これは政府が助成してもらいたい。こういうのが骨子になっておるのであります。ドイツにおいて関税法を提出しておりますが、それが、それも息抜きをやるのだからということではエアハルトが発表しておる通りであります。

そこで、この縮小の計画に伴って当然起こるのが労働問題であります。今日一般の経営者あるいは使用者の失敗の場合、または不況の場合の失業者というものは国家的ではないのであります。石炭鉱業の場合は、これは一つの産業構造の変化をもたらすものであるという観点から見れば、国家としてこれは取り上げていかなければならぬ問題であると思ふのであります。産業構造の変化に即応して縮小していく体制を作るといふことにおいて国家が取り上げていかなければならない。さらにまた、最大の雇用の場を従来与えてきたのは石炭鉱業である。そういう点から見てもこれは重視していただきたい。また、これは縮小して失業者を出すという問題であります。石炭鉱業を縮小することがエネルギー全体のバランスで国民経済のためによいであろう、また、そうすることが将来石炭鉱業のエネルギーのだけを残して競争力を持たして生き残る道である。また、その上で国民経済の上でもなお役割を果たさせることができるということであるならば、人間の人員を減らしにくいことは原因においてやむを得ない理由があると思ふのであります。しかし、そこで問題となるのはその手段であります。これは石炭鉱業の立ち直りのためには首切りだけでは不可能であります。これは石炭鉱業の構造なり体質の改善をはかっていく、その結果としてやむを得ず首切りが起こるというものであるならばよい。最初から合理化は首切りから始まるものであるというところではないと思ふのであります。まず、石炭鉱業の経営者としては、最大の雇用場を与えていたこの石炭鉱業が、今日の事態においてもエネルギー増進をしながらもできるだけの人員を取容し得る余地がないのか。また、何らかの方法はないのかということにおいてまず考えなければならぬと思ふのであります。さらにもしやむを得なくなつたとしても、急激な変動を業者にとりてはならないと思ふのであります。ここに急激な変動を与えないための政府の助成が必要であります。過般日本に参りましたドイツのウエストリッック経済次官と会いまして、ところが、あの関税法案の趣旨というものは、労働者に急激な不安の念を与えないためのもので、私はエアハルトの自由主義の経済思想と石炭政策と矛盾するのではないかと質問したときに、これは十分な理由がある、なぜならば労働者に不安の念を与えないということだけでもこれはつばな理由で、矛盾してもいいのだとはっきりと割り切つて申しておりました。ところで、それはどういふことなのかというと、こ

これはわれわれとしては自然減耗を活用するのによいんじゃないか。私の調べにして間違いないければ、これは中小では自然減耗の形でやめて、また再雇用しても、大手、中小を通じるならば五千名以上の自然減耗が年々ある。これを活用して一挙に過激な手を打たぬでも、活用して、これによって集中生産して能力を上げていくということができないか。また、この自然減耗を補充せずにいくというのを、これを可能ならしめるものは配置転換が行なわれなければ、これは不可能であります。人的場所割りの構成が均衡して行くこともあるし、また、非能力率の山から能力率のある山へ集中するというを行なうてこそ、これは切り抜けられるのでありますから、自然減耗の未補充ということが生かすためには配置転換ということが可能にならなければならぬ。この点について、全般においては経営者というものが自分たちと両輪となって働いておった——事業というものは経営者と労働者と二つが成り立っていくものであって、経営者だけでもできないし、労働者だけでもできない。そうするならば、この重大危機に直面した場合に、いきなり首切りだけでもいいというところは、これは違う。ともに手を携えてきたものを、これをいかに収容するかということに十分の留意を払わなければならぬと同時に、組合もまたこの事態を認識して、その中で多くの人を収容し、また、この危機を、石炭鉱業の危機を乗り切るためには、これに対してこの会社の能力を上げていくというためには、協力すべきこれは事業の半面の負担者としての責任であると思うのであ

ります。このためには配置転換については組合も十分考えなければならぬ、こう思うのであります。

最後に、今般の臨時措置法について申し上げたいと思うのであります。ただいま申し上げました通り、石炭鉱業の今般の難航というものがたまたま申し上げました国家的性格を帯び、また、産業構造の変化に伴って起こっているというところの上に立つて、こうした際の特に出るという方向を示していただいたということについては、非常によいことだと思っております。またしかし、これはすでに発生しているのです。それに対する臨時の措置としてはけつこうだと思っております。しかしながら、もし業界の石炭業者の言うように、これが石炭鉱業全体として今後もしもあのような多くの失業者を出すというならば、これでは跡始末ではだめなのであります。それではそういう機関がでさ、そういう措置をとられたところで労働者は依然として不安であります。緊急就労、当面の処置としてはけつこうであります。今後においてはこれは炭鉱失業者をなくした形にはなるでしょう。しかし、それはワン・クワッションにおいて別の名の失業者となつて現われることを考えなくちゃならない。あくまでもそれはある期間の、長期ある安定した雇用のものでなければならぬ、こう思うのであります。

それから援護会において、職業あつせん、これは非常に日経連でも説いておるところであります。友情の経済と申しますか、これはドイツにおいては一年間に最も変わった現象の一つであります。友情の経済でなければ、今

日の事態は切り抜けられない。友情の経済、これはフランクフルター・アルゲマイネ紙がこれを常に説いているところであります。エアハルトもこれは共通の問題であるということも説いている。シュナイダー博士も同様の友情をもつてしなければ、これは乗り切れぬと言っております。そういう方向をこの日経連の手によって示されたというところは、非常に喜ぶべきであり、ありがたいことでありますが、このあつせんがだれがとつてくれるのか、そうしてまた、どうしてだれがこれをするのか、この一点が欠けておると思ふのであります。そういうふうにあつせんするといつてみても、そのあつせんをはたして各産業でその通りに受け入れをとつてくれるか。今回は各財閥関係で若干のものがとつてくれても将来にわたつて年々失業者が起るとする石炭協会の発表の通りであるとするならば、これはもういことが各産業の内容を個々に当たつてみたならば、これははたしてそういうことが言えるかどうか疑問だと思ふ。少なくともそうであるならば、政府はこれを計画的にあらかじめ対応して、やむを得ず生ずる離職者については、政府の処置、他産業の協力を得て、継続的な計画受け入れ体制を検討してもらいた

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

い。大よその見込みを立てておかなか

○吉武恵市君 時間がございませんで、ごく簡単に御尋ねをいたしたいと思ひます。萩原さんのたゞいまのお考えは、大体私どもも同じような気持を持っておるのでありますが、ただ一点、萩原さんが外国を回って感じられた結論は、やはり石炭鉱業は縮小をしていくものである。原子力等も十五年くらいすれば出てくる可能性もあるし、従つて、それに対処していく必要があるぞということでありませう。私も今回の石炭の危機は、たゞ景気の変動ではなくて、やはりエネルギー源の変化から来たものであると深刻には考へておりますが、昨日日本委員会でも、池田通産大臣にいろいろとお尋ねをし、政府としては四千八百万トン維持していきたいという考へを持っておられますが、私も何となく、甘い觀察はしておりませんが、少なくとも四千八百万トンというものを維持できれば、不必要な失業者というものを生み出す必要はないか。こういう感じを持つておりますが、それは石炭というものを要する側からいふと、石炭を閉鎖していく必要が一方にあるのだらうと思ひます。石炭というものは、まあ使いくらいという点もあるし、重油が入ってきたその当初を考へますと、毎年のようにストライキなんかがあつて、石炭が入手できない場合も考へて、まあ重油にというところも一部にはあつたように思ひますのでありますけれども、それらは今後お互ひに考へ直していくといたしても、何とかこれを維持していきたいと思ひますが、その点につきましても、いかがでありますか。私は昨日も申し上げましたのですが、日本には幸ひ電力

というものが今後需要が増していく。水力も持つてござりますけれども、こうした国内資源としての石炭をかかえておるのだから、これを何とか電力の方に使つて、その方に回していくならば、まあ半分程度はその方でも吸収して維持できるんじゃないかという意見を持つておるのでありますけれども、この点についてお考へを承りたいと思ひます。

○参考人(萩原吉太郎君) お答え申し上げます。私が縮小の政策をとるべきであると思ひましたのは、これは各国でもその通りであります。決して無制限に減らしていくという考へではないのであります。これが国内資源の確保を必要とすると言つた理由でありまして、私の考へをいたしまして、理想として、でき得れば現状の、池田通産大臣は四千八百万トンというお話であります。エネルギーは、たとへば電力にすれば十年間で倍になるのが、これが世界の現状であります。わが国においても、この電力の需要は十年後には今日の倍になる。そうした中においては、少なくとも今後増大せざるというところでなくて、現状を維持すべき線で努力しなければならぬものである。しかし、努力しなければこれは縮小していくべき運命にあるものである。これは消費構造の変化として、構造上からあるというところであります。もちろん現状を維持する。これも世界を回つて、今後石炭を増産しようなどという考へは、一國もありませんでした。少なくとも現状を維持すべきか、若干減つたところでこれを国内資源確保のために維持しようというところであります。

それから石炭の他の用途を開拓するようになつてござりますが、これはもちろんあるべきでありまして、われわれも努力するのであります。しかし、これはその石炭鉱業をさらに維持する程度以上に増大するような意味で、これは他産業にこれをしていふことはいけません。これは石炭鉱業の持つ性質というものを考へて、現状をもつて維持して、国内資源確保で安全を保つという程度にとどまつて、今後もし需要が増大していくならば、これは他のエネルギーによるのがよいと私は考へております。それが国内経済の発達のためにも役立つし、この燃料革命にもさからわない、こう考へて、今後石炭鉱業の現在の生産額をふやして、さらにふやしていくことは考へるべきでないと思ひます。他の用途と申しますのは、私ははなはだなまじきなような申しようで恐縮でござりますが、四年前に私は今日の事態を、協会のある新聞に発表して予告しておる。これは消費構造の変化によるものであつて、今は神武景気であるが石炭鉱業はこうした運命になるぞということを私は説いたが、聞いてくれる人が当時ありませんでした。それは石炭が当時羽が生えて飛んで売れる時代でありましたので、それで先のことと考へると、それではいけないと、私の会社自体としまして、自分の会社で恐縮でござりますが、今日の事態を予想して長期販売契約を結んでいました。これは十年間数量をきめてあります。それで私のところの八〇％は長期販売契約になつております。売れるようにしてあります。しかし、これは一北炭でありまして、石炭鉱業全体

のためにはなつておらない。それではないと私は今日考へておる。北炭だけがよくてもこれは何にもならない。国民経済全体のために役立つところに、石炭鉱業全体を力をつけなければならぬと考へております。また、その長期販売契約と同時に、私は、石炭化学工業の研究に着手いたしました。これは亀山博士、各大学の燃料研究所長、それから黒川技術院長、これらが国の石炭化学工業の最高のメンバール全部集めてやりました。それで四年前から研究に着手してだいたい進んで、企業化も数年後に迫つております。しかし、これは新しい産業をわが国において興すということにはなりません。石炭鉱業を遺憾ながらこの窮境から救ふことにはならない。というのは、これに使う石炭の数量というものは微々たるものである。燃料として使わなくて、化学原料として使う石炭の数量はわずかなものである。こうした石炭化学工業を興してもこれは役に立たない。それで私はさてそこで固体から液体、気体になつていくというので、今春新開発表したように、これはソビエトで行なわれておるだけですが、地下ガス化の研究に着手いたしました。これはたまたま、この方面でわが国で最高といわれる人は以前満鉄におつた人ですが、その研究者を私の方で遊ばせておつた。それでこの人をここで活用しようというので始めましたが、私は海外に参りまして、英国でこの点について調べましたが、英国では以前地下ガスをやつておつたのを、これを廃止しておる。これは動力次官並びに石炭庁のコーンズ次官などをたずねまして、なぜやめたのかと尋ねましたら、

採算に合わない、経済的でない、出るものが非常にカロリーが低いということでありませう。ドイツにおきまして、ウエストリック次官に聞きまして、ところが、ドイツでも以前やつておつたが、やめさせたというのを聞きまして、しかし、私は、これは経済的に合わないというのを言つております。が、私は依然としてわが国において、日本だけでもこの問題は取つ組んでみてみよう。各国もこれを放棄したのではなくて、一時そういう結論に達してやめておりますが、完全に放棄したとは見ておらない。いづれまたやつていくだらう。現にソビエトでは八カ所のステーションがあります。ただ能力の低いのが非常な難点、カロリーにおける難点になつております。ソビエトがかつて地下ガス化に成功したとき、レーニンがソビエトは資本主義国家の技術に勝つたという演説をしただけに、いまだにこの点に執着をしてやっております。一國でもやつていふ以上は、これはほうつておく問題ではないので、地下ガス化については、さらに取つ組んでいこうと思つております。が、何としても、用途を開くとしても、根本的には燃料として考へた場合に、石炭化学、石炭というものは選交代していく、長い目で見て、これは遠い将来を考へれば、十五年後に始まる原子力というのから見れば、原子力の出現を契機として重油は出る、非常に安く出るといふことで、結局においては石炭鉱業はやがては変わらされる。ただ必要限度においてとどまるエネルギーの資源であるといふこと、しかし、それまでは何としても石炭鉱業というものは大宗を占めておりま

す。しかし、今日石炭産業がそれであるからといって、ほうつたならば、わが国のエネルギー資源は根本からくずれてしまふ。将来はそうであるからといって、たとえ、そういう時代が来るのが十年、十五年、二十年先でなくても、石炭産業に携わっておるものとして、最後までお役に立つということを使命としていかなければならぬ。私は考えております。これはいたずらに悲観してはいかない。悲観してはわが日本の国内経済の発達のために役立たすことはできない。私はそう考へておりますが、御質問のように、需要の増大という点については、これは私は悲観的な見解を持っておる次第でございます。

○阿具根登君 非常に有益なお話を承りましたので質問が非常にたくさんございまして、端折つて質問を申し上げたいと思ひます。

第一に、ただいまの問題でございますが、石炭が縮小の運命にあるということをお言つておられると思ひますが、私は石炭の縮小ということではなくて機構の縮小、品質の改善を言つておられるのではないかと申すのです。諸外国をつぶさに研究して参られました炭原さんにこういふことを言うのは失礼でございますが、米國で三億数千万トン、英國でさへも二億一千万トン近く、西ドイツで一億三千万トンの石炭を使つておる。ただし日本は水力というものに恵まれておりますが、水力はすでに限界が来ておるものと私は思ひます。そういたしますと、総合エネルギーが現在でも一億三千四、五百万トン、昭和五十年には二億七千万トンのエネルギーを使い、この量はこれは変

わらない、ふえても減りはしない。そういたしますと、エネルギーの中の重油、あるいは水力、あるいは石炭、あるいはガス、こういうものの比率になつてくると思ひます。その比率になつてくる場合に、日本は他國に比べて一番石油の資源に乏しいところである。それを世界の趨勢がこういふようになつてきたから日本もそれにおくなくてはならぬということに依存して行く、そして石炭は減少するものである、こういう考へでいくものは非常に私は危険ではないか、かように思ひます。労働力から比べても、西ドイツはおっしゃいましたように完全雇用でございます。今度石炭問題でも少しの失業者は出るけれども、これは冗談で言われたことをある本で見たこともありますが、日本でも石炭でおそらく十万人くらい将来来てもらわなければならぬようになりましよう、こういうことまで言つておる。そういういたしますと、問題は石炭の値段が高いつからだと、こういうことに私は落ちついてくると申す。そこで次の質問に入りますが、ボーラー規制法はこれは廃止してもよろしい、しかし、重油に対して、燃料油に対して課税すべきである、こういうことを、炭原さんの言葉を何かで見たことがあると思ひます。ただいまのやつではテン・パーセントの輸入税を復活させればいいんだというふうな言葉ではなかつたかと思ひますが、それだけではボーラー規制法を廃止していいのかわるか、私どもは重油に対しては消費税でも考えなければならぬ。重油を持たない、油を

持たない日本の姿というものを直視する場合には、やはり一応考へなければならぬのじゃないか。ドイツでさへも二千五百七十一円、三十マルクの税金を取つておることを、ただいまおっしゃいましたように、閣議でこれがきまつておる、問題にもなつておりますが、そういう現実を見る場合に、私はもつと日本の置かれておる立場、それに従事しておる労働者のことを考へる場合に、税金というものを考へなければならぬのじゃないか、これが二点でございます。

それから三点目は鉄区のことをおっしゃいました。私も非常に賛成でございます。鉄区の開放をする場合、租鉄権を一体どういふようにお考へになつておられるか、租鉄権の、炭鉄といふものは、私はおそらく機械化の進んでおらない非常に保安問題で心配の多い、實際から言ふならば、炭鉄がこういう事態にあるのに、そういうた人力のみで長時間の労働で、それから一人当たり政府が言つておる通りに、業者が言つておる通りに、二十六トンからの石炭を出すというならば、これは私は現在の炭鉄のあり方から見ても非常に矛盾しておる、かように思ひます。そうすると、まず租鉄権の開放をやらなければならぬ、租鉄権をまず維持しなければならぬ。さらに明治以来の先願式であるこの鉄区はこういう状態に突き当たつたならば直ちにこれは開放しなければならぬ。現在政府が調べておられます九州、宇部、常磐、北海道、こういうところでも非常に有望な炭層は調査済みでございます。しかし、それが各業者の鉄区の問題で手をつけられる以上、そしてそれが反面炭鉄が縮小しなければならぬとい

うふうなことを言われておるのに、御承知のごとく、合理化法案で百六十の石炭山を買い上げれば、直ちに百五十七の石炭山を新しく作ることに賛成しており、それは機械化も何も進んでおらない小さな炭鉄が大部分である。それが買ひ上げた、これは炭原さんのお説を聞くまでもなく、買ひ上げたのき目に、まず租鉄権を一つ撤廃していただくわけにいかないだろうか、さらに鉄区は開放すべきである、こういう点についていかに考へてございまいしうか。

それからもう一つは、売炭の問題でございます。石炭が不況になれば必ず売炭の問題が出て参ります。たとえば昭和石炭株式會社、たとえば配炭公団というふうなことになる、一応炭価の安定をする、こういうことが叫ばれて今日まできて実施されてきたわけでございます。そうしますと、ただ石炭は大口のみを対象にされておるならば、国鉄もやがてなくなるでしよう、あるいはガス等も石炭をたかないようになつてくる時代も近いようであります。そうならば、これは北海道のことでも一番詳しい炭原さんに申し上げるまでもなく、お互いが石炭を使えるような政策をとらねばならぬ。ところが、炭原さんはお使いになつたかどうか知りませんが、私が東京に参りまして、ふろをたぐのに、常磐炭でもトシ一千万円からいたします。おそろく常磐炭の山元ではそういう値段ではないと思ひます。それが数人の手を経て、そして非常に大きな置き場を置かなければならぬ商人の利潤等も考へてみま

すと、個人の場合に、手に入るときは一千万円をしておる。こういう姿であるから、私は石炭に対する懸念の聲が出てくるのではないだろうか。そうならば、ここで何かの強力な売炭施設を作らなければならぬ、こういう考へ方が一つ。それからもう一つはボケットが要るのではないか。今石炭が余つておるからこういうことを盛んに言われるけれども、近々三年前、五年前、終戦直後、こういうことを考へてみますと、政府はかね太鼓で、石炭を出して下さい、これは國民の食糧にも匹敵するエネルギーの唯一のものでございまして、ということをお言つてやつた。そして石炭がいよいよ軌道に乗れば、今度は雨がふかつたとか、あるいは重油が入つてきたとかといふことで、貯炭の山積みになつてきたわけですから。私は去年質問した場合には、去年だけで雨のために四百萬トンの貯炭ができた、こういうことを聞いております。そうならば、これは一挙に掘りなさい、あるいはやめなさいといふことはできない石炭産業の運命を持つておる。とすれば、たとえ二百万トンであつても、三百万トンであつても、ボケットを持つておらなければならぬ、こう思ひます。ところが大手で昭和石炭株式會社ができて、百万トンが実施されておりますが、これは大手のことであつて、これは政策としてとるべきでない。中小炭鉄すべてを含めて政府はそれだけのあたたい措置を考へる、また、いざという場合には、いつでも放出できる、また、余つた場合にはいつでも吸収できる、こういう機関が必要ではないだろうかと思つてお

ります、それについてのお考えを伺いたします。

最後に労働の問題についてお尋ねいたしますが、萩原さんがおっしゃいました国土建設公団設置ということには私もほんとうに賛成でございます。今日までこの問題を審議して参りました、萩原さんの言われたように、西ドイツにしても、英国にしても、労働者に不安を与えるということが為政者の合言葉になっております。しかもドイツでは、閣議で定めたのが上院で問題になるくらい政府そのものは失業者、労働者に対して非常な責任を持っておる。それは西ドイツの人に言わせると、ドイツ経済の今日あらしめたのは、労働者の責任をきわめて大きかった、その労働者を今日不安にさらすということは、政治家としてあり得ないと、こういうことまで言われておることを聞いておるわけです。そうしてその対策として、たとえば別居した者には別居手当を出す、炭鉱をやめて他の職業についた人は、収入が減った場合にはその差額は国が見て上げましょう、こういう政策までとっておるにかかわらず、今度の離職者法案では、二万一千名と言われますが、私は、これはちやうど合理化法案がきまつたときのような結果に終わるのではないかと、かように思いますが、いかがでございますでしょうか。

それからもう一つ非常に重要な問題は、現在毎日の新聞をにぎわしてあります。あるいは双方に意見はあるかもしれませんが、ただいまのような考えでいくならば、また萩原さんのおっしゃったような考えでいくならば、こ

れは非常に無理をされておると私は思うのでございますが、いかがでしょうか。ただいまおっしゃいましたように、自然減耗、あるいは配置転換、あるいは炭価引き下げのために能率に寄与するといふような点で話し合いがあるならばいざ知らず、まず合理化は首切りからだという大前提になったものであると私は考えておりますが、これはいかがお考えでございますでしょうか。現在起こつておる問題ですから、お答えに、以上五点につきまして御質問申し上げます。

○参考人(萩原吉太郎君) お答え申し上げます。

第一の御質問は、たしか今後石炭産業というものは縮小していくという点であつたと、こう思うのでございませう。これは、なるほど各国では膨大な生産がある。しかし、まず理論は別として、各国を通じてこれは今後石炭を増産していくという考え方はなかつた。それが一つ。それから理論的に言へば、これは消費構造の変化という前提であつて見るならば、それは周期的にはこれを円滑に伸ばすように努力はして、急激な変化を与えないようにすることは必要であり、私は、石炭産業というものは、今が最大の数量であるという見方に立つて議論を進めておることは、そのした燃料革命の一端であるという事実からしまして、私は、現在の数量が最大限度であり、また、そうしていく方が、なるほど今後は需要が増大しますが、これはわが国における国内資源であるからといって、海外の資源をむけに斯かることは競争力の上において

もいかに。というのは、価格の問題が主であります。しかし、価格の問題が主であります。同時に、これはたとえば消費構造、鉄道もそうであり、また、各家庭の御質問がございまして、ものは使わなくなつてくる、だんだんそういふふうになつていく過程にあります。そういうふうで、消費者の方々が使ふものを買ひ、ちやうど炭、まきの時代が變つて、石炭、電気、変わったといふふうな、これは一つの消費構造の変化であるといふことであるならば、途中に起伏はあるにしても、そういうことを目途として考えていただく方が間違いない、こういうふうに私は考えております。

ポイラー規制法の、たまたま私の書きようが、あつたふりになつて、あたかも、一、二の新聞も、石油関税を引き上げれば重油ポイラー規制法を廃止してもいいんだといふふうに伝えられました。よくごらん下されば、非常にそれは無理な書きようでございまして、たしか、要すれば、もし政府がある助成策をとつて、すみやかに、石炭とまた他の重油あるいは炭炭なり競合燃料の値差をなくす処置を即座にお取りになつて、同じ価格の近くにまで持つていく、これは廃止してもよいと申し上げたのであつて、関税だけでなくて、要するに値差をなくするやうな処置をとつてもらいたい。それならばよろしい。値差もなくなつて、なおかつ使わせないようにしていくといふことは、これは、私の言ふやうな一つの消費構造の変化によるものであるといふ前提からは矛盾するものである

と、こういふふうに考えまして、その何を使ひべきかは、なるべくならば消費者の自由になさる。しかし、それは国内のエネルギーといふものが混乱に陥るので、このポイラー規制法といふものが生まれて、とにかくこれが防ぐとりでとなつて、今日エネルギー消費構造が緩慢に変化するのに非常にこれは役に立つた法律でございまして。しかし、役に立つたからといって、これは理論上からいけばいつまでも放置すべきものではない。しかし、価格が、競争し得る価格まで、自分の力ばかりでなく政府の力も借りてやつて、関税を引き上げてくれればそれでいいという意味じゃなく、その一面から言へば、たとえば輸送費の軽減といふものも、できれば、この地区まで行くのに、遠くまでの輸送費の半分はこれにかかつて、その間に合理化を進めていきたと、こういふふうに考えたのでございまして。

それから第三の租税の問題でございします。私は、これは四年前から言つて、一度鉱区開放論を唱えて非常に物議をかもししたのでございします。でき得るならば、税率の悪いものを縮めて税率のよいものを残すといふのが私の思想の根本でありまして、これは租税でなく、あえて租税といふものに執着をいたすべきものではないと思つております。ただ、いたすうちに小さなものがたくさんできるといふことはよくないので、できれば、非能率炭鉱の閉山、整理といふものと関連して、この鉱区問題といふものは、同時、並行に解決していくべきものであ

ると思ひます。元来、鉱区といふものは、たまたま、われわれ北炭が最も未開発の鉱区をたくさん持つております。持つておりますが、これは国のものをわれわれが預かりしているといふことは考へてゐる。従つて、国民経済に役立つようにこれを使わなくちゃならぬといふことをかねがね考へてゐる。であればこそ、四年前に、鉱区開放を行ない、また、鉱区を出すから、政府で、もし何なればこれを取り上げて、百万トンの山を何個でも開いてもらいたい、で、北炭はこれを提供いたしますといふて、現実に当時出しておる。われわれ北炭としては、優秀なる鉱区を持つて、現在稼働しておる。しかし、これを眠らしておいていのかといふ考へ——で、御承知の通り、同じ道を歩んでこられたので御承知でしょうが、新鉱になれば非常にコストが下がる。それで、新鉱を開発して、非能率なものを廃止して置きかえていく。そうして、そうならば、自分の鉱区である、だからこれをどうして眠らしてかかえていくのだ、そしてほかへいけばこれはよくなるけれども、これは自分のものだ、譲れぬといふ考へは捨てていかなければならぬ。これは、先ほど私が申し上げた、石炭産業は正しい位置づけをしなればならぬから、経営者が一企業家の立場を離れるといふことが、これを救ふ非常に大きな問題になると思ひるのでございします。

それから売炭の問題でございします。売炭の問題につきましては、もし、お説の通り確かに常磐炭が非常に高くなつていくといふことになれば、この販売機構においてはわれわれ考へなく

ぢやならぬと思う。ドイツには、集中販売会社があり、この組織によつてやつておる。われわれも學ぶところもある。それについて消費者に、なるべく中間なくしてやるといふことについてはむろん私は賛成であります。

それからボケットの問題、貯炭場の問題であります。これは三年前のこととあります。通産省で室蘭に貯炭場を置くことを考えたのであります。そしてこれはやると、あのときやればよかった。それで当時われわれ石炭業者は反対しましたが、私はこの場で

はつきり申し上げますと、村田前石炭局長に断固としておやりなさい、これは必要なんだ、勇気を持ちなさいと言つて勧めたんですが、当時わづかの損得の問題でこれが行なわれなかつた。しかし、今後においてもこの点は大きく取り上げて考えなくちゃならない問題だと思つておられます。あえて私が意見書にこれを考えながら、述べなかつたという問題は、問題の焦点をた

くさん並べれば、従来言つたことをやられた場合には、従来通りのことをまあ言つてゐるうちにほかされて一つも実を結ばないことをおそれてこれをはずしたわけでございます。お説の通りでございます。

それから国土建設労働公団について一応賛成の御意見を伺つて私は非常に心強いのでございますが、この運用についてはもちろんこれから議員の皆さんに、もしできるならば御審議願つて、これが完全なものとして上がつていくように希望いたします次第でございます。

それから最後に、まあ現在の各社の企業整備に、首切りについでの御質問

でございますが、最も激しく今三井鉱山でやつております。これは会社側は会社側に、労働者側は労働者側で、これは大体わかつておるが、その立場を直接よく聞き、また、中の実情も調べてみればまたいろいろなことがあ

ると思ふのです。それを知らずして同業者の私がこうした公式の席上で申し上げることはいかかと思ひます。私もしこれを十分炭労働の言い分、三井鉱山の会社側の言い分といふのを十分に聞き、研究してなら別ですが、大

池にもちろん行つておりません。そうした立場の人間が、どうしても同業者がこれをかかれこれ言うことはいかぬと思ひますので、もしお許し願えれば私はこの問題に対する見解はかんべんしていただき、こう思ふのでござい

ます。いかがでございますか。

○阿貝根登君 時間が過ぎておりますが、繰り返してもう一点、私忘れまして、この問題は簡単にお伺ひいたしますが、輸送賃の軽減といふことは非常に私どもも考えております。九州から東京まで来るのに輸送賃が二千元かかる、北海道からは千数百円かかる。これをどうして解消をしたならばいいか、その問題について私はお尋ねをいたします。

○参考人(萩原吉太郎君) これにつきましても、むろん埠頭の設備、荷役の敏速化をはかり、また、船——現に自分のことばかり申し上げますが、日本

で最初で世界で最初です、ああいう形のは、実にハッチをつけてやるのに二時間かかるのが十二分で済む。先般お

知らせ申し上げたと思ふのですが、それらの完備したあれによつて船主があ

いいう船をたくさん作る、石炭専用船をたくさん作りたいと考えております。まず最初に、無理な中から自己資金で一そう作りまして、しかしこれを

するの約五億の金がかかる。われわれがこれをうちの炭を運ぶだけでも、少なくともこれをやれば十そうからの

船が必要が、これを申せば非常な何になるが、私はこれによつてもうけようとは思はない。これによつて石炭値下

げに役立たせたいと思つておる。一そうでもと思つてやつておる。これはまた、来年も一そう作ろうと財源を探してお

ります。この輸送船なり、また、その埠頭の設備、埠頭は室蘭には日本通運を説きまして、私の方の地所を譲りま

して、やつと東洋一の埠頭ができ上がりました。それで荷役が非常に促進され、こういふふうになつた努力が

私われのでございまして、今申しました通り、いいとわかつていても急に作れない。そうすると、その間にも非常に需要確保、市場を確保したくても、いろいろな法律を作り何をして

いたところで安いのには、便利なものに流れるのがこれは自然で、だめなん

です、そんなはずじゃないと言つてゐるうちに、この事態を見るならば、

どうして問題の解決は市場の確保をまず最初にしなければならぬといふの

で、輸送賃を半減した。その半分は政府で三年ぐらゐ負担してくれ。その間

にわれわれはこの切り下げを行なつて、その後においては自分の方の合理化によつて能率増進によつたものと入

れかわつていく。ともかく先にまずわれわれの石炭業界では五年かかるので

す、これから八百円下げるのに。それではどうしてもしょうがない。一度に

千円ぐらゐ下げる措置をとつてもいい、こういふことは今頼んでゐるわけ

でございます。何としても石炭業界は輸送業だと言われた。そういう人があるくらいで、輸送賃は最大のものでは

ある。輸送賃を解決することによつて、まず私どもは外国燃料と競争できるのです。ですから主要消費地を確保することができれば外国燃料と競争できる。競合できる立場に立つてから、

さて石炭業界はどうするのだといふことで努力をして実を結んでいくようにしなれば、今日私たちが言つてお

りますし、阿貝根さんのお考えの通り、いろいろな意見もあります。関連産業

におきましてもいろいろな意見もあります。あるけれども、まず高い炭であるといふこと、これ以上の意見は言え

ない。われわれは外国燃料と、いずれにしても政府の力を借りて、一応競合し得る値段にまで来たならば、その

ときには国内資源確保の上からいつても、これは当然友情をもつて、国家国民経済のためにある企業々々にお

いて、その企業の収益問題というより、国民経済の立場に立つたならば、国内

資源を使うべきじゃないかと言われるのですが、それも言いくい立場にあるので、非常に私は今度意見を差し控

えてゐるのであります。どうしてそれをやるのは、この輸送賃の問題は、自己の努力だけでは四年も五年も

かかる。これを一挙にやつていくならば、一つの大きな問題を、価格の点を解消したならば、道は開けると思ひます。しかし、それが価格において競合し得るところまでいかないうちは、この場ではどうだ、こうすべきじゃないかといふことも同業の立場にあるので

差し控えておるのであります。まずお説の通り、輸送賃の問題を解決して、石炭の価格といふものを一挙に下げるというところに意味があるので、三年も四年もかかつて下げていったのではこれはだめだと思ひます。そういう点で、自分のことをこの機会を利用してお願いして恐縮ですが、輸送賃軽減の特別措置といふことについては、議員の皆さんの格段の御研究と御配慮をお願いしたいと思ふのでござい

ます。こ

ういふ席を利用してはなはだ恐縮でござい

ますが、お願いする次第でござい

ます。

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。

それでは萩原参考人に対する質疑はこの程度にしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないと認めます。

どうも御貴重な御意見をありがとうございます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして下さい。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、日本炭鉱労働組合中央執行委員長、事務局長古賀定君に御意見を願ひいたします。

○参考人(古賀定君) 私は日本炭鉱労働組合事務局長の古賀定であります。

本日、炭鉱労働者臨時措置法案について、参考人として意見を述べさせていただきます。

ただ機会を得ましたので、昭和三十年の石炭鉱業合理化臨時措置法の実施

第七部 社会労働委員会会議録第八号 昭和三十四年十二月十日 【参議院】

以来、職場を追われ、多くの仲間
の意見を聞き、かつ現在、炭
労の組織に加盟して、二十万組
員を代表して、意見を述べたいと思
います。

この法律は、第一条の目的にお
いて、「炭鉱離職者が一定の地域にお
いて多数発生している現状にかんがみ、
炭鉱離職者緊急就労対策事業及び職業
訓練の実施、再就職に関する援助その
他の措置を講ずることにより、その職
業及び生活の安定に資することを目的
とする。」と、おいてあります。

私はまず第一に、炭鉱離職者が全国
では十万人をこえ、特に筑豊炭田地帯
では、五万五千人に及ぶ多数を示し、
社会問題にまで発展するようになった
原因、つまり現在までの炭鉱離職者に
対する政府の政策並びに経営者の経営
のあり方について指摘しなければなら
ない。わが国の炭鉱離職者は、英国に
比較し三千年、フランスに比較し二十年
程度おくれであるといわれてお
ります。炭鉱離職者を今日に至らしめた
のは、政府並びに経営者が、長期展望
に立つての責任ある総合的エネルギー
計画に欠け、戦前、戦中、戦後を通じて、
時々の情勢に対応した場当たり的な
政策の欠陥にあると言わざるを得ませ
ん。まず、戦後だけを取り上げてみま
しても、それが立証できます。終戦直
後、炭鉱離職者は日本の経済復興の基幹
産業として、傾斜生産方式による重点
政策がとられ、当時の貧弱な国家財政
の中から、財政的には借金融資や見返
り資金による援助が行なわれ、また、
マル炭制度、炭住、報奨物資などのま
きえによって、大量の労働力を投入
し、出炭目標の達成に努めたのであり

ます。ところが、昭和二十五年、戦後
第一回目の不況に見舞われ、経営
者は労働者の解雇によって、その不
況を乗り切っており。昭和二十五
年及び二十八年の二度にわたって、二
十万人以上の労働者が解雇され、六十
万家族が路頭に迷ったのでありま
す。そうして、それは、炭鉱離職者の真
の合理化には、何ら役立っておりませ
ん。逆にこのように、好況期には労働
力を投入し、不況期には労働者の解雇
によってそれを克服するという単純な
経営者の経営理念と、政府の保護政策
に依存してきた経済の放漫性は、合
理化の達成を二十年も三十年も先進諸
国におくれさせ、さらには、今日競争
燃料との競合にあわてさせる結果に
なっております。

第二の原因は、炭鉱離職者の古い生産
機構にあると思っております。すなわ
ち、日本の炭鉱は、明治の初めから、
三井、三菱など、財閥系炭鉱が優良炭
田を独占して、鉱山地代を搾取し
て手に入れたこと、過剰人口を利
用した極端な低賃金によって利潤を上
げてきたのであります。石炭資本家は
機械化や技術改良等、生産力を引き上
げるための投資にはあまり意を用い
ず、もっぱら鉱田の買収、拡張に躍
進したり、財閥系炭田の産業に多額の
金を回してきた、こういう点を指摘し
なければならぬと思っております。
ちなみに鉱田所有状況についてみま
すと、三井、三菱、住友、北炭の四社で
全鉱田の四九%、大手十二社で八八%
を占めているのであります。
さらに、日本の炭鉱離職をおくら
せている原因の中に、中小炭鉱、租
炭の問題があると思っております。中小炭

では、極端な低賃金で労働者を使い、
親会社は掘り出された石炭を安く買
いたたき、いながらにして超過利潤を
手に入れておられます。このような欠
陥が、不況期においては、炭鉱離職者
他のエネルギー商品との競争力を減殺
するとともに、好況期から不況への移行
期には、世界にその類を見ないような
大量首切りとなつて、中小炭鉱の閉鎖
等の連鎖反応を繰り返すことになつて
おるわけであり。また、第三の原因は、政府の従属
エネルギー政策にあると思っております。戦
後、日本経済がアメリカに支配されて
いることは、だれでもが知つていま
す。この中でも、経済発展の米である
エネルギーは、アメリカへの依存を強
めておられます。石油の五一%は米資
本であることは、周知の通りです。外
国商社のマークをつけたガソリ
ン・スタンドが、日本国中至るところ
に散在していることは、御承知の通り
であります。

各国のエネルギー構造には、二つの
型があるようにあります。一つは、流
体燃料が五〇%以上を占めておるアメ
リカ型と、もう一つは、石炭が六〇%
以上を占めておるヨーロッパ型の二つ
であります。わが国は、戦前ヨーロッ
パ型に属していましたが、戦後は二十
八、九年ごろから、急速にアメリカ型
に、政治的に変えられつてあります。
政府の計画によりますと、昭和五十年
には、石油四〇%、石炭三四%、水力
二〇%で、全エネルギーの中の輸入依
存率は四八%になるように計画されて
います。西欧の資本主義諸国でも、石
炭離職者が危機に陥っているというこ
とは事実であります。

しかし、ここで注目しなければなら
ないことは、西欧各国が強く自国のエ
ネルギー資源に立脚した政策をとつて
いることとあります。昨年の五月、英
国議会上院において、モードリング国
務相は、英国におけるエネルギーとし
ての石炭の地位は、他のいかなるもの
をもつてしてもかえることができません。
英国政府は、あらゆる方策を尽くし
て、いかにこれを適格な企業として存
続させるかに努力するであろうと答
えています。また、西ドイツは、た
だいま参考人の意見の中でもありま
したが、炭鉱労働者は戦後の経済復興に
大きな功勞があつたのだから、政策上
は、当然補償すべきだといたしました
て、その財源として、軍油に対し石炭
トン当たり換算し三十マルク、日本
円で二千五百七十一円の関税を課して
います。このような政策に比べて、
わが国だけが従属国並みにエネルギー
の半分を外国に依存しようとしていま
す。このような政策が炭鉱危機を鋭く
しておる第三の条件である、このよう
に私も思っております。従つて、
斜陽化とかあるいは石炭危機、こうい
うものは宿命的なものではなくて、明
らかに制度的あるいは政策的に起こつ
ているものである、このように申し上げ
ることができると思っています。私が今
まで過去の問題と現在の政策について
触れたのは、本法案によつて、炭鉱離
職者の抜本的な問題解決にならない、こ
ういふことを指摘したいからでござい
ます。私たちは、昭和三十年石炭離職
合理化臨時措置法案の審議が行なわれ
ました際にも、参考人として、この法
案は、炭鉱労働者の解雇を促進し、失

業者の増大をもたらすだけであつて、
炭鉱合理化には大きな期待が持たれな
いということを指摘して参りました。
現在の政府のいう、炭鉱離職者が、
一定地域において多数発生している
ということは、昭和二十八年の不況に解
雇された労働者と、合理化臨時措置法
に基づいて買上げられた炭鉱から離
職した労働者であつて、政府の責任
として十万人に及ぶこれらの人々に対
して、本法案の目的で示されるような
再就職の機会を与えることが当然で
あつて、おそきに失した感がある
と思っております。

私は、この法案が、先に指摘した過
去の離職者に就職の機会を与えること
に限定し、適用されれば、今後社
会党を通じて主張していただく予算措
置や、一部条文の修正等を含めて、原
則的に賛成をいたします。

しかし、この炭鉱離職者臨時措置法
案は、私の指摘する失政の犠牲者であ
る過去の離職者十万人の救済を目的と
したものでなく、炭鉱離職者を救済す
るという形をとつて、国民の目をおお
い、世論をつくり、今後石炭離職者
の強行しようとする首切りを促進し、
援助をしよとしておられるのだと言
わざるを得ません。従つて、次の諸点か
ら反対をいたします。

その第一には、本法案によつて、石炭
離職者は、平和的、自立的発展の政策に
はならないといふこととあります。
現在石炭離職者は、三十八年度まで
に、大手炭鉱十八社で約七万人、中小
炭鉱で約三万人、計十万人に及ぶ労働
者の解雇によつて、石炭離職者の体質改
善をはかる計画をいたしておりますが、
本法案はこの十万人の首切りに対

する経営者の依存心を高め、真の合理化としての技術改良及び機械化設備改善その他鉱区開放等をあげることができず、それらをおくらせるだけでなく、その行為を側面的に助長し、われわれ炭鉱労働者を失業のちまたに投げ出すだけであつて、合理化臨時措置法の矛盾が今日露呈していると同様の結果をもたらすだけである、このように思ひました。

また、生産の直接担当者である労働者の協力体制なくして、石炭鉱業の発展がないことも明確であり、首切りが石炭鉱業の本質的合理化にならないことは、過去の史証をあげてたゞいま指摘した通りであります。

本法案実施に伴う本年度の予算は、約十三億圓と聞いています、その用途は、全国の職安との就職あっせん協力費、職業訓練のための車両購入費、海外移民促進援護、遠隔地就職者のための短期宿泊所の建設費、雇用主が住宅を建設する場合の補助費、遠賀川汚水処理費、鉱害復旧費、失業対策事業費等がおもな費用であつて、これらはすべて離職者だけに使用されるものでなく、しかも救済対象者は約二万一千人ですから、これだけでも救済できない額だと思つております。

なお、現在筑豊の黒い飢饉地帯におる五万五千人に及ぶ失業者を含め、全国十万人の失業者並びに経営者が、今後十万人の解雇計画に基づいて強行する解雇を考えると、十三億の予算は、焼け石に水ほどの効果しかないのではないかと、このように考えられます。

また、職業訓練にいたしても、失業保険受給中に行なうことになつて

おりますが、失業者の大半は四十才以上で、妻子をかかえている者だけに、大きな期待が持たれません。

きのう、NHKの討論会でも、その実相が述べられておりましたが、現在田川地区に出てゐる失業者のほとんど五〇％以上は、四十才以上の人たちであつて、妻子があり、非常に遠隔地への就職には困難性がある、このようなことが、報道の中でも主張されてゐるわけです。

また、他産業への転換についても、現在各重要産業部門で、オートメーション化や機械化等の合理化によつて、人員縮小が実施されておるときではありますし、転換実施の保障がない。これは、萩原参考人も主張されましたが、そのような点を配慮いたしますと、将来に光明を求める安定した有望な転換産業があるというところは期待できないのではないかと、このように考えられます。

このような状態から判断をいたしますと、炭鉱労働者の落ちつく先は、干拓地、あるいは開拓地や、公団住宅建設、道路建設などの事業で、就業が不安定な土方仕事をやる、こういうことになるのではないかと、思ひます。これに海外移民を加えて考えますと、離職者対策は、結局炭鉱労働者を社会の外に投げ捨てていく結果になる、このように言わざるを得ません。

また、政府発表によりますと、石炭一千万トンについて、七十五万人の雇用があるといわれていますが、このうち、炭鉱労働者は六万人ですから、一人の炭鉱労働者が首を切られることは、十人の労働者の雇用に影響することになります。これらの関連産業の労働者対策について何ら考慮されてい

ただけでなく、炭鉱地帯における住民の対策も考えられておりません。これらの対策もあわせて考えるべきだと思つております。

また、西独では、重油関税による三億マルク、二百五十七億円の大部分は、五万人と予定される炭鉱離職者に對し、手当、転業資金、転職先の賃金との差額補償に向け、国を興すものは労働者であるという前提に立つた政策をとつてゐると聞いておりますが、これと比較するときに、人権尊重ということが、日本とヨーロッパとは、同じ資本主義国でもこれほど違ふものかというふうに、私たちはあせんとしなければならぬと思つております。

第二には、政府の石炭政策についてであります。昭和三十三年、経済企画庁のエネルギー部会が樹立いたしました五カ年計画がありましたが、その計画は、第一次年度においてそを来たるております。このことが、巷間言われておりますエネルギー革命、流体エネルギーの進出と相俟つて、今日の状態をたらしめていることは、何人も否定できません。

政治経済の主導的立場にある政府は、日本経済の総合的展望に立つて、総合エネルギー計画、その中における石炭鉱業の基本政策を確立することが先決だと思ひます。私たちは早くから石炭鉱業の基本政策確立について、政府の当事者に要請をして参りました。しかし、なかなかその実施を見ませんでした。したが、先般石炭鉱業審議会に基本問題部会が設置され、現在検討されつゝあるやに聞き及びますが、本法案にもまして緊急かつ必要な政策は、完全

雇用の立場に立つて、鉱区の問題、租鉱権の問題、流通機構あるいは中小炭鉱を含む最低賃金制の設定等を含めて、石炭鉱業の発展を促進する基本政策の樹立であると思つております。その基本的問題に付随して、労働者の生活安定の諸問題が解決されなければならぬと考えております。

以上の観点から、今後十万人の解雇を前提とする考え方と首切りの強行を中止し、炭鉱労働者の次の強い要求を取り入れ、真の国民的な石炭鉱業の基本政策を検討、樹立されることを希望いたします。

まず第一には、閉山問題が起きた場合には、民主的方法によつて選出された委員会を構成し、国家資源の利用と、地方経済、労働者並びにその家族の将来についての保障を十分に検討する。

第二には、離職する労働者に対し、これにかわる炭鉱、または永久性のあつて、しかも今までと同じような生活が維持できるような職業を保障していくということ。

さらに第三には、新しい雇用は、閉山された炭鉱と同じような地帯にある所か、また、その近辺に何らかの工業を興して与える、こういう方法を講じていたがたい。

第四には、無期限無制限の失業手当の支給を目ざして、当面、現在の失業保険給付額を八〇％に引き上げ、支給期間を二カ年間にしていたがたいこと。

第五には、生活保護法の適用範囲の拡大と、基準額を倍増し、予算のワケを理由とする支払いの制限を行なわな

第六には、失業及び半失業労働者に対して、一カ年間の技能教育を行ない、その後の適正な労働条件による就業を政府の責任において保障していただく。このようなことをさんしやくをしていただきたいと思います。

以上の点を強く申し上げまして、私の意見を終わりたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。

○委員長(加藤武徳君) 次に、日本石炭鉱業連合会専務理事長岡幸君にお願いいたします。

○参考人(長岡幸君) 私はただいま御指名のありました長岡でございます。大へん時間も迫つておるようでござい

ますから、きつめて簡単に考えておりますことを申し述べさせていただきます。

私ども日本石炭鉱業連合会と申しますのは、俗にいう大手十八社と違ひました。他の全国に、炭鉱で申しますればたゞいま五百幾つかに上る大ぜいのもの団体でございます。いろいろの席上で申し上げておりましたように、国の資金を使うというチャンスにおきまして、さうやう広範には実際上たゞいまの金融機関、金融機構のもとではさうは使えないというようないことも特徴的には申せる。また、企業組織にいたしまして、多くは一つの炭鉱をやるといふ方がむしろ多いのでございまして、平生から好不況に對する影響はまず先に來るといふことを考へておりました。昭和二十四年のころ、それから昭和二十九年、三十年の不況のころ、いずれも相当の鍛練を経たわけでございます。このたびのこの

困難は全く油の非常な世界的増産の影響と私どもは考えておりました、まあ一つの井戸当たり、合衆国で私どもがサンフランシスコあたりで聞きましてところでは、十二、三バレルというのがアベレージでありますのが、四千バレルも出るような油がサウジアラビアとか、クウェイトとか出て参りましたのは、全く世界中でみな予測ができなかったようなことだったと思うのであります。従つて、五七年のころにルールを中心とした西ドイツ共和国の貯炭がコークスにいたしました分まで減せて七十万トンしかございません。なまの石炭の貯炭などは見られもしませんでした。それからちょうど満二年たっただけでございまして、ただいま千五、六百万トンになりました。西独全部の貯炭があるといふようなことは、外国においても日本においても予測できなかったことである。従ひまして、私どもは、わが国の政府においてもそういう点は予測し得なかつたことだと思ひます。経営者、また、われわれ比較的そういう調査機関などを持っておりませんものからいたしますれば、まことに見通しの悪かつた姿であつたかと思ひます。しかし、そういう影響は昨年春くらいからしみじみ感ぜられて参りましたので、政府にいろいろ進言をいたしまする場合でも、私どもはぜひ転換される労働者のために、石炭鉱業からよそに離れて行かれる方の取り扱いについてはぜひ安定した仕事に手早く入れるように措置をすべきである、国の力ですべきである、こういうことをいろいろの機会に申し述べて参つたのでございます。従ひまして、今度の離職者特

別措置法案といひますか、臨時措置法案につきますしては、自分らの考え方としては、国でみずからなされる仕事——道路とか、あるいは港灣の整備とか、あるいは陸道を開くとか、これも道路の一部になるかもしれない——鉄道の一部になるかもしれないが、さうな事業をみずから国が行なわれるようにというのをかねがね申し述べ参りました建前上、この臨時措置法案にはさうな事業のこと、そのことをうたつてはございせんけれども、第二章でございしたか、もつぱら緊急就労事業といふものを計画せられまして、さうな仕事につかれることの一つの機動力にしておられるように押承いたしましたので、まことにけっこうなことだと思つておるのであります。次に第三章でありましたか、援護会という組織が法案に盛り込まれておるのであります。私どもかねがねの申し条は、国が大規模な事業をお興こしにすることを希望いたしておるのでありますから、必ずしも会といふものではなくても、たとえば特別会計といふようなものを国でお興こしになりまして、国みずからが事業もおやりになることができるのではないかとこのことを考へておりましたのであります。が、せっかく特別の法人を予定せられて促進をせられると、こういうことでございしまするので、これもよろう、そういう考えに統一いたしました。援護会のおやりになります事業の内容につきましては、なおいふろのこと、が考えられるのでございます。けれども、この法案そのものにも公団の方には包括的に一応書いて示してあるもの以外にも関連するものが行なわれると

いふに法制しておありになるようでありますから、これで私どももけっこうだと思つて今後長らく時間のかかることのないようにてきぱきと進行せられることを希望いたす次第であります。最後に、援護会の費用のことでございます。その一部分は現在でございます。炭鉱整備事業の方から交付されるように案がなつております。炭鉱整備事業団のまた資源は、金の源は、ただいまのところは炭鉱みずからの直接の負担金といふのと、炭鉱が会社その他政府機関から借りております金利の一部をそちらに回すという措置等から成り立つておるのでございますが、その方からお金をお返しになる、この援護会の事業にお返しになるということになりますれば、自然穴があくといひます。残りは補充しなければならぬので、いづれ現在の炭鉱整備事業団の仕事に完全にやります以外に、負担としては必ずと将来に、やはり現在のようないん二十円以内といふような負担を予期しなければなりません。もとより現在のいん二十円といふ負担もなかなか仕上りを切り詰めます上におきましては容易でないわけでございます。今日直ちにその上に何か加わるといふようなことはとうてい想像もできないのでございます。将来に負担が伸びるという点につきましてはなかなか容易ではない。むしろ願ひしいことは、最高二十円の負担といふのがたとえ長くなつても十円になるというふうなふうに実際の負担がなるように願ひしいものである。仕上りの低下といふことにつきましては、先ほど来いろいろ参考人の方からお話

がございましたが、なかなか困難でもありませんし、奮勵努力いたさなければなりません。この点は特に負担のなるべく少なくなりますように率直に希望を開陳いたしておきたいと思ひます。その他、本法案に関連いたします諸石炭政策につきまして、多少考へておるところもございしますけれども、この際は以上で私の陳述を終わりたいと存じます。○委員長(加藤武徳君) それでは、次に全国石炭鉱業労働組合中央執行委員加藤俊郎君にお願いをいたします。○参考人(加藤俊郎君) 全炭鉱の加藤俊郎であります。私ども全炭鉱といひまして、今日までの石炭政策を振り返りますときに、それからまた、今後の石炭政策について考えますときに、数多くの意見を持つておるのであります。本日、炭鉱離職者の臨時措置法案に関する問題でございしますので、直接これに関連する事柄につきましてお話し申し上げたいと思ひ次第であります。私どもは、炭鉱の体質改善といふことが、これから強力に行なわれなければならぬといふふうに考へております。しかし、その体質改善を行なうにあたりまして、非常に重要な柱となるといふことが今論議されております。この法案が円滑に運営されるかどうかといふことに非常に大きくかかるのではないかとこの法案が意図しております。私どもは、この法案が意図しておりますところ、また、この趣旨につきましては基本的に賛成であります。従ひまして、ただいまからこの法案が

実施されるにあたりまして、その運用がより一そう円滑であり、より大きな効果が期待できる、そういうことを望みまして幾つかの問題を申し上げてみたいと思ひます。本日、ここに炭鉱離職者に関する若干の事情の調査資料を持参いたしましたので、これを御披露しながら、問題点について申し上げてみたいと思ひます。私の手元にありますこの資料は、石炭鉱業整備事業団が随分くで買上げました四つの炭鉱につきまして、炭鉱住宅に居住をしております三百四十六人の離職者を対象に調査したものでございます。これは各人別にアンケートをとりました、それを集約いたしております。第一に、そのような離職者が就職希望の時期を、いつを最も就職希望の時期として望んでおるかということでありますが、直ちに就職をしたい、こういう回答をいたしました者が回答者の中の八六・三%を示しております。残りの回答者は、調査の時期から一カ月以上あるいは二カ月、三カ月というあとの時期に就職をしたいという希望であります。これはそれぞれの離職者につきまして、就職希望時期に関するいろいろの事情が介在しておるものといふふうに考へられるのでございます。が、ともかく今日このような状況におります炭鉱離職者に対して直ちに職を与えたいということがいかに緊急であるかといふことは、この調査に待つまでもなく明らかであると思ひます。第二に、就職の希望地であります。が、これについての調査におきましては、どこでもよい、海外でもよい、あるいは自分が住んでおるところの県

内であればよろしいというより回答をいたした者が三三・九%でございます。残りの六六・一%が通勤を希望しております。また、新しい職につくにあたりまして、労働者自身、単身で赴任できる、それがどの程度あるかと申しますと三九・四%でありまして、残りの六〇・六%は単身で赴任することが不可能であるということを訴えておるのであります。このことから考えられますことは、すでに御承知の通りに、これらの労働者の現住地では、ほかに産業があるわけでもなく、自分の家から通勤して仕事につきたいと申しまして、これはおおよそ不可能な実情に置かれておるわけでありまして、しかるに多くの離職者が自分の住んでおる所で通勤可能な仕事につきたい、こういうふうな希望をいたしておられますのは、これは一にかかつて住宅事情にあることが明らかであらうと思ふのであります。住宅の確保につきましては、本法案の第二十三条の第一項第四号におきまして、雇用主に対して労働者用の宿舎を貸与すること、こういうことが書かれておるわけでございますが、この点に關しましては、一つあらゆる可能な方法を講ぜられまして、ただ単に雇用主に対して労働者用の宿舎を貸与するというだけではなく、広範な措置をお願いしたいわけでございます。離職者本人に對しまして、これは離職者みずからが家を借りる、あるいは間借りをする、こういうようなこともあり得るわけでありまして、このような点に對しても援助を行なうことができないか、あるいはまた、住宅公団を活用す

る、パイプ・ハウスなどを活用するといふようなことを通しまして、もつと広い角度からこの問題の解決に大きな精力を注いでいただかなければ、先ほど申し上げましたように、六六%の人が現在の炭鉱地帯で仕事を求めようとしておる、これはもう解決できない問題でありますので、この数字を減らさなくちゃならぬわけでありまして、どうぞ一つ住宅問題については熱心にやっていたいただきたいことを訴えたのであります。

それに関しまして、なお二、三の実例を申し上げますと、なお二、三の炭鉱地帯から東京並びに埼玉、山梨県などに炭鉱離職者が参りまして新しい仕事についているのがあつたわけでありまして、そういう事業所をたずねまして調べて見ますと、そこにおります労働者のほとんど全部が早く家族を呼びたい、早く家族を呼んでそして東京で暮らしたいのだ、自分が今働いている所で家族とともに生活したいといふことを非常に強力で訴えておられます。また、先ほど申し上げましたように、何とかして部屋借りでもしたいのだ、しかし、都会におきましては、御承知の通りに高い権利金を取られ、敷金を払わなくちゃならない、そういう金の用意はともできないし、そのことを新しい雇用主に対して要求することもできない状態だ、こういう悩みを訴えておるのであります。また、雇用主側におきまして、土地を持っていてから住宅を建ててやりたい、また、そういう努力をいたしておる、あるいはパイプ住宅をやりたい、一日も早く彼らのために家の問題を解決しまして家族を呼んでやりたい、その晩

には、家族に対して内職をさせることさえも考えておるのだというよりな事情を訴えておられます。また、埼玉、山梨等に行つておられます者の状況につきましても、これは宿舎がないために社長の家や合宿をしておる、あるいは重役の家や合宿をしておる、あるいは例もあるのだと申す。これは非常に親切な経営者であると思ふのであります。このように率先をして、この炭鉱離職者の再就職について協力しておられる関係におきまして非常にこの住宅の問題がネックになつておるわけでありまして、この問題に關連してさらに若干の点を申し上げてみたいと思ひます。

それは第二十三条の第一項第四号と第一号の移住資金との関係であります。その第四号におきまして「労働者用の宿舎を貸与する」、これはどの程度解雇上の幅があるのか私にはわかりません。この点について必要ならば、条文の修正等も考慮していただかなければならないのじゃないか。それから移住資金の問題でありますけれども、これは引越しの費用という意味であり、引越しの費用といたしまして、今指摘をいたしたように、いろいろな家を買いたいとか、部屋を借りたという場合には、その費用を貸与する費用などもこの中に考慮されておられるのかどうか、この第四号で解決できないならば第一号の方で解決する、そういうような方法を講じていただかなければなりません。それからこの第二十三条の第二項の第四号と第五号であります。第四号におきまして「この法律の施行後において新たに安定した職業に就いたことのないこと」と、こういう工合に書いてございまして、これから申し上げると、ただいま私が実例を御紹介を申し上げましたが、すでに職安のお世話などを通じておる労働者が東京その他の地方に行つておるわけでございますが、こういう労働者に対して移住資金あるいは住宅のあっせんといふような関係がこの法律が成立した後にどのように取り扱われるのか心配になるのであります。これらの諸君は、多数おられます。これらの中で、いわば開拓者として率先をして出て参つておるわけでありまして、これらの諸君が新しい雇用主のところにございまして、しっかりと働くことができるかどうかといふことは、あとに続く多くの離職者の就業の問題に重大かつ密接な関係を持つわけでありまして、これらの労働者に対する処置を忘れてはならないのではないかと考へるのであります。さらにその第五号におきまして、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住しておる地域に住する有すること、こういう工合になつておりました、そういうものでなければ、たとえ第一号の移住資金はもらふことができない、こういうことになりまして、これも今申し上げましたように、率先をしまして遠隔の地に出て行き、そして新しい仕事についてがんばつておる、こういう労働者に対する取り扱いといふものが、これから移住資金をもらふ離職者との間に非常に不均衡になるのではないかと考へることに關しまして何か政府の方において考へがあるかと思ひますけれども、ど

ろ一つこういう労働者に対しての処置を熱心にやっていたいただきたいとお願ひをいたしたのであります。

次に、離職者の定義でございますけれども、これに關しては第二條の第二項に「炭鉱離職者とは、」といふことと書いてございまして、聞くところによりますと、この「炭鉱離職者」といふのは、いわゆるホワイト・カラーと申しますが、職員層は含まないといふよりなことであると申すのであります。私はやはり職員層も、職員であつた者も炭鉱離職者としてこれに含めたいといふこととすべきであらうと思ひます。職員層の中には、特に中小炭鉱の職員の中に、学歴もなければ特に技能についても持つておるものもない、そういう階層も非常に多いわけでありまして、今後の炭鉱の成り行きを考えます場合に、これらの人たちが整理の対象になりやすいといふことは容易に予想できることとあります。しかもまた、こういう人たちはかつて転職が困難でありまして、これらにはいろいろの事情があるわけでございますけれども、こういう労働者の中で、やはり自分も今度は肉体労働に従事して働くのだ、職業訓練も受けるのだ、こういう希望があるにかかわらず、職員であつたといふことによつてこの法律の対象から除外されるということになるのは、はなはだしく妥当性を欠くのではないかと、また、そのように希望をしない、いわゆる純粋なホワイト・カラーでありまして、これはこれなりに対策といふものをこの法律の中に盛り込んでいただかなければいけないのではなからうかといふ考へを持つております。

第七部 社会労働委員会會議録第八号 昭和三十四年十二月十日 【參議院】

次に、訓練手当の問題であります。第二十三条の第一項の第二号に「職業訓練を受ける炭鉱離職者に対して手当を支給すること。この職業訓練の手当を私が特に申し上げますのは、今日まで炭鉱地帯にも職業訓練所が数多くあるわけでございますけれども、それでは一体どれくらいの炭鉱離職者が職業訓練を受けておるかということになります。その数はきわめて少なかったというのが実績であります。大体職業訓練所は新規に学校を卒業した者が入る学校のような形になっておりまして、どこかの訓練所に行きまして失業者が職業訓練を受けておるといふ事例はわずかしかないのであります。炭鉱地帯におきましてもまさにその通りであります。先ほど申し上げました宇部地区の離職者についての調査によりますと、この調査のうちにはわずか二・八％の者が職業訓練を受けていない実情でございます。職業訓練を受けていない者の中で三七・九％の者が職業訓練の希望を申し述べております。これだけ多くの希望者があるにもかかわらず、実際には二・八％ぐらしか訓練を受けていないというのは、要するに訓練中の生活維持の問題であります。生活が維持できる状態にしてやっ

て訓練を受けさせるということでは、この職業訓練所を政府におかれまして新たに作ってやらねばなりません。成功は期しないのではないかと。また、職業訓練を受けた上で新しい職業につけてやるといふことでなければ、ほんとうに安定した仕事につくことができないのではないかと。関係でございますので、現在考えられてお

りますところの職業訓練手当というものは、ぜひとも一つ予算を増額せられて、生活維持ができるような額において支給をせられたい。その場合におきまして、その離職者の生活の実態に即して、家族を持っておる者、あるいは単身者という異なる実情に応じての訓練手当の額の相違というようなことは、これはいろいろ工夫があるかと思ひます。やはりそれぞれ離職者の実態に即したこういう点も措置をやつてもらひたい。特に政府は、失業保険の受給期間の延長について一考考慮されておたうであります。今更それが出ていないわけでありまして、それに返るといふ意味ではあります。それが、それに返るといふことも含めまして、職業訓練手当を増額するといふことをぜひお願いをしたいと思います。

次に、生活指導の問題について申し上げてみたいと思ひます。これも二十三条の第一項の第八号に、援護会が行なう業務の一つとして明記されております。であります。新しい仕事につく、そこで日給五百円、あるいは六百元という金をもらうよりは、生活保護を受けておった方がましだといふ気分が現在滞留しておる、離職者の中に相当蔓延しているといふことを憂慮するわけでありまして。そのようなぬるま湯につけてしまふといふと、どのような対策を講じようといふたしましても、それに乗つてこない。たとえば、筑豊地帯の職業安定所におきましては、求人があるけれども求職がないというふうなことがあつたりする。これについて職業安定所の方では、応募

者が思つたより少ない。特に直方では、離職者の連盟が、これは今、日自の関係らしいのですが、応募を阻害しているらしいといふようなことも言つておるのではありません。いろいろもろろ事情はあるわけでございます。が、やはり離職者に対して、みずから生活のみずから建て直すんだ、こういう意欲をしっかりと植えつけるような生活指導をこの援護会が強力に行なう必要があるといふように私は考えるのであります。言いかえしますならば、これは援護会が炭鉱の離職者に対して行なうところの一つのPR活動だろつと思ひます。同時に、このPRというところに関連をいたしまして、私は炭鉱離職者を雇つていただくべき全国の雇用主側に対するPRを援護会は強力に行なつてほしいのであります。これはなぜかと申し上げます。炭鉱離職者に対する一般の先入感がある。あるいは炭鉱労働者は使ひものにならないとか、目が当たる所では働けないとか、あるいは組合運動が激しいとか、まあいろいろくだらない先入感がある。こういう雇用主側の事情に對しては、ほんとうに炭鉱労働者がどういふ考え方を持っておるか、どういふ状況であるかといふことを、いいことはいいなりに、悪いことは悪いなりに、一つPRをしていただく必要があろうと思ひます。先ほど例に引きました東京関係の雇用主側では、炭鉱離職者を雇つてみた、いいことも言つております。作業については、いけいけをとなして。従つて、第二回分を追加申し入れをして。話し合ひをするのに、最初は全部の人間が固まつて来たので驚

いたといふようなことも言つております。それから、仕事は非常によくやる、しかし、時間が長いのをきらう、あるいは選考を安定所で責任を持つてやつてもらひたい、あるいは人柄、知識等は、従来の労働者よりも上回つていふようなことを言つておる雇用主もあり。それからまた、安全帽をよくかぶるので、他の労働者の模範となる。これは当然でありまふけれども、そういう話も出ておるのではありません。従ひまして、こういう雇用主側に対して、炭鉱労働者の今までの生活の実態、考え方といふものについてよく知つてもらふ必要があるし、新しい雇用先の状況がどういふものであるかといふことにつきましても、今度はまた離職者側に対して十分のPRが行なわれる必要があるかと思ひます。

次に、これだけの離職者を、理想として一人の失業者もないような状態に持つていくといふことでなければならぬわけでありまして、これについては、職業安定所の方の人員や予算は、はたして対応できるように仕組まれているのかどうかといふことを一つ心配をいたします。現状におきましては、聞くところによりますと、離職者一人に対する職業相談は、一分半から二分ぐらゐのものといたうようなことださうであります。そういうことで、いかに安定所の方で努力をされましても、これは不可能なことでありまして、この法案と同時に、安定所に関する予算の増額、人員の増強等につきましても、十分な配慮をお願いをしなればならぬと思ひます。

特にその点につきましては、すでに安定所におきまして、広域職業紹介を実施しておられますから、それがどの程度実績を上げておられるかといふようなことなどもお調べになるといふことは、ないかと思ひます。

なお、この援護会の運営に關しましては、中央、地方の組織におきまして、われわれ労働組合を含めて、民間人の活用をはかつてもらひたい。さらに、これは臨時措置法でありますけれども、毎年続けるべき法律でありますので、毎年十分予算をつけていただくべく、なるべくやうなことを考へるわけでありまふ。

最後に一点申し上げたいと思ひます。この法案の六条に關連をいたしますが、炭鉱離職者は、炭鉱離職者を優先して雇ひ入れよ、といふようなことになつております。この点は、炭鉱離職者を他の産業にこれをお願いをして雇つてもらわなくちゃならぬといふ立場にわれわれ炭鉱人は立つわけでありまして、炭鉱離職者が新しく炭鉱労働者を雇ひ入れる場合には、炭鉱離職者を雇ひ入れるようにしなくちゃならぬといふことをやれないものかどうか、御検討をいたしたいのであります。

あわせて、この喪失の問題であります。炭鉱におきましては、真にやむを得ざる事態におきまして離職者を出さざるを得ない場合、その離職者の中から一人でも失業者を出すな、こういう覚悟が絶対に必要である。大手炭鉱におきましては、それなりの資力を持つておるわけでありま

し、あるいは系列会社、あるいは関係の深い会社等も多いわけであり、そういふ関係に就職をあっせんをいたしまして、一人の失業者も出さない、こういうことを嚴重にやらせる必要がある。その点におきまして、この法案があるために離職者を出しやすくなったといふことが絶対になく、ちやならぬ。さらに、中小炭鉱の離職者の場合は、多くの場合に、山が閉山になっておりまして、どこかに就職をしようとしても、前歴を証明するものがなかったり、あるいは保証人になつてくれる者がなかったり、いろいろ不利な点があるわけであり、従つて、この援護法が掌握をいたしました炭鉱離職者の中におきまして、中小炭鉱からの離職者であるがために、大手の離職者よりはみじめな目にあわなくちやならぬといふようなことのないように配慮をいたしていただかなければならぬと思つております。言いかえますならば、援護法は、ある意味におきましては、このような中小炭鉱の離職者のために、親身になつて世話をする機関だといふことが言えるくらいに活動をしていただきたいといふことをお願いするわけでござります。なお、本法案が一日も早く実際に動き出すことができるように、特別の考慮を払つていただきたい、業務方法書を作り上げたりなんか、いろいろめんどうなことがあるようであり、まず、事態は非常に急ぐべきことであるので、最大のスピードでござります。私の申し上げることを終りたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) ありがとうございます。それでは参考人に対して質疑がございましたらお願いいたします。

○吉武恵市君 時間まいだ過ぎましたので、簡単に御意見をしたいと思います。中小炭鉱を代表しておいでになる。先ほど時間がないために石炭そのものの対策についての御意見が端折られたような感じがいたしました。中小炭鉱が特に現在影響をこう受けているように思ひますが、これに対して石炭対策、事業そのものの対策として、どういふふうな御要望をお持ちか、お聞かせいたしたい。

○参考人(長岡孝君) 基本的には、先ほど申し述べましたように、世界的の影響を受けて、なかなか容易でないという点からいたしまして、できるだけ早く仕上りの低下も考えなければならぬと思ひ、売り値の下がる手だてもいろいろ考えなければならぬと思ひ、炭主と労働者諸君と一緒にやつていくというふうなのが大体中小炭鉱の姿でござります。急激に炭主のありまは、絶対に望ましくない。従いまして、現在まで三十年以来行なわれておられます重油のボーラーの規制の法律のごときは、私どもの主張といひましては五年間延ばすべきである。ぜひ延ばしてもらいたい、これは国の財政政策からいわれることである。油の関税率、これもある時期にでなしに、毎年いたして参りました。数年前にやつとそれが原油で二分、B、C重油で六分五厘というのがとれるように

臨時になつて、毎年なつていゝのであります。これはただいまではさうなものでも置く理由はないと思ひます。で、一刻も早く国定税率通りおとりになるのがしかるべきではないか、それによる日本の産業経営上の影響という点は、私どもの觀察では、必ずしも全部消費者の御負担になるようなものではなからう。いかんとなれば、油の値段というものは、仕上がりいかんといふような点から採算をされる要素よりも、むしろ世界じゅうの油に生産の關係のある大きな企業のもの政策的な値段でくるのであらうと思ひます。で、関税は上げまして、上げたものの全部が、あるいは大部分は売り値の方ですばやく下げてくるのではないかと、従つて、関税を上げることによつて値段の下がらないといふような期待を持つてはなからう、当然お上げになつてしかるべきだといふ主張でござります。流通機構のお話もよく出るのであり、目的としてはなるべく中間の経費が少なくなるように、これはだれしも考えることなんでござります。実際にしからばやつておられますもののことを見て参りますと、どんなに値段が高くていいやうなときならば野放しに費用を重ねて売つていくかと思ひますけれども、ただいまのやうに、むしろ売り値が押されていくときには、生産者としてはできるだけ手取りのいいやうにということ、工夫に工夫を重ねてやつていく中であります。いたすに、といひますよりも、見方を大きく、国の行政の方からごらんになれば、いろいろの見方があると思ひます。生産をしており、手取りが

するやうに、自分らのためにも労働者諸君のためにもはかつていゝものな中で、はたしてどれだけ切り詰めてござらうか、それでなくてさへ手取りをよくしようと思ひつゝ、努力しているのではありません。その中で、あるいは数人の者が寄つて共同していろいろな施設をするとか、あるいは積み込み施設などについての改良合理化を、これは自治体なり国家そのものの協力を、あるいはお力を得て至急にやつてもらつたりいたしております。もつと積極的に流通關係のことを申せば、数年前に何と申して重油の売り値に近しいやうなものに持つていくためには、ある期間、鉄道運賃のやうなものを全国的に半分にすることができないものだらうか、船運賃は、先ほど萩原さんの御意見にいろいろござりましたが、これはもう全く自由企業家でございますから、直接どういふやうになさるか、いろいろ御意見がございまして、国有鉄道の運賃のごときは、なるほど国有鉄道の貨物の半分ほどが、半分近くが石炭であることは承知いたしておりますが、何か方法を講ぜられたいものだらうか、かように考えております。

○阿貝根登君 時間がございませんで、長岡さんに三點にばつて御質問を申し上げたいと思ひます。まず第一は、フランスを見まして、英国を見まして、ドイツを見ましても、国が石炭に対して責任を持つておるところは、それだけに中小炭鉱の集約がまず第一に実施されたわけですね。五百もの炭鉱を掌握されておるの、非常にむずかしいと思ひますが、今後この経済の中において買ひ上げが

第三点は、非常に言にくいことですが、それが実情であらうかと思ひますが、中小炭鉱は経済の波の間に間に浮き沈みして、一つも自主性がな、少し好況になれば雨後のタケノコのごとく続々と炭鉱ができてくる、少し不況になれば失業者も知つたことじやない、次に炭鉱はつぶれていゝので、これが実態だらうと私は思ひます。ところが、現在こゝまで炭鉱が斜陽産業だと叫ばれておる中で、たとえば協会の話を聞いてみますと、大手で六万人の失業者を出さなければ、重油との太刀打ちもできないし、経済の要

第三点は、非常に言にくいことですが、それが実情であらうかと思ひますが、中小炭鉱は経済の波の間に間に浮き沈みして、一つも自主性がな、少し好況になれば雨後のタケノコのごとく続々と炭鉱ができてくる、少し不況になれば失業者も知つたことじやない、次に炭鉱はつぶれていゝので、これが実態だらうと私は思ひます。ところが、現在こゝまで炭鉱が斜陽産業だと叫ばれておる中で、たとえば協会の話を聞いてみますと、大手で六万人の失業者を出さなければ、重油との太刀打ちもできないし、経済の要

第三点は、非常に言にくいことですが、それが実情であらうかと思ひますが、中小炭鉱は経済の波の間に間に浮き沈みして、一つも自主性がな、少し好況になれば雨後のタケノコのごとく続々と炭鉱ができてくる、少し不況になれば失業者も知つたことじやない、次に炭鉱はつぶれていゝので、これが実態だらうと私は思ひます。ところが、現在こゝまで炭鉱が斜陽産業だと叫ばれておる中で、たとえば協会の話を聞いてみますと、大手で六万人の失業者を出さなければ、重油との太刀打ちもできないし、経済の要

第三点は、非常に言にくいことですが、それが実情であらうかと思ひますが、中小炭鉱は経済の波の間に間に浮き沈みして、一つも自主性がな、少し好況になれば雨後のタケノコのごとく続々と炭鉱ができてくる、少し不況になれば失業者も知つたことじやない、次に炭鉱はつぶれていゝので、これが実態だらうと私は思ひます。ところが、現在こゝまで炭鉱が斜陽産業だと叫ばれておる中で、たとえば協会の話を聞いてみますと、大手で六万人の失業者を出さなければ、重油との太刀打ちもできないし、経済の要

んなところで人間が仕事をするかと、立つて歩くこともできない、立つたまま、すわったまま岩の下で石炭を掘っている、こういう実情というものは、石炭の今日から見るならばもう実情に合わないのではないか。そうするならば、それにかわる鉱区——萩原さんも言っておりますように、いわゆる休眠鉱区等をもって、何十年、何百年の夢を見ておるという人たちに、鉱区を早く開放していただいて、中小炭鉱はいさぎよく早くやめて、そういう大きいところに移っていかなければならないと、こういうことになると思うのですが、いかがでしょうか。

○参考人(長岡孝君) ただいま御指摘のありましたように、炭鉱を整備事業団に充りました場合に、相当量の鉱害並びに鉱害予想額があるために、その他の一般の債権者の方が債権があつても、これが十分行なわれないういうような実情も承知いたしております。これはまことに、ただいま御指摘のありましたように、炭鉱といわず、鉱山をやります以上は、鉱業権者が責任を負うことは昔からきまつておることでありまして、十分準備をすべきであつたので、これをせずにおつて、こういう際に今のような処分をして、なかなかみずからの責任が果たせずに処分をするということになることは、悲しむべきことだと思つております。一方、御案内のような炭鉱の困難さを、総合燃料からも、いろいろ需要の構造からも、自分の企業の内容からも、認識を新たにしておるはずでございます。新しいこととは自分たちの中で考えなければならぬということを繰り返してお

るのでございますから、将来に向かひましては、ただいま御指摘のありました、残炭だけを指して掘るといふようなことにはあまり向かわずに、新床を堂々と交渉をいたしまして手に入れた、機械力を十分駆使できるようなことに、新規の方々はだんだんやつていくだろうと私は考えております。ただ、制度的にこの資格をいかなるものに付すべきであるかという点についてきましては、まだ頭を統一いたすに至っておりません。

○委員長(加藤武徳君) 参考人に対する質疑はこの程度にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

参考人の各位に、一言委員会を代表いたしまして御礼を申し上げます。参考人には、きわめて貴重な御意見を長時間にわたりましたお聞かせ下さいましたことを心から厚く御礼を申し上げます。委員会といたしましては、皆様方の意のあるところを汲み取り、本法案審議の上で参考をいたしたいと、かように考えておるわけでありまして、長い間大へんありがとうございます。それでは、暫時休憩いたします。

午後一時九分休憩

午後二時三十一分開会

○委員長(加藤武徳君) それでは午前

に引き続き再開いたします。

引き続き炭鉱離職者臨時措置法案を議題といたしますが、ただいま政府からは松野労働大臣、労働省からは百田職業安定局長以下係官が出席いたしております。通産省からは樋詰石炭局

長、建設省からは大沢政務次官、鬼丸官房長、川村河川局治水課長、千葉調査官が出席しております。大蔵省からは前田政務次官、岩尾主計官が出席しております。厚生省からは三浦保護課長が出席しております。

○藤田藤太郎君 私は、この炭鉱離職者臨時措置法案の内容を昨日から承つてみますと、石炭の買い上げ法案、あれに付随した二万一千を対象にした、こういう工合に承るわけでございますけれども、しかし、石炭の離職者を、全体の離職者をこゝろ見てみますと、石炭の各府県の出している資料をみると、十一万四千四百人もおる。で、きのうはこの数字が違ひましたけれども、阿部委員の質問で、六万幾らの離職者かというお話がございました。で、府県の資料を見ると、十一万四千四百人という数字になっているわけです。ですから、この二万一千人に対する手当として今度の法律ができた。しかし、労働者が就職しようとする希望の社会というものは就職するところがないという状態だと思ふのです。ですから私は、この炭鉱離職者臨時措置法案、それに付加えて今の失業者をどうするかという問題が十分に論議をされ、そういう対策が講じられないと、なかなか今の失業者に対する対策というものが出てこない、こういう工合に考えるわけでございます。で、一番最初に事務的な面からお尋ねしたいのですけれども、一番新しい数字の、失業保険を今もらつておる人が何人おるか、それから職安に登録されている人がどれだけおるか、職安に申し入れている人がどれだけおるか、この事務的なやつを先にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(百田正弘君) 本年の九月の統計でございますが、失業保険の受給者の実人員が三十三万八千三百五十八人、それから同じ九月における安定所における有効求職者の数は百六万一千一名でございます。それから日雇い有効求職者の数は五十一万六千八百八十八ということになっております。

○藤田藤太郎君 通産局長は……。

○委員長(加藤武徳君) 通産局長は来ておりません。

なお、菅野経済企画庁長官は二時十五分には入るという約束でございましたが、まだ参つていません。ただいま菅野長官が出席をいたしました。なお、御要望の通産局長には……。

【速記中止】

○委員長(加藤武徳君) 速記を起こして下さい。

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 通産省は大差しつかえまして、先ほど申しました

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○委員長(加藤武徳君) 間もなく入り

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 経企長官がお見えになりましたからお尋ねしたいのですけれども、政府は経済政策をお立てになるにあたりまして、雇用問題というものをどういう工合にきめてお立てになつておられるか、これをお聞きしたいのです。一つの面では所得倍増論というものが出ておられますが、所得倍増論というのは、やはり労働の中で生活を打ち立てていくというのが正道だと思ひます。そういう面から雇用問題というものをどういう工合にお立てになつておられるか、お尋ねになつておられるか、お聞きしたいと思ひます。

立てになる、こういう工合に今お話しでございましてけれども、実際の問題として、長官、よく御存じだと思ひますけれども、今、石炭の問題で審議をしていくわけですが、先ほどお話ししたのですが、今度の離職者法案は二万一千の離職者を対象にして法案が作られている。ところが、府県の資料を見ると、今日までの石炭の離職者は十一万四千という離職者があるという資料が出てきておる。そうしますと、この九万に近い人をやはりどこかの場所につけて生活を確保させなければならぬ、こういう問題が出てくると思ひます。石炭の離職者はかりでなく、今の産業活動の状況を見ますと、機械化、オートメーション化に進んでおります。どんどん進んで、生産はどんどん上がりますけれども、新しい新規労働者というものはふえるどころかどんどん減っている。生産が上がると、比例して近代産業といわれるところは労働者が減ってきているわけですね。それが今の現実だと思ひます。今お話しになりました今後増加される人口に対しての云々というお話がありましたけれども、私はそれだけではその問題は解決しないと思ひます。それで私たちは社会労働委員会が労働大臣との間にいろいろと政府の施策を聞くわけがあります。それで、労働大臣自身は、今の失業者をどうして就職の場を見つけておるかというのを熱心におやりになっておる。しかし、労働問題の根本というのは私はやはり経済政策だと思ひます。それで、経済政策は労働行政という内容と密着して考えてやらぬ限り、労働行政というものは国家経済政策を立てたやつのおこぼれの下請だけを処理していくということになる。これじゃ労働問題というものは、雇用問題というものは解決しないと私は思ひます。そこで、昨日ちやうど通産大臣と経企長官とがおいでになっておりましたから、ぜひ、どういふお考えか、経済政策の面から企図されておる、実際に運営されている通産省の面から、どういふ工合に考えているのかというところをお聞きしたかったのでありますけれども、時間がありませんでしたので、きょうまた来ていただいたわけですが、そういう面をどういふ工合に立てていくかという面を、また、どういふ工合に見ておられるかということのお話を聞かしていただきたい。

○国務大臣(菅野和太郎君) ただいま申し上げました通り、長期経済計画は国民生活の向上と完全雇用ということを目指しておられますので、そこで、たとえ国民所得が十年後には何倍に増加するかとすることをまず一応目標にしまして、そして将来増加するべき人口は何倍かということ、そこで、それによって各人の生活がどれだけ向上するか、それからまた、その就職の雇用関係が完全に雇用できるかどうかというところを検討して、それでたまたま、まだそこまで計算できておりませんが、この雇用関係を展開しようと思ひますと、どうしても日本では機械産業を盛んにしなければならぬ。そこで、今後われわれが長期経済計画を立てるときには、今後の日本の産業は機械産業に重点を置いていかなければならぬ、そうすれば雇用関係がよくなるのではないかと、また、今までの経過から考えておるだけで、まだ具体的にこれから

調査研究するわけでありまして、そういうようなことで、できるだけ雇用関係をよくするような産業を今後進めていくということをやはり考えていかなければならぬ、こう思ひております。

○藤田藤太郎君 ども今長官のお話では何だか納得できないのです。機械産業が雇用を拡大するから機械産業をふやしていく、これも一つの私は方法だと思ひます。しかし、そうかといって化学産業をとめるかということであれば、それはやはりそういうわけにもいかない。これはやはり国際的な他の国との貿易という関係もあるし、日本の経済が立ち直っていくという関係から見ると、そこにできるだけふやして雇用を拡大するということも必ずしもすけれども、具体的に機械産業にしても、あらゆる産業にしても、新しい機械化、オートメーション化という格好で生産向上ということが出てきていく。これはもう私は人間の能力の、今までの努力の集約だと思ひます。だから、そういうことによつて国民や広くいへば、世界の人類の幸福になるというところは私はいいことだと思ひますが、それをとめる手は何もないだろう。それに加えて国民の消費物資、必要の物資がたかさんという機械化によつてきていくことになりますれば、それによつて幸福な生活を送っていくということにならざるを得ないと思ひます。そうかといって、仕事もしないで生活をすという一番不幸だと私は思ひます。だから、そういうことを極めていって、どういふかという、結局仕事を分け合つてみながら仕事をしていくという、結局、労働時間を短くするというのが近代

国家がみな行なつておる姿だと思ひます。それで失業者のいない中で榮養も十分に、生産に応じて国民の生活水準を上げていく、そこで完全雇用という道が開かれるのではなからうかと私は思ひます。だから、そういうことがまず基礎でなければ、私は、ただ機械産業にやるというだけでは納得できないように思ひます。長官の御説明のこと私が申し上げたような御趣旨であれば私も了解いたします。その点どうですか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 全般的には今あなたのおっしゃる通りであります。私も同じ意見です。ただ私は、具体的に雇用関係をよくする一例が何かないかといへば、日本でいへば機械産業がほかの産業に劣つておる、世界的に見て劣つておるから、それで現在機械産業はわれわれの調査では一番雇用が大きい要望されておるから、そこで、さしあつて具体的に一例を申し上げればというところで申し上げたので、全体の意見はあなたと私と同じ意見であります。

○藤田藤太郎君 よくわかりました。そこで、私はあなたが長期計画また企画を立てておられるわけですね。今日の設備投資の状態なんかを見ておると、今までならば百万円投資すれば一人の就労の場ができた。産業によつて違ひますけれども、最近では三月分、半年という工合に、設備投資額と、就労の場というものは非常にものすごく変わつてきておるわけですね。だから、そういう例が一つ重要な問題としてあるわけですね。ですから、政府が計画を立てるときには、やはり今の失業者をどれくらいに把握するかという統計の問題になってきますから、あなた

との間の意見に入るかどうかかわかりませんけれども、しかし、どれだけの失業者を把握するかという問題が一つ出て参ります。今の失業者をどうして完全雇用の道につけるかという、こゝういふやはり施策に対して、設備投資という、政府が政策としてめんどろを見ておるところの面に対してやはり制肘を加える、という言い過ぎかしれませんけれども、やはり雇用というものを計画を立てて経済政策というものを立てていかなければ、雇用問題というものは私は解決しないと思ひます。石炭の問題にしまして、斜陽産業だといわれております。しかしそこには、いろいろあつたほかの委員が議論されると思ひますけれども、一つの言葉では炭主油従ですか、そういう日本の資源から生まれてくるものを中心にしてやつたらどうかというやうなことも一つあるわけですね。石炭の今の失業者が九万も、この対象からはずれた者が九万もある。その他の失業者がある。しかし、ここで聞いておいたいただきたいのは、労働力調査というものがあつたわけですね。今月あたりの労働力調査で出てくる完全失業者というものは、新しいなにはございせんけれども、七月の数字で五十八万、そして今、少し条件がよくなつて参りましたけれども、九月の数字で、今聞いたところ、失業保険をもらつておる人が三十三万、要するに失業者として職場に登録を認められた者が五十一万、これで八十何万になるわけですね。これは失業者といわないのかどうかという問題も出て参ります。多少それは定年でやめる人もあるでしょうけれども、そういう問題も出てくる。いずれに

たしまして、その他、潜在失業者の調査の記録は政府はいたしておきませんけれども、失対審議会なんかでやつておるところを見ても、それとマッチした、ほんとうにどれだけが失業者で、どれだけが半失業者で、どれだけが希望をしておるといふ数字が全然ないわけですね。それでびったり合った数字を労働力調査の中で現われてくるだけでそのものを除すということには、私たちは非常に不満を持っておるわけですね。しかし、とにかく日本は潜在失業者が五百万とか六百万とかいわれるように、現在把握されてないわけですね。ですから、そういう失業者がおるのではありません。経済計画を立てるに、五年の計画にはどういふ工合にして吸収していくか、単に増加する人口云々といふことじゃなしに、今の働きたくても仕事がない、働く場所がないというような人を経済政策の中でどうして救済していくか、働かして、その人の力によって生産を上げて、日本の経済拡大をしていくかという、こういうやり方、その考え方というものが、日本の経済政策の中で出てこなければ、失業問題というものは解決しないと思ふのです。今の炭鉱の問題にいたしまして、そういう工合に政府がいつも言われる完全雇用の道を、経済企画庁で完全雇用をやるのだと、こうおっしゃいますから、相当な年月がたつて、今、鋭意努力中だと思ふのですけれども、完全雇用という一つのコースで、ほんとうに貧困な、経済力というものがなくて、働きたい者が働けるという状態であれば、炭鉱のたとえは燃料の問題で根本的な石炭対策と

いふものがむしろありますけれども、万が一、多少その問題にズレが参りしても、雇用問題で計画が私は立つと思ふのです。今まで全然計画が立たないといふことじゃないかと僕は思ふのです。そこらの点を経企長官は十分にお考えになって政策を私は立てていただいて、その立て方というものは、余つてきたとか石炭では不足するとか買上げが行なわれて首を切られる、このあとを労働省はやれといふことじゃなしに、要するに国全体が、政府全体がそういう雇用問題、こういう問題をやっぱり頭に入れて経済政策というものを立てていかならぬといふと、とにかくこれはものにならないと私は思ふのです。そういう点を、根本的には私の申し上げたことにその通りだとおっしゃったのですから、そういう具体的な計画を今年、たとえば名目は所得倍増論というような格好から出ておられますけれども、しかし、それでなしに、どういふ工合にお立てになつていくかとするのか、今年の問題、雇用計画それから長期計画の中でも一度一つお尋ねをいたします。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話の通り今後の雇用問題につきましては、今や計画を立てておるのであります。第一、第二次産業にはおおよそ何人収容するとか、第三次産業は何人、第三次産業には何人というように一々やっています。今、国民所得の倍増の長期経済計画はこれから計画を立てるのであります。これら計画を立てるのではありません。今、その点について具体的なお返事はできませんが、今、現にやつておられます新長期経済計画、いわゆる五カ年計画には、ちゃんと第一次産業には何人という数字を出しておるのであります。それはお話の通り、やはり産業経済を成長せしめることが先決問題であつて、そこで、その経済を成長せしめる、また一方では、人口も増加してくるし、就職希望者もだんだん増加します。その中で、それらの人をどういふ方面へ収容するかということ、第一次産業には何人、第二次産業には一体何人、第三次産業には何人というように、ちゃんと数字を出しているのではありません。そして、この計画通りにすべてが進んでまいらぬといふようにわれわれの方では念願いたしているのではありません。

○藤田藤太郎君 五カ年計画は昨年お出しになつた。私も見ましたが、五カ年で四百六十何万が吸収されるという計画でございまして、昨年度の雇用問題を論議しますと、百二十万から百三十万の新規労働者に対して、雇用は六十五万しかできぬ。その中で十何万は失業だ、あとの四十五万は中小企業、農業に自家就労させる、これは未就労なんだからという議論が出てくるんですよ、実際問題として。そうなつてくると、結局、この四十五万も失業に入つてしまふ。そういうことで、片一方では五カ年計画で何々産業にはこれだけやるといふ形の上では出しておられますけれども、実際問題として年度ごとに現われてくる問題はそういう格好になつてくる。今年も政府の方で具体的な問題をお出しにならないのであつて、いざまた通常国会の中ではお出しになつて、この問題の計画を発表になると思ふんですけれども、しかし、そういう格好でいつていちゃ私は、雇用問題なんといふものは、経済拡大と完全雇用

というだけで終つてしまふ。だから今度の、長官は、私が申し上げましたそういうことでなければならぬとお考えになるなら、ほんとうに腹に入れて、その問題を年度ごとの問題として解決してもらいたいと思ふのです。解決する具体的な具体策を出して、踏み切ってもらいたい。それでなければ、この炭鉱の問題、また、その他の失業問題といふものは私は解決しないと思ふ。どうですか、昨年の例を一つ話しましたけれども。

○国務大臣(菅野和太郎君) 私の方の計画は、五カ年計画または国民所得倍増の長期経済計画は十年後の大体経済を一応目標にいたしまして、いろいろその間の雇用関係はどうかということをやつていけるのであります。それで具体的に昭和三十五年度の大体雇用関係はどうかといふことは、労働省あるいは通産省、農林省という方面と御相談とでありまして、それについてわれわれの大体計画を参照していただいて、そして毎年々々の計画を立ててもらふといふことをやつていけるのであります。私の方では毎年々々の計画は今申し上げた通り、長期経済計画を立てていけるのであります。それによつて各省で毎年々々の計画を立ててもらふといふことをやつていけるのであります。もちろん私たちがお手伝いさしていただいているのであります。そういう事情でありますから、さう一つ御了承を願ひます。

○藤田藤太郎君 そうすると何ですか、あなたの方では長期計画だけを立てるけれども、それに応じた具体的な施策はこつちにまかしてある……

○国務大臣(菅野和太郎君) まかしてあるといふわけじゃない、私の方で御相談に応じて御相談しているわけですね。私の方では、雇用関係であれば、雇用関係については、私の方のまた雇用関係の課がありますから、そこで一々御相談によつてきめるわけでありまして。

○藤田藤太郎君 だから、具体的にあなたの方が計画を立てて、その計画をいかにしてうまくやろうかという担当省であるわけでしょう。そうすると、昨年のようなことになつてくると、これは計画が狂つてきたわけですね。それで、計画が狂つてきたら直すといふのも、あなたの方でお考えになることじゃないでしょうか。私はさうだと思ふんです。だから今炭鉱の離職者の問題として、私はこの法案を審議をするわけですが、それを取り巻く日本の経済の活動の中で、どのように、要するに就労の場につけるか、配置をしていくか、こういうことは、私はやはり計画を立てて、計画を立てたやつが狂つてきたら、やはりそれを直していくといふことではなければいけないんじゃないかと思ふのです。だから、どうせ今度の予算を目がけていろいろ施策をお出しになるのでありますから、そういうときには明確に一つ、去年のような轍を踏まないようにやつてもらいたいと思ふのです。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話の通り、炭鉱の失業問題ですが、本年度はさしあたり二万一千人の失業対策といふことで、この法案が出ておるわけでございます。来年度、一体この石炭産業の動きについて、どれだけ失業者が出るかといふようなことは、実は労働省の方で御調査願つて、そこで、私の

方と労働省と通産省あるいは農林省で、それに対して一体その失業者をどうするかという事は、今、目下みな寄って相談中であります。

○藤田藤太郎君 もう一つ、それじゃ申し上げておきたいと思う。ここ二、三代の労働大臣は、労働問題、特に雇用問題が中心になりますけれども、労働問題というのは、やはり労働問題自身の問題じゃないに、国の経済政策の問題だ。だから、雇用問題というものをとだけ計画し、どういう工合に雇用をしていくかということが基本でなければ、経済計画を立てたらいかぬ、そういうことを非常に強くおっしゃる。私もその御意見に賛成をしている。実際問題としてはそういう格好に出てきていないのです。ただ労働省の行政を見ると、国が経済計画を大筋として立てられ、残ったものを労働行政の中で処理しないと、私が見ているとそういう感じがするわけです。だから私は申し上げたのですが、今後はそういうことではないと私は思うのですけれども、ただ今のような轍を踏まないように注意していただきたい、こう思うのです。この関係は、具体的におやりになっている通産省の関係が非常にやはり関係をしてきているわけです。それで通産大臣にお尋ねしたかったのですけれども、きょうはおいでになっていないから、いずれあとに譲りたいと思うのですけれども、やはり根本的に政府が経済計画を立てるときには、労働問題というものは、やはり雇用問題というものを中心に労働経済政策を立てるということを、あなたはここで確約していただけますか。

○国務大臣(菅野和太郎君) その点は、そういう考え方については、私はあえてあなたの御意見には反対はいたしませんので、私が今度大臣になってみて、経済閣僚懇談会というものがありますが、これに労働大臣と運輸大臣は入っていない、おかしいじゃないか、経済という場合には、労働とか運輸というところは重要なエレメントであって、これらの大臣が懇談会に入っていないのはおかしいということ、今度は労働大臣も運輸大臣も経済閣僚懇談会に入っていたのであります。これは私の主張であつたのであります。お説のように、今後の、今後じゃなしに、今までもそうですが、産業界行政という面においては、労働行政といふことは、これは重要なエレメントであるというように考えておりますから、その点につきましては、今後労働大臣とよく連絡をして、この問題については解決したい、こう考えておるわけでありませう。

○藤田藤太郎君 そこで、炭主油従というお話が出てきましたが、国内の資源について、資源をできるだけ活用していくというところで、たとえばイギリスだとカドウィツとかフランスとか、石炭の出るところは、そういうところへ相当力を入れておられると思うのです。これについて長官はどういう工合に考えておられますか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 炭主油従といふことは、これは内閣の政策になつておられるわけでございます。私もその政策を重視すべきである、こう考えております。そこで問題は、今のような状態で石炭の炭価が非常に高いといふことで、重油の方の値段が安いと

いうことになつてくると、まあ経済界では重油を使うというふうなことで、今度の石炭問題が起つてきたと、こう思うのであります。そこでこの問題は、やはり日本としては炭主油従であるが、しかし、重油という問題は、日本全体の産業の発展のためには、やはりないがしろにできない、そういうこととでこのエネルギー問題が重要になつてきて、私の方の関係している経済閣僚懇談会では、まず長期経済計画を立てるためには、エネルギー問題を先に解決しなければならぬのじゃないかと議論が起つて、ことしの四月から、エネルギーの部会というのを設けて、そしていろいろな各方面から知識を集め、また各方面からこれを観察して、いろいろ研究いたしております。できるだけ早くこれの結論を得たいと、こう存じている次第であります。それによつて今後の日本のエネルギー問題について、政府としてとるべき態度をきめたいと、こう存じている次第であります。

○藤田藤太郎君 そこで、方針はわかりましたけれども、具体的にどう動いていくかといふことが非常に関連してくると思う。今日の問題ですね。その前にちよつと大蔵省に聞きたいのですけれども、今、開港炭の輸入ですね、それから石油関係の関税の問題がどういふふうになつておられるのですか。

○政府委員(前田佳都男君) お答え申し上げます。重油関税につきましては、現在特別措置を講じておられます。元来は基本税率は一〇%でございますが、それが軽減税率を用いております。先般、石炭対策の一つといたしまして、重油関税の特別措置を撤廃す

るとか、あるいはこれを変更するとかいたしまして、その変更によりまして、あるいは撤廃によりまして獲得いたしましたその原資をもちまして石炭対策に充てるというふうな考え方も、私は一つの考え方だと思つております。しかし、その点につきましては、なかなかいろいろ影響するところが大きいといふようなわけで、目下それらの措置を全部を通じて慎重に検討中でございます。

○藤田藤太郎君 今の一〇%の重油税が減免されているといふことは、今どういふふうになつておられますか。

○政府委員(前田佳都男君) その金額でございますか。

○藤田藤太郎君 何%ぐらい、減税です。一〇%から減免していくといふ、そういうことですか。

○政府委員(前田佳都男君) 元来は一〇%でございますが、それが暫定現行税率といたしまして、原油につきましては二%、それから原油のガス用につきましては六・五%、B重油につきましては六・五%、潤滑油につきましては二%、そういうふうになつております。

○藤田藤太郎君 今、大蔵省のお話がありましたが、それと次官のお話も、廃止とか、そういうことを考えている、こういう工合でいいんじゃないか、そういうお話がありました。長官はもういふ工合にお考えになつておりますか。

○国務大臣(菅野和太郎君) 重油の関税をどうするかという問題につきましては、私もまだ具体的に研究いたしていませんが、この問題につきましては、通産大臣と大蔵大臣が主管で

あります。この問題をどう考えているかといふことは、私の方から今尋ねている状態にあるのであります。

○政府委員(前田佳都男君) その問題は先ほど先生にも申し上げましたように、いろいろそういう考え方もある、それに対して検討中であるといふことをお答え申し上げたのでございますから、どうか一つ……。

○藤田藤太郎君 そこで、もう一つだけお聞きしておきたいのですけれども、石油化学には日本の産業は非常に力を入れている、石炭化学にはあまり力が入っていない、こういうこと、たとえばイギリスや西ドイツとか、相当石炭化学に力を入れているといふことを私も聞いています。そういう点についてどうでございますか。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話の通り、私は、この石炭産業を開拓する一つの方法として、石炭化学といふことが重要な問題になつてくるのじゃないかといふことで、科学技術の方面には、この石炭化学といふことを一つ特に今後取り入れてもらいたいといふことを科学技術庁の方にお願ひしておるのであります。今後これは、私は研究さえすれば、相当また石炭産業の活路を見出すのではないかと、こう考えておる次第であります。

○藤田藤太郎君 具体的に施策が動いているような状態にはないわけですか、今まで、政府として。

○国務大臣(菅野和太郎君) 通産省から……。

○政府委員(樋口誠明君) 石炭化学につきましては、今までたとえば北炭の会社におきまして、御承知だと思ひ

ますが、戸田橋において相当りっぱな研究所を作りまして、石炭の新しい用途検討のためにいろいろな実験に入っております。それと並行いたしまして、二、三日前にこれは業界から出てきたのでございますが、大手の石炭業界が集まりまして、新しく技術研究のための財団を作ること、そして今までは個々の会社でそれぞれ小じんまりでやっていたわけでありましたが、これからは業界全体の力をあげて、一つ石炭化学について、あるいは新しい探炭方法あるいは輸送方法というようなことについても、個々の会社ばらばらでなしに、総力をあげて一つやりたい。それについて政府にも何分の一の援助をしてほしいといったような申し入れ等ございまして、実は今それらにつきましまして、業界の意見等も十分に聞きながら、政府としてもできるだけの援助をすべきではないかということの検討をしていただいております。

○藤田藤太郎君 それでは労働大臣にお尋ねをしたいと思います。今も経企長官にお尋ねをされていたのですが、雇用の根本問題なのですが、十一万四千百人ですか、この石炭の、各府県から出てきた資料によりますと、これだけの石炭離職者がある。今度は二万一千人を対象にされているのですが、このあとの九万三千ですか、こういう数字が出てくるということは、把握されているのでしょうか。それでどういう対策をされたか、それでまたどういう工合にそう九万という離職者が動いているか、そういう点。

○国務大臣(松野頼三君) 十一万という数字が、いつを起点に計算されたかわかりませんが、昨日の質疑応答の中に、六万三千という数字が出ましたのは、昭和三十三年以降の、いわゆる離職者の総数としては一応私たちが了承しております。十一万という数字は、どういふ計算が出たか、それは私の方も正確にまだわかりませんし、きょう実は初めてそのお話を聞いた、昨日の六万三千というのは、三十三年以来の離職者の総数というので、その中にはみずから家に引つ込まれた方もありましよう。あるいはまた、みずから営業された方もありましよう。定年によってやめられた方もありましよう。御病氣によつてみずから退職された方もありましよう。そういう者の総数を六万三千と、三十三年以来のものは私どもは一応その程度はありましようという御答弁を申し上げたわけで、十一万の数字は、実は昨日は出ておりませんで、た。なお、先ほど石炭合理化によりまして買い上げられた炭鉱の二万一千というのと、今回措置いたしました二万一千とはまたまた数字が一致しておりますけれども、この関連性はございませぬ。二万一千は、六万三千の中に二万一千の買い上げられた数字も入っております。そういうものを含めました要対策人員を今回実施調査しまして、はじき出したものが二万一千である。たまたま二万一千と二万一千と偶然に数字が合いましたけれども、買い上げられた二万一千の数字を対象に、二万一千の対策を今回立てたものではございませぬ。私の方には六万三千という離職者の中で、今回緊急な対策人員はどうかというのを調査したところが、二万一千六百数十名のものでございまして、その対策人員を使つただけであつて、この辺は、私の方の昨日以来の答弁はそういう意味で御答弁を申し上げた。十一万は、あれはもう少し前、ずっと前からおとりになれば、あるいは十一万になるかも知れませぬ。しかし、その中には好景気、不景気もございまして、ある方は再び就職された方もございましようし、現実に昭和三十三年には三十万をこえた。実は三十一年よりも三十二年は一時的には労働者がふえております。一回離職された方でも再就職された方もたくさんある。やりくりをいたしますので、離職者が直ちに要対策人員かというところでもございませぬ。そういういろいろな統計上の取り方があるし、現実に即してほんとうに対策の必要なる者はどうかということ、それを調査いたしまして、本年、三十四年の予算で調査いたしましたその結果が九月に判明いたしましたものが二万一千でございます。その十一万というのは、私の方は、実はだいぶ前からおとりになればそういう数字が出るかも知れませぬけれども、昨日の六万三千という数字については、三十三年以来の離職者だけの総数は六万三千くらいはございませうという御答弁を申し上げたわけでございます。

○藤田藤太郎君 今度二万一千の施策をおとりになるわけですから、その六万三千というものが、たとえば仮定といたしまして、三十三年以降、そういう方々にはどういふ施策をおとりになつておりますか。

○国務大臣(松野頼三君) みずからは就業の非常に緊急な希望というものは出ておりませぬ。従つて、それは御本人の御意思によつて、しばらく自分ではかの仕事をしようとか、あるいは家庭の仕事をしよう、あるいはむすこが働いているからおれはいんだ、あるいは親類の仕事でも手伝おうというふうな方向に吸収されたものではなからうかと存じますが、今回こういう措置をとりますと、そういう方々が再び就労希望者として現われる、今後、こういうことは、私も予想いたします。来年こういう対策が出るのなら、おれもまた一つ、今まで遊んでおつてからだが元気だから就業しようじゃないかという方が現われましようし、中には一般失対事業の中に今日働いておられる方もおるかも知れませぬ、そういう方々がおいては、三十五年度の予算のとき、そういう方の御希望がはずれて参りますから、それを安定所で登録いたしますから、今後は登録すればはつきりもつと明確にわかる。今のこの二万一千という方は、職安を通じて調べまして、非常に仕事をしたい、急いでやりたいという方が二万一千というわけでありませぬ。それで全部済んだとは申しませんが、六万数千の方がおられるんですから、あと四万の方、今日はその間に緊急じゃなくても、来年、三十五年度においてはおれも一つ新しい職をぜひ希望したいという方が出て参りましよう。そういう方が次の三十五年度の予算の対象に私も予想される数字の基本にはなりますけれども、六万三千から二万一千引いて四万二千、それは出て参りませぬ。しかし、相当数はあるいは出てこられるかと思ひまして、職安に、そうして家庭の実

情及び希望場所、転勤可能、家族人員というものを考えながら、来年からは援護会及び職安でお世話をします、こういう段取りになるわけでございます。従つて、六万三千の数字は、私も把握しておりますけれども、直ちにその方々がどういふ御意思かということとは私ども調査して、あるいは御本人のお申し出を聞かないと、私どもがそれを軽々に考へだとか、そうでないというわけに参りませぬ。それが三十五年度予算の編成当時の基本数字には私たちが出てくるんじゃないかと思ひます。

○藤田藤太郎君 そうすると、今のお話ですと、今度の法の六条で、昨日のお話では全部離職者は登録をする、こういうお話であつたと思ひます。そうすると、この六条関係で雇入れようとするときには、炭鉱の離職者を雇入れようとしなければならぬという建前で、事務的には今までの離職者は全部その登録をされる、そうすると来年度はどのくらい、それでは今の三十五年度ではどれくらい、離職者を今のようになんに入れられるおつもりかどうか。

○国務大臣(松野頼三君) 一応たまたまの買戻で、六万三千から二万一千を引いて四万というものが残ります。今日失業保険の受給中の方が約二万人おられます。この方たちが当然出てこないかも知れませぬから、四万の方はだいたい実際に出てこられるのは少ないだろうと私は考へます。二万の方は、大体半数くらいは出てこられるのじゃないかろうか、半数くらいの方は縁故もあり、あるいはいろいろな家庭事情もあります。半数くらい出てこられるので

が大きな問題だと思ひます。それからこの問題については、主として通産省の方で石炭鑑査審議会というものを設けて、そしていろいろ今審議していただいているはずであります。またその結論は出ていないと思ひますが、しかし、来年の予算の關係もあるので中間報告を近いうちに出すということを受けておるのであります。四千八百萬トンという話も、実は昨日私は初めて通産大臣からこゝで聞いたのであります。まだ私の方は全然その相談には乗っておりません。そこで、はたして四千八百萬トンで維持ができるかどうか、そういう問題について、おそらく、近く石炭鑑査審議会の方で報告があることではないかと思ひております。それから、それによつて大体今後失業者がどれだけ出るかということがわかるのじゃないかと思ひます。そこで、その今後の失業者がどれだけ出るかということについては、先ほども申し上げました通り、今後どうするかというところ、これは政府としてはいろいろおけい問題ですから、また大きな問題です。その問題については、私の方と労働省と通産省と、それから大蔵省と、いろいろ事務的に相談している最中でありまして、これはお話の通り、現われてくるべき石炭失業者に対して根本的に対策を考えなければならぬ、こう考へておる次第であります。

それから今の長期的な考へ方であり、先ほど申し上げました通り、エネルギー部会というものを設けて、これで今後のエネルギーはどうあるべきかということを今研究しておるのであります。今後は固形エネルギーでいくべきか、液体エネルギーでいくべきかというようなこと、これは世界の大勢も研究しなければならぬ、お話の通り、経済性というのと、また労働問題あるいは外貨の問題、いろいろの方面から研究して、各方面から意見を今承つておるのであります。これはなかなか各方面々々でみな見方が違ひますからして、なかなか簡単に結論が出にくいのであります。しかし、これも私の方の長期経済計画を立てる上においては根本であります。まずこれを立てて、そして国民所得倍増の長期経済計画を立てていく、こういう考へておりますので、早く結論を出してもらひようにエネルギー部会にもお願いしておるのであります。これが決定しますれば、閣議決定して、そして政府の方針として、今後のエネルギーの問題はこうあるべきだということ一つきめていきたい、それによつて、それぞれ通産省なり、あるいは労働省なりでまた対策を一つ考へてもらひたい、こう存しておる次第でございます。

○吉武忠市君 時間がございせんから、重ねてお尋ねをするのは控えますが、もう石炭不況という声は一年前から出ておるのであります。それが国の経済の計画の上に、いわゆる民間の専門部会の意見が出るというのを待つまでもなく、一応政府として計画は考へておるべきではないかと私は思ふのであります。それで、ただ、この前のときのように、あなたの方で抽象的に計画を立てられましたが、実際の面と食い違つてくる、これは今日の経済の立て方からやむを得ぬと思ひますから、やはり実情に即した計画を立てられることが望ましいのです。けれども、計画を立てて、そしてその方に努力する道が全然ないわけじゃないと私は思ふのです。政府の施策の方法はかんによつては、その計画に近づける方法というものはあるわけでありまして、でありますから、それを早く立てられて、その実際の具体的な処置については、民間の意見をお聞きになることは私はけっこうだと思ふのであります。けれども、一応の目安というものを立てておきませんと、ただ出たところからいふことはおそくはないかと思ひます。一つ至急にお立ていただくようにお願いを申し上げます。

○阿具根登君 逐条審議に入る前に、それその主管の大臣に御質問申し上げますが、その順序として、今、企画庁の長官に質問があつておられますから、それに関連して質問を申し上げます。長官の話を聞いておりましたも、通産大臣の話を聞いておりましたも、みんな自分の責任をのがれようとしておる。これに何かの対策を立てれば、自分がボタをかぶる。炭鑑ではボタをかぶると申します。炭鑑の問題を審議していただきますが、覚えていただきたいと思ふのです。ボタをかぶる。それを避けておられる。あなたがたは、審議会が答申を出します。審議会の意見でそのまゝましますなら、大臣も長官も要らぬ、審議会だけあればいい、この問題については、しかもです。すでに数万人の失業者が出てきておる。とするならば、何で今時分に何の計画も持たぬ。予算折衝に入つておられるはずですよ。何の計画もなくして審議会の結論を待つておる、それは民主的な口実に藉口されて自分の責任をのがれておる。私にはこうしか考へられない。そうして今問題になっておられます四千八百萬トン、きのう通産大臣が四千八百萬トンと思ひつきのことを言つたが、私はわざと取り上げなかつた。なぜかという、需要者側では三十八年度に五千萬トンというのを言つておるわけですから、それを責任のある通産大臣や企画庁長官、きのう聞いたと言われまうが、四千八百萬トンというのが実質的な数字になつてきつた。私はこれは大へんだと思ふ。こういうことを質問する前提として、政府も新聞その他も非常にPRされて、いかにも石炭産業は下り坂で、もうつぶれる、斜陽産業どころか、もう日没だ、こういう印象を盛んに与えておる。私はこう思ふのです。こういうときに、政策も何も持たずに、ただその声を津々浦々に響かしておいて、それすれば石炭産業がうんと値段を下げてくるだろう、その上で一つ手を打とう、こういう考へ方により、非常に他人の責任で仕事をなされようとしておると思ふのです。ところが、需要者の方は五千萬トンというのを言つておられますが、今、問題になつておられます四千八百萬トン、これは通産大臣も言つておるわけに、現実には二千二百円の低下になるわけです。そうして、現在業者が言つておる三、四百円の赤字をカバーするから八百円だ、事実は今の値段から二百円下げないといけないのだということ言つておるが、その裏づけは、昭和三十八年度に五千五百萬トン、五千五百萬トンで八百円下げてこのくらい

だ、六万人の首を切り、三万七千の中、小炭鉱の首を切る、合計九万七千人、約十萬です。これの首を切る裏づけは五千五百萬トンという数字があるはず。これをもしも四千八百萬トンとするなら、まあ算術計算で申し上げると、大体一千万トンに七万人、こういうことになる。そうすると、七百万トンからこれは差がある。そうすると、五万人以上、より以上にふえてくる、こういう結果になるわけ。そこで現状維持の四千八百萬トンなんて言つておつたら、さらに十万人のプラス五万人の失業者が出る、こういうことになるのであります。だから、あなた方は審議会が何か出さうというところでなくて、もうあなた方の腹の中にあるはずだ。私がきのうから言つておる通りに、総エネルギーという一億三千數百萬トンというのは、その動かない。あなたのやられたやつでも、五百萬トンしか動いていない。そうすると、その中の比率の問題です。比率をきめるためには、日本の外資の状況から見ても、外貨はどのくらいしか切れないんだ、そうすると油は何割しかならないんだ、水力はふえる余地はない、そうすればどうしても石炭をどのくらい出してもらわねばできないというのがなくてはならぬ。あなたがたの責任は免れません。それはあるはず。それをあなたたちはこわくて言わぬのでしょ。それを一つ教えて下さい。

○國務大臣(宮野和太郎君) その点についてちょっと誤解があるかと思ひますが、私の方は長期経済計画を立てておられますので、毎年の計画は通産省がやられるのであります。そこで、通産省が石炭鑑査審議会というのを設

定されたもの、口ふりにならなくるから心配して質問したわけですが、長官とお話をしております、どうも私は錯覚を覚えるような気がしてならない。あなた方が計画されたのは昭和四十二年度で六千四百万トンですね、そうでしょう。それをことしのやつは聞かないからわからない。これじゃ、おかしいじゃないですか。昭和五十年で七千二百万トン、石炭に換算すると二億七千万トンのエネルギーの総量があるとはつきり出されておっしゃるけれど、自由経済、自由経済はおつしやるけれども、自由経済は出た二億五千万トン、はなすです。やはり一

この計画、目標があるはずですよ。その目標を示しておられる。しかも、その目標が變つておらないのですよ。ほんとに變つておらない。総エネルギーは變つておらない。一億三千万トン使つておる。その分でいけば昭和四

るかもしれない。昭和五十年に二億七千万トンの総エネルギーの量が要るかもしれない。ところが、変わったのは、あなた方が考えておったのと違って、石炭は八二％しか使わなかった、そのかわり重油は一一・二％も入ってき

た、ここが違うのですよ。だから、こ
ういう政策がいいか悪いかということ
で論争がきのうからされておるわけ
です。そこで、あなたが計画をして、こ
れが一体総エネルギーの中で重油は
何%使わなければならない、あるいは石炭は
何%使わなければならないことをお立

てなさねば……一千万トソ違つてきたじゃありませんか。そういたしますと、あなた方は、私たちは今の問題を知らずに計画の目的を立てたのだと

した実績は十二億二千万円でござい
ますが、それからこの融資の条件でござ
います。利率は六分五厘で二年据置、
七年償還と相なっております。

○阿具根登君 石炭の問題は一応わか
りました。総額が七百七億、回収が四
百五億、こういうことで、六分五厘の
二年据置ということですが、電源開発
株式会社ですか、こういうものには大
体条件はどういうふうになっておりま
すか。

○政府委員(前田佳都男君) ちょっと
その点につきましては説明員から説明
させていただきます。

○委員長（加藤武徳君）速記をとめ

〔速記中止〕

○委員長(加藤正徳君) 演説を起こして。

○政府委員（横路謙三） 和力は、大
きく上がるまで据え置きまして、で
え申し上げます。大体水力電気で、で

がつてから二十五年というのが電気の

○可具根登言　それいたしますと、故

務次官にお伺いいたしますが、石炭の

場台は二年掛の十年償還である。源開発株式会社と石炭とは違ふけれど、一方は二十五手、一方は七手、

れじや少し差が開き過ぎやしません

方は二十五年です。一方は七年。あま

うが、これは政務次官矛盾をお感じに

なりませんか

○政府委員（前田佳都男君） この点

は、私の考えでは、石炭の場合と電力の場合とは、施設費を償却いたします。

めには相当の期限を要する、そういうような点等、多少石炭と電力の事業の性質の違いによりましてこういふ差異が出てきたのだと私は思います。

○阿具根登君 そういふ考えで差異ができたのだから、今日いわれておるのは、石炭の値段が高い高いといふことがいわれておるわけですよ。そうするならば、先ほど経企長官とも論争いたしましたように、政府にも相当の責任があるではないか、そうすれば、金利方面、あるいはそういう償還年限等についても相当それは考え方を改めてもらふ必要がありはしないか、そうして少しでも準備が下がるように、こういうことこそ考えるべきじゃないかと思ふのですよ。期限七年といふのが、二十五年にはいかぬにしても二十年くらいに延ばす意思があるかどうか、お尋ねします。

○政府委員(前田佳都男君) この開銀の利率を、六分五厘をさらに下げてはどうかというふうな意見につきましては、現行のこの金利の体系からいいますと、六分五厘というものは相当低い利率であるといふふうに私は考えております。従いまして金利の点はこれ以下にすることとはなかなかむずかしい問題じゃないか、しかし、目下石炭対策という大きな国家策の問題でございまして、ちやうど今財政投融資等の検討をいたしておりますので、ただいまの阿具根委員の御意見等も十分私も参酌いたしまして、いろいろ検討いたしたいと考えております。

○阿具根登君 ここであまり言つてもできぬと思うのですが、償還年限もあわせて十分一つ考慮していただきたい、かように思います。

それから、これはいろいろ関連で質問が出ておりますが、関税の問題につきまして、新聞で散見いたしますと、大蔵省は何か一つ一〇%の還元ぐらいいはやらなければいかぬだろう、こういうことを考えておられる。もう諸外国のことは何回も言いましたから言いませんが、私も、燃料油について、C重油に対しては消費税をかけてはどうか、こういう考えを持っておるわけですよ。おそろくこれも考え中だとおっしゃるかもしれないけれども、もうそういう時期じゃないかと思ふので、大蔵省で定められることであつて、私ができるわけにはいかぬ、こうおっしゃつたので、大蔵省としてはどういふお考えを持っておられるか。新聞で私の見るところによりまゝだと、税源が非常に不足したから、たばこも上げたい、酒も上げたい、こういう大衆課税まで発表されるくらいですから、こういうものもはもう審議中ということではなくて、おそろく腹にきまつておると思ひますから、率直に一つ御発表願ひます。

○政府委員(前田佳都男君) 先ほど、藤田委員からも御質問がございましたが、ときにちやうどお答えを申し上げましたが、現在の重油の関税の特別措置を、あるいは撤廃するとか、あるいはまたこの率をもう少しまた還元するとか、こういう問題、それによつて油の値段をつり上げて、そうして石炭との競争力を緩和する問題、そういう考え方もあると思ひます。また、あるいはその財源の一部を石炭対策に使うという考え方もあると思ひます。いろいろ

まあそういう考え方、いろいろあれやこれや、まことに阿具根先生に明快なお答えをできなくて申しわけございませんが、いろいろそういうような対策もひつくるめまして、通産当局とも検討中でございまして、残念ながらまあ現在それ以上お答えはできないのでございます。

それからもう一つ消費税の問題でございまして。この問題もやはり慎重に今検討中でございまして、どうぞ一つ……

○阿具根登君 この問題、もうこれ以上突つ込んで、とてもお答えできないとは思ひますが、永久にそういうことをせよと言つておられるわけは私はない。よその国でもほとんど時限であると思ふのです。そうすると、こういうときに、私はきのうも申し上げておりますように、日本の経済がともかくも今日まで伸びてきたことは、これは皆さんの努力もそれはたくさんあります、働いてる労働者の努力というものが決して忘れることはできない。そうするならば、やはり政府の施策として十分考えていただかなければならぬ、かように思ふわけですよ。次官お歸りになるそうですから、それでは逐条審議の中の一つをお尋ねいたしますが、第二十三条ですね、独立して事業を行なう炭鉱労働者に対する資金貸付に対する考え方、炭鉱の離職者が独立して事業を行なう場合に、この法律では、その資金のあつせんをするようになっております。そうする場合の大蔵省の考え方——利子、あるいは損害補償、こういうもの、どういふふうにお考えになっておるか、お尋ねいたします。

○説明員(岩尾一君) 援護会の仕事といたしまして、第七号に「独立して事業を行おうとする炭鉱離職者に対して生業資金の借入のあつせんを行うこと」となっておりますが、ただいま実際に失職された方のいろいろな援護の手段といたしまして、生業資金でございしますと、それから中小企業への貸し出しでありますとか、いろいろな制度がございします。そこで援護会の方は、そういういろいろな制度について、実際、炭鉱の離職された方で、そういうことを御存じない方もあると思ひますので、そういう方につきましても、できるだけ援護会の方でめんどろを見て、この方には、生業資金をこういふふうにして貸せばいいということをお願いをやつておられるわけです。こういうことでございします。

○阿具根登君 今に關連して、石炭局長から御答弁を願ひます。資金あつせんをする場合に、それが保証をするのか、利子はどのくらい、損失はどうなるのか、その点を。

○政府委員(樋口誠明君) われわれといたしましては、府県にございします信用保証協会といつたようなものを活用して、そしてできるだけ、そこからの保証等によつて金が借りられるようにするといふので、特別の利子といつたようなものについては、今のところ考えておりません。

○阿具根登君 それでは、わざわざこういう法律案を作る必要はないと思ふのです。それは、そういう借り方はほかに幾つもございしますので、私は、これは石炭の離職者が、特にこういうちまたにはり出されて困つておられる、特別な措置を講じていただいておりますもの、かように思つておりました、が、そうじゃないのですか。

○政府委員(樋口誠明君) 衆議院におきましても、この点につきましても、生業資金の借入れにかかる債務の保証については、できるだけすみやかに成案を得るよう努力するといふ付帯決議をいただいたのでございしますが、今の段階におきましては、この法案自体におきましては、今私が申し上げましたように、先ほど大蔵省から御説明申し上げた程度のこと。それから保証については、信用保証協会を活用すること。それ以上のことは、この法案では実は考えておらないのでございします。が、今のようないろいろな方面の御意見もございします。ただいま阿具根委員の御要望も、これだけでは不十分じゃないかといつたようなことを御指摘のようでございします。で、何とかいふ方法があるならばということ、その成案を得るべく努力したいと思つておりますが、必ずしもこういふことにはつきましても、それは私限りで申し上げることはできません。とにかくこういふいろいろな方面からの御意見もいただいておりますので、成案が得るものならば得るよう努力いたしたいといふことで今後研究を進めていきたいと思います。

○阿具根登君 局長は、これ以上答えられぬとおっしゃいますと、これは困るので、今のお約束では、あしたはこれ以上上げる法律案なんです。そうすると、直ちにこういふことが実施されるわけなんです。だから、参議院であした決議を出すまでに一つ考えをきめていただきたい。そうしなければ、この法律案は上がるのになかなか困難いたし

ますから、これはお願い申し上げます。

次に、厚生省にお尋ねいたします。
五万数千人の失業者を出してある福岡県あるいはその他の県で、相当な生活に困っておる方がふえておると思えますが、その実態はどうであるか、またそれに対する対策はどういうふうにお考えになっておられるか、お尋ねいたします。

○政府委員(高田正巳君) お答えを申し上げます。

今阿貝根先生御指摘の通りに、生活保護法によりまして保護を受けられる方が非常にふえております。県によって事情が違いますが、一例として申し上げますと、福岡県を例にとりまして申し上げますと、私どもの調査では、三十三年の四月と三十四年の六月、約一年二カ月ばかりでございますが、それだけの期間におきまして、三十三年の四月では、保護を受けておられる人員が県全体で六万九千八百三十人でございまして、三十四年の六月に至りまして、九万四千五百四人、指数にいたしますと二五・三三、三割五分余りふえておるわけでございます。これは県全体の模様でございますが、この県の中でさらに地方的に見ますと、たとえば直方市におきましては、ただいまの三十三年四月と三十四年の六月と比較いたしますと、人数は省略をいたしまして、指数で申しますと、二〇六という指数を示しております。それから田川におきましては一九九・九、約二〇〇でございます。大体二倍になっております。それから、田川郡で――田川市を除きまして田川郡で押えますと、一六〇ぐらいい

なっております。大体そういうふうな例でございます。

○阿貝根君 ただいま数字をお聞きいたしました、今さらながら驚いた次第です。そうすると、これに對しまして、その地方々々の市の負担はどうなっておりますか。現在、市でやっているような状態にあるかないか。

○政府委員(高田正巳君) 生活保護法の費用は、御案内の通り、国が八割持ちまして、郡部におきましては県が、それから市部におきましては市がそれぞれ二割ずつ負担をいたしておるわけでありまして、国が八割持ちますので、

この金の流し工合が非常に地方の財政に影響するわけでございますが、私どもといたしましては、生活保護法の金の性格からいたしまして、地方に御迷惑をかけないように迅速に概算交付をいたしております。残りの二割分の問題でございますが、地方負担の問題でございますが、それぞれの主として市等におきまして、この二割負担分について非常に骨が折れるので、何とかこの負担区分を変えてくれないうかというふうな御要望も実は若干承っております。これは御存じの地方財政の方の交付税の基準財政需要といたしまして、生活保護法の二割分というものは非常に大きな要素でございます。従って、自治庁の方で財政需要を十分見ていただきまして、そちらの方で調整していただくべき筋でございます。またさうにお取り計らいを願っておりますわけでありまして、まあ負担区分を要するといふことも、一応何と申しますか、御要望としてはそういう御趣旨はわかるような気がいたしますけれども、やはり今のようない趣旨でいくべ

きものではなからうかと、私どもかような考え方をしておるようなわけでありまして。

○阿貝根君 そうですね、生活保護を受ける人が市部においては倍になっておると、そういういたしますと、その地方は鉅産税もこれは非常に下がっております、今までもおそろく鉅産税といふものは一番大きな財源ではなかつたらうかと私は思うのです。そこで、生活保護法が近々この一年間で倍にふえなければならぬということになれば、二割であっても相当な負担になる。収入の減と合せて支出が増してくるのであるから、これは非常に大きな負担にあえておると私は思うのです。が、厚生省の方では、これは自治庁の方で見ると、こういうようなことを言われておるが、生活保護法の建前から、私は国がもっと責任を持つべきじゃなからうか、かように思うわけ

です。それからもう一点は、生活保護に關しては、一定の基準に達した人は、これは憲法の示すところによる最低生活を国民に営ましめなければならぬから、だから、しばつてはおりませんといふことをいつもお聞きいたしますが、現実にはこれ以上の人が非常に出ておると思ふのです。そして生活保護の対象にもされておらないと、それは市の財政の窮乏さからと、国の財政の流すの手おくれですか、いろいろな面から、当然生活保護を受けなければならぬ人が、これよりもっと、私は漏れておる人がふくらんでおるのではなからうかと思ふ。その点はいかがですか。その二点について一つお伺いいたします。

○政府委員(高田正巳君) 第一点につ

きましては、負担区分を、特に石炭不況の影響をこうむつた市について、特に負担区分を変えたらどうかという御意見でございますが、まあそれも一つのお考えであることはこれは間違いないと思ひますけれども、あえて石炭関係の不況のみならず、たとえばある市町村が、今回の災害のように非常に大きな災害を受けたというふうな場合におきましては、そこで生活保護法の適用者といふものはふえて参る。いろいろな原因でさうな事態が起こるわけでございます。従つて、それらに一々負担区分を変えるということになりますと、あれに變えてこれに變えないのはどうかと、いろいろな問題が起こつてくるのはこれはまあ當然なことであります。何しろ二割・八割という負担区分は、ほとんど他の法律におきましてないような高率の国の負担率でございまして、従つて、まあさうな高率の負担を国がいたしておるのもございまして、先ほどのような事情も勘案をいたしまして、やはりこの地方の二割の負担分につきましては、それこそ地方財政調整の対象として取り上げるのが、むしろ私は筋ではあるまいかというふうなことをまあ考えておるわけでございます。

それから、第二点の、もう少し生活保護法の要保護者がふえるべきものが、実際にはしぼられて、ふえてないのじゃないかという御意見でございますが、先ほどの数字は三十四年の六月でございまして、その後もう日にちもたつておりますので、さらにまたふえておるのではないかと私は予想をいたしておるわけでございますが、保護を

受けるべき者が財政的な事情によつて保護を受けられないようになっておるというふうには実は私も考えないものでございまして。むしろ外からごらんになって、あれほど気の毒なのにまだ保護の対象にならないというふうなことがかりにありたいと思ひますれば、それはむしろ生活保護法全般を通じて保護基準が低過ぎるかどうかという問題になって参るのでございまして、さうな点でもう少し甘く保護をすべきであるというふうな見方をなさる面があるいはあるかもしれないといふことも考えますけれども、同時にまた、新聞の報道等によりまして、少し保護が甘過ぎるのじゃないかというふうな実は批判も受けておるような面もあるわけでございます。まあその辺のところはケース・バイ・ケースの問題でございまして、

で、一がい保護が甘過ぎるか辛過ぎるかといふことは申せないと思ひます。私どもといたしましては、一般の生活保護法の適用方針に従ひまして、この際においても適正に保護をするようにといふことで、現に現実の実施機関を指導いたしておりますし、また現実には私どもの方の係官が福岡県等に参りまして、いろいろ実態等につきまして、県当局なりあるいは福祉事務所なりの指導をいたしておるわけでございます。ケース・バイ・ケースの問題でございまして、私ども御指摘の点は十分尊重いたしまして、生活保護法の適正実施に努力いたしたい、かように思つておるわけでございます。

○阿貝根君 私がつておるのはその点もありまして、生活保護には一定の基

準があつて、その基準に達した人はこれは当然見なければならぬのであるが、それかといつてその予算も多分に、だぶつくほど持つておらないので、一応そういうことを言つておりながらしぼられておるといふことなんでしょう。だから、その基準に達しておる人でも生活保護が受けられないのだと、そういうものが一つあるというのと、市自体がその二割にたかぬて、そうしてなるべくこの基準に一応合致しておる人でも予算の範囲内からこれが出されておる、これを私は言つておるわけなのです。だから、厚生省にお尋ねする場合には、いつも基準に達した人は、それが何ぼふえてきよとこれは憲法の示すところ、この問題だけは決してしぼりはいたしませんと云つておられるけれども、現実に現場に行けば、これはやはり予算というものは何ぼふえてもいざというところはないのだから、これに一つの制約を受けて、当然この中に入るべきものが入れないでおるのではないか、三十四年六月でこれだけの数字が出ておりますが、それ以外のはみ出しておるのがありやせぬかということが一つ、先ほど言われましたように、たとえば水害があつて、そうして今度の名古屋地区のような大水害があつて、そうして極端に生活保護者がふえるというような場合とか、あるいはこのような場合には、やはりこれは適切な処置をその地域に限つてやるべきではないか、こういうことを言つておるわけなんです。

○政府委員(高田正巳君) 本年度生活保護法の予算に若干窮乏を感じまして、御審議をいただきましたように、

三十七億円でございましたか補正をしていただきました。

それからいま一つは、なるほど炭鉱離職者で非常に保護を受けておる方がふえておりました、たとえば先ほど指摘いたしましたような、地方におきましては二倍になつておるといふことでございますが、全国的生活保護法の対象者は大体六十万八千人見当でございます。その数字からいたしますと、別にそのために四百数十億の予算が非常に大きく狂つておるといふ比重大でございせん。従いまして、補正も成立をいたしておることでございます。国、国の予算が窮乏で保護ができないというふうなことは、これは私としましては、まずないと申し上げて差しつかえないかと思つておるでございます。

○阿具根登君 それでは、私どもが地方に行く場合に、生活保護をなぜ受けさせてくれないか、自分よりもつとい人も生活保護を受けているではないか、こういう陳情をしよつちう受けわけなんです。そうすると、困の方では私が先ほどから言つておる通りに、一定の基準に達した人は、これは予算がないからできませんというところは言えないのだ、これだけは予算外にはみ出してやむを得ませんというところをいつも言われるわけなんです。しかし、一応の基準を示して、その上でその規格を、あなたのところはどのくらいだという標準をちゃんと示しておられる。だから、それからはみ出さないように地方ではやつておる。と相待つて自分の、地方財政からならみ合せておるべくしぼらうしぼらうとしておるのが現実ではないか、こういうことを質問したわけなんです。そういう

点は一十分御注意を願いたい、かように思います。自治庁の方とも十分御相談になつてやつていただきたい。きよりは自治庁は私を請しておりませんのでお見えになつておりませんから、今からでは間に合いませんから、一つお願いいたしておきます。

引き続きまして文部省にお尋ねいたしますが、ちやうど今の問題と同じで、最近の写真等をもらひになりますと、学校に行つて、弁当を持つておらない人が水を飲んで、よそを向いておるとか、あるいは弁当を持たないから学校に行かないというのが非常にふえておるし、そういう人たちの給食をやるために今度は学校が赤字になつてどうにも困るというのがふえておるが、一体そういう人員がどのくらいあるのか、それに対して文部省としてはどういふ対策をとらうとしておるのか、お伺いいたします。

○説明員(金岡修君) 炭鉱不況によります影響は学校給食の方にも相当深刻に現れておるようでございます。全国的な数字は今まとめ中でございますが、一番早くこちらに連絡をいただきました上り上げてみたいと思つて、学校給食におきましては、もちろん現在義務制でございせんので、実施校と未実施校とがあるわけでございせん。その実施校におきましては、学校給食費というものは父兄の負担になつております。それをまず生活保護法による教育扶助によりまして学校給食費の免除と申しますか、補助をする。で、その次には学校給食法による準要保護児童といたしまして、これは文部省の方で毎年予算を取りまして補助をしておるわけ

でございます。そういう生活保護法によつて、それから準要保護児童といたしまして、すでに補助をしておる分以外に、この炭鉱不況によりまして大幅に給食費の支払いが困難なものが出てきておるわけでございせん。その分がこの福岡県において現在報告を受けております程度では、大よそ一万二千名ばかり、こういう報告でございます。私どももいたしましては、この一万二千名に對しまして給食費の補助を何とかしなくちやならないでございますが、これに對しましては、第一に、たまたま災害、風水害の方が起りまして、この分にも同じような問題が起りましたので、それに対する給食費の補助をただいま予備費でもつて大蔵省と折衝中でございます。それと同時に、この炭鉱不況によります準要保護児童の方の給食費の補助も予備費として要求したいと思つて、目下最後の数字をまとめ中でございます。

それから未実施校の方の問題でございますが、これは文部省といたしましては、パンとミルクとによる——応急給食とかりに名づけておりますが、この応急給食をやる場合には、政府あつせん物資、それから脱脂ミルクとか、こういうものをあつせんすることにしております。それから、目下のところ、この学校給食と申しますのは全一校にやるということが建前になつておまして、つまり教育の一環として取り上げておりますので、従いまして、これを全一校にやるという希望のところは目下のところはございせん。ある点におきまして、市町村で支

払いに困ると申しますか、あるいは弁当の持つてこれない子供と申しますか、そういう子供のためにパンとミルクを買つて与えておるといふ例がございまして、この福岡県の例を申し上げますと、福岡県の六市の分を對しましては、県の教育委員会の方で計画を立てまして、黒い羽根運動本部からちやうだいした学校給食用のクラッカー、これを約五千名の弁当を持つてこれない子供、あるいは休みがちな子供、そういう者のためにクラッカーを配給することになりまして、ちやうど十二月の十日からこれを実施しておるはずでございます。それに伴ひましてミルクも同時に飲ませたい、こういう考えで、それに必要なそのミルク飲用の食器及びそのミルクを運搬いたしますミルク・ポットでございますが、これらは五千千人に對する分としまして日本ユニセフ協会から寄贈を受けるように私たちが中に入りましてお話ししまして、まだ現物は到着しておりませんが、そういう計画で、なるべく早くこれを寄贈するように今取り運び中でございます。大体実施校に對しましては給食費の二分の一の国庫補助を新たにいたしたい、こういう考えでこれから折衝を始めておる。市町村の残りの負担分につきましては、やはりこれは特別交付税かあるいは起債でもつてできるだけ市町村の負担を軽減したいという考えで、これもまだ具体的な数字は、近く行ないますが、自治庁と折衝しなければならぬ、こういう段階でござい

○阿具根登君 ただいまの問題につきまして大蔵省はいかがお考えでございますか。たとえば実施校につきまし

て一万二千名、それに対して予備金の折衝をされておるといふことでござい
ますが、大蔵省としてはいかがお考え
ですか。

○説明員(平間修君) 今申し上げたよ
うに、大蔵省にはただ話だけを持って
いきまして、まだ具体的な数字という
ものはまだ持っていないとあります。

○阿具根登君 そすると、一万二千
名の人には給食をやっておられるの
ですか。

○説明員(平間修君) いや、現在もち
ろん実施中でございます。それは未納
額として上がってきておられるわけ
です。

○阿具根登君 その未納額はどれくら
いになっておりますか。それを一体ど
うするつもりですか。

○説明員(平間修君) その給食費の、
先ほど補助と申し上げましたのは、結
局はその補助金でもって未納額を消し
ていくと、こういう格好になるわけ
でございます。もちろんこれは今年度
は三月までのことをやっております
が、今後のことも入るわけございま
すが、それだけが、ただいまいわけ
るパン屋さんやあるいはミルクを取り
扱う学校給食会というのがあるわけ
でございます。

○説明員(平間修君) 県の方にござい
ますが、そういうものに対してまだ未払い
というところになっておられるわけ
でございますが、子供たちが普通なら
ば払うべき給食費をまだ持っていない
わけでございます。

○説明員(平間修君) それを
国からなり、あるいは場合によつては
県で一部補助をいたしましてこれを
払っていく。ですから、私ももちろ
ん折衝をいたしまして、これを支出し
ようというところで、今大わらわにな
って準備中でございます。

○阿具根登君 大蔵省は見えておるの
でしょう、政務次官は。

○委員(長(加藤武徳君)) 速記をとめ
て。

○委員(長(加藤武徳君)) 速記を起し
て。

○阿具根登君 それでは大蔵省にまだ
折衝していないということですか、早
急に折衝をしていただきたいと思います
と申し、それからもう一つ意外に感じ
ますことは、未実施校だからやむを得
ないと言われるかもしれませんが、黒
い羽根とかあるいは協会の寄付金で
食費を持ってこない子供にまかなう、
これは常態ですか、これが通常の状
況と申しますか。これは政府が何かし
なければならぬのを、民間のそういう
運動に便乗して、そういうところから
学校の児童が弁当を持ってくるわけ
に、弁当代に充てるというところは、
これはどうしても考えられないので
すが、そういうことをやっておられ
ますか。

○説明員(平間修君) 県の方にござい
ますが、その市町村と相談の上、応急
的に学校給食をパンとミルクとでや
るという場合には政府あつせん、物
資を使つてもよろしいという考えで
ございまして、従つてそれに対する
応急給食は、一応完全給食と申しま
すが、パンとミルクとおかずの完全
給食と申しますが、それに準ずるもの
として取り扱ひをいたしたいと思
いますので、そういう政府あつせん
の物資を使つてやるような場合には、
学校の補助と同じに考えたいと思
います。

○阿具根登君 先ほど厚生省に質問
いたしまして、生活保護法はほとんど
やつておる。予算でしほつておられ
ないことを言われたのですけれど

が、ただいまのところでは、県の方
でやる五千名だけ、つまり弁当を持
つてこない子供だけについて一応そ
ういう措置をとりたい、今、ただいま
申し上げたような応急給食というもの
は、これはやらないうでございませ
ん、この考えでございまして、県の方
でやるという考えでございまして、
その点についてそういう措置をとる
ことを私たちがしても承したわけ
でございます。

○阿具根登君 あなたを責めるわけ
ではないのですが、あなたの子供が
弁当を持っていけなくなつた場合に、
普通給食でさえも肩身が狭いのに、
ク拉克カーを与えて、しかもそれが
黒い羽根の運動資金の金であつたり、
あるいは何か協会の金であつたり、
ク拉克カーを与えられて、食ひ盛
りの非常に感受性の強い子供にク
拉克カーを与えて、それで私は学校
の完全な教育ができると思わな
いのですが、どうですか。

○説明員(平間修君) 今の計画はク
拉克カーとミルクの関係でございま
すが、けれども、この取り扱ひにつ
いては確かに教育的配慮を要する
点があると思つてございまして、
それで学校長として是非常にその
取り扱ひを苦慮しておるわけござ
いまして、そういうふうなほかの子
供に対する卑屈感とかないかと
いふもの、苦しいもの、苦しいもの
でございまして、苦心の上で教育に
影響を与えないような措置を非常
に苦慮しておるわけでございます。

○阿具根登君 先ほど厚生省に質問
いたしまして、生活保護法はほとん
どやつておる。予算でしほつてお
られないことを言われたのですけれ
ども、今あなたの話を聞いても、弁
当を持っていけないような子供が
五千名もいる。これは未実施校で
す。その他の学校で一万二千人も
いる。その生活保護法の適用がほ
んどうに行なわれておるとはいえ
ない。まあ厚生省に尋ねたいと思
いますが、文部省当局が大切な子
供をあずかつておつて、その子供
にこういう差がつけられた場合、
いかに道徳教育を叫ばれても守れ
るわけじゃないと思つておる。そ
うするならば、もつと強く同じ
ような給食ができるように私は努
力をしていただきたい、かように
思つておる。こゝまで悲憤だとは
知らなかつたので、私は大臣の要
求をしなかつたので、すけれども、
こゝまでできたならば、文部大臣
に来てもらつてもいい。文部大臣
が道徳教育を説く前に、こういう
問題を解決しないで何が道徳教
育かと私は言いたいです。しかし、
きょうは私呼んでおりませんので、
一つ課長から大臣の方にもよくお
伝えをお願いしたいと思います。

○小柳勇君 今の問題で、一つ技
術的に、まあ各未納の大体見込み
も立つと思つて、それからもう一
つ、児童に対しては、当分やはり
文部省として具体的な対策を立て
られなければならぬ、救えない
と思つて、救えないと思つて、そ
ういふような案があるのかないの
か。今直ちに動き出さないともし
ても、事務的にいつごろ間に合
うのか、政府に見通しがあつたら
うかと思つておる。

○説明員(平間修君) このさしあ
たりの予備費の問題は、これは一
日も早く組みたいと思つて、今
数字をまとめ中でございます。そ
れから、先ほどから

も、今あなたの話を聞いても、弁
当を持っていけないような子供が
五千名もいる。これは未実施校で
す。その他の学校で一万二千人も
いる。その生活保護法の適用がほ
んどうに行なわれておるとはいえ
ない。まあ厚生省に尋ねたいと思
いますが、文部省当局が大切な子
供をあずかつておつて、その子供
にこういう差がつけられた場合、
いかに道徳教育を叫ばれても守れ
るわけじゃないと思つておる。そ
うするならば、もつと強く同じ
ような給食ができるように私は努
力をしていただきたい、かように
思つておる。こゝまで悲憤だとは
知らなかつたので、私は大臣の要
求をしなかつたので、すけれども、
こゝまでできたならば、文部大臣
に来てもらつてもいい。文部大臣
が道徳教育を説く前に、こういう
問題を解決しないで何が道徳教
育かと私は言いたいです。しかし、
きょうは私呼んでおりませんので、
一つ課長から大臣の方にもよくお
伝えをお願いしたいと思います。

○阿具根登君 それじゃ逐条お尋
ねいたしますが、大臣がお見え
になりましたので、第二條の「炭
鉱労働者」とは、石炭の採掘又は
これに附随する選炭その他の作業
に従事する労働者をいう。という
のは、直接従事する労働者である
か、あるいはその指導監督の任に
ある人もいふのか、その点を
お尋ねいたします。

○政府委員(百田正弘君) こゝに書
いてございまして、「石炭の採掘又
はこれに附随する選炭その他の作
業」に従つて、もちろんそれを指
揮監督する人たちが入つてお
ります。○阿具根登君 そすると、
この炭鉱労働者といふのは、職
員を含めた炭鉱労働者である、
職員を含めた炭鉱労働者、こ
ういふことに解釈してよろしい
ですね。

○政府委員(百田正弘君) この炭鉱労働者に特別の対策を講ずるといふのは、炭鉱という特殊な地下作業に従事し、これに順応したいろいろな身体条件を持つておられるために職業転換に非常に困難を感じられる人といふこと、それからまた、そういう方々が大体長いことやっておられますので、他の職業についての知識経験もなかなか十分でない。従つて、他産業に転換するのにも非常になじみがたいといふような特殊性にかんがみまして、この特別措置を考えたわけでございますので、たとえば職員というお言葉がありましたけれども、いわゆる事務職員といふたようなものは、結局この炭鉱労働者には含めてはおりません。

○阿具根登君 私の職員と言つた言葉は、非常に高級職員という意味を含めておるわけじゃないんです。いわゆる課長とか、それ以上の方を含めて職員と言つておるわけじゃない。非常な下級職員、こういう方々も私どもは炭鉱の労働者と言つております。事実労働者でございます。また、そういう方々が炭鉱を離職をされた場合に、非常に長い間炭鉱でそういう下級の職員であつても、この人たちは、炭鉱の仕事しかできない人がたくさんいる。ほとんど大部分がそうだと思う。そうならその人たちが含めて炭鉱の離職者といふふうに解釈してよろしいかというのでお尋ねしたんです。

○政府委員(百田正弘君) さうに解釈して差しつかえないと思います。

○阿具根登君 次に二条の「炭鉱離職者」とは、離職した炭鉱労働者であつて、現に失業しているか、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいふ。これは一体どういふところで線を引こうとされているのか。たとえば一月のうちに三日とか、五日仕事しているのを、これは失業とみなすのか、あるいは一月月仕事してもわずか何千円か、非常に微々たるものである人も含めておられるのか、それはどういふことになりますか。

○政府委員(百田正弘君) この著しく不安定という意味は、われわれはその実態によつて判断することになりますけれども、かりに若干の収入がございしている職業が安定したものと認められないもの、これはいろいろあるかと思ひますが、そういうものまで広くこれは考えていっていいんじゃないかといふような考え方で判断していいかと思ひます。

○阿具根登君 これは職業紹介所でその判定はするのですか、それともどうか他の人が判定いたしますか。

○政府委員(百田正弘君) 職業安定所で判定いたしますことになりかと思ひます。

○阿具根登君 次に、第三条についてお尋ねいたします。労働大臣は、多数の炭鉱離職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、云々とわけておられますが、多数の炭鉱労働者が居住しているといふことは、これは住宅を意味していると、かように思ふんですが、そういうふうに解釈できますか。

○政府委員(百田正弘君) 常識的に炭住所在地といふふうなことになるかと思ひますが、しかしながら、そのみに限らない、一部に通勤している人もあるといふふうに聞いておりますので、一つの労働市場として、そこに炭住の所在地であるといふことが中心になるんじゃないかと考えております。

○阿具根登君 それでは炭住の所在地といふことではなくて、その炭鉱の所在している地域、こういうふうに解釈してよろしいですか。

○政府委員(百田正弘君) 実際上はそういうことになりかと思ひます。

○阿具根登君 次に、あまりこまかいことを尋ねてもいかぬと思ふんですが、次に三です。地方公共団体又はその長の第一項の計画に基づいて実施する云々の一番最後に、労働大臣が大臣と協議して定める算定基準に従ひ、その五分の四を補助するものとする。と、こういうことになっております。そういういたしますと、あとの五分の一は、これは地方公共団体が持たなければならぬ、こういうことになるわけですね。

○政府委員(百田正弘君) さうでございます。

○阿具根登君 そういたしますと、先ほども論争しておりましたように、失業者がたぐさん出て、鉱産税も固定資産税も入らないようなところに五分の一を持たせるといふのは、他県から比較しても、相当これは重荷になる、この五分の一についてどういふお考えを持っておられるか。

○政府委員(百田正弘君) 従来の失対事業については、御承知の通りに三分の二の国庫補助でございしますが、この炭鉱地帯の、特に自治体の財政負担の状況を考えまして、特に高率の五分の四という補助をいたしたわけでございます。

○阿具根登君 従つて全額といふことは望ましかもしれませんが、現在の失対事業が他よりもこれは相当高率になつております。それであとの五分の一の負担をどう考えるかといふことでございますが、第一には普通交付税の算定の基礎になると思ひます。第二には、その負担分につきまして、非常に自治体が、直ちにそうしたもののが困難であるという場合には、起債その他の道が開かれますように、自治庁とも協議中でございます。

○阿具根登君 協議中ではこれは困るので、実際普通交付税でも、地方財政が非常に困難なために仕事を断るようなところも出てきている現実があるわけなんです。ところが、この場合は、普通の失業者がおるのに、今度の問題でたくさん失業者が出てきた、そういう場合に、五分の四持てばこれは非常に有利じゃないか、一般は三分の二じゃないか、こういう御意見のようですが、私はそんなものじゃないと思ふのです。とするならば、五分の四補助するならば、たとえばあとの五分の一を起債にするとか、あるいは長期にこれを償還させるとか、いろいろな方法を考へておられるものと思ふのです。それがただ五分の四になつたからいいではないかといふものじゃないと思ふのですが、これはいかがですか。

○政府委員(百田正弘君) そういふ点につきましては、今後いろいろこの実施の状況を見まして、考えるべき問題が出てくるかと思ひますが、現実には現在関係府県とわれわれが折衝し、計画を聞きまして、一応これで実施できるといふ見通しが現在のところではついております。

○阿具根登君 関係府県とおっしゃると、私どもも関係府県から非常なたくさん陳情をいただいておりますが、この五分の一の財源捻出が地方ではできませんという陳情でございます。だから、これは何とかして全額国庫負担していただきたい、これは今までの失業者がプラスしたやつで何とか全額国庫負担していただきたいといふのが第一の陳情であり、もしもできなかった場合も、起債の償還期限を長く一つつけてやっていただきたい、こういう切なる陳情があつたと思ふのですが、労働省の方には緩和した陳情が来りましたか。

○政府委員(百田正弘君) 自治体の方からは全額国庫負担をしてもらいたい、こういうこととございします。これがどうしてもできない場合も、十分の九ぐらいまでははしてももらいたい。これは鉱業市町村連合会の陳情でございます。その後いろいろわれわれの方といたしまして、それができないければ、起債その他の方法も講じてもらいたいといふ考えもございします。そこでわれわれといたしまして、五分の四の補助までするといふことは、これは相当特別の措置でございます。あとの五分の一につきましては、われわれといたしましては、できるだけ地方で負担してもらいたいといふことで、具体的計画としては、幸いに今年度の分は実施可能な見通しになつております。あとその地方負担分につきまして、自治庁も、今後起債は、普通交付税その他の問題で支障のないように

やつていきたい、こういふふうに考えておられます。

○吉武恵市君 今の点ですが、大体予算が通ったので、各地方団体の方では計画を立てて、労働省の方にも交渉中じゃないかと思うのですが、現在のところ、この地方公共団体は、府県が主体になって計画をしていますか、町村が主体になっておりますか。実情はどういうふうですか。

○政府委員(百田正弘君) 府県の主体になっている部分が多うございまして、しかしながら、市町村で直接計画をしておられます分もございまして、現在のところ大体両方ございまして、福岡は大体事業のうちの半分が県、半部分が市町村といったような状況でございます。

○藤田藤太郎君 関連して、今の地方自治体の負担分ですが、これは予算の中で八十億の予備金があるわけですが、その中で災害関係には四十二億ですが特別会計を作って、いろいろ出たやつを交付税で一々見る、新しく出たやつをそういう格好で順次見るといふことを自治庁の長官は言っておりますね。だから、今度の炭鉱離職者の二万一千人を対象にされたこの高類補助についても、これ自身は五分の四にして、五分の一方は交付税で特別に自治庁が指示して見るとか、それから起債の問題とか、もう少し具体的な交渉ができていないのですか。

○政府委員(百田正弘君) この五分の四の負担をするということになっておりますと、予算的には五分の一は普通交付税その他の対象になり得る、また起債の問題につきましては、自治庁と最後のには、具体的な問題になりますので、各地方公共団体と自治庁の間の話になります。原則的には大体自治庁としても、これを拒否するということはない考え方は、現在のところございせん。

○藤田藤太郎君 私の言っておるのは、そういう状態だから、この法案を成立させて具体的に動くには、一番肝心な根本ですから、そういう折衝がもつと具体的にできているものだと思つていたのだが、してくるのだらうとか、そういうことだから、これはどういふことですか。

○政府委員(百田正弘君) 本年度分については実施は完全にできるわけでありまして、来年度予算につきましても、これが地方負担分がどのくらいになるかというところにつきましては、具体的なことは自治庁とわれわれが話し合つて、来年度の計画が現実と実施できるような措置は講じたいと思つております。

○藤田藤太郎君 ちょっと理解がしがたい、五分の四についてはいいいですが、五分の一の分については、自治庁との話し合いがもつと具体的にできていなかつたかという事です。ことしの分です。

○政府委員(百田正弘君) 五分の四が因の負担だということをきめる際には、大蔵省と自治庁とわれわれの意見が一致してきておりますから、五分の一負担分については、自治庁も当然地方が負担すべきものとして、すべての基礎になつていゝと私は考えております。

○藤田藤太郎君 私の言っているのは五分の四と五分の一で、五分の一は地方自治体が負担するから、こういうところは地方自治体が非常に困難な状態だから、それをめんどろ見るような交渉が具体的にできていなかつたのかと云つてゐるのです。今の自治体が、たとえば交付税で見るとか、または起債で見るとか。

○政府委員(百田正弘君) 自治庁の方におきましても、五分の一の負担ということは承知いたしておるわけでございます。その点につきましても、普通交付税という格好になるか、起債ということになるか、その点についてはどういふか、どういふふうに考えております。

○阿具根登君 これは非常に重要な問題でございますので、大臣の御答弁をお願いしておきますが、この五分の一というものが、わずかに五分の一だということではなくて、非常に赤字の上の五分の一でございますので、地方の要請といふものは非常に強いものがある。ところが現実には、それ以上に失業者の対策を立てねばならぬので、私は追ひ込まれていゝと思つております。だから、この全額補助することについて、大臣は特に努力願ひたいと思つておりますが、大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(松野頼三君) この五分の四といふのは、もちろん五分の五の補助といふことは一つの望ましいことでございまして、今日ほとんどこれは公共事業といふものが対象になる、そういうことは河川と道路が今出てきておるのであります。やはり公共事業の負担分、災害の負担分あるいは一般失対の負担分といふものの中において、やはりこれを見なければ、緊急就労だけ五分の五ですべてが緊急就労に参つたら、公共事業の仕事も緊急就労でや

れ、失対も緊急就労でやれということでは、これはやはり緊急就労の本来の目的、人員吸収というその目的から見れば、やはり私はある程度他の例も考へなければいけないのではないかと。また、地方自治体といふものはまあ負担は非常に過大でございますが、これを五分の五にしたから、では地方自治体はいいか、そういうわけでもなからう。やはり総合的に地方自治体のすべての財政の立て方、負担分という一つの基準に合せて私は緊急就労といふものはあるべきだ、こういうふうに希望するのでございます。問題は失対でももつと上げろ、あるいは生活保護でももつと上げろ、すべて実は同じような負担分というものがございまして、しかし、そういう負担分は、一応この基準に合せて逆に地方財政のあり方といふものについて政府が起債を認めたり、平衡交付金で補助するなりといふことが、今までのすべての立て方でございますから、災害でも十分の十、それはなかなかございせん。やはり十分の九とかいふ程度で、あとの一は何だ、一緒に十やればいじやないか、しかし、それは国と地方の負担分の基本的な問題だといふ中において、今回この緊急就労といふものはやつたものでございまして、従つて一応もろろ五分の五を希望する地方団体も、負担が多い、それは承知しております。従つてそれは今回の場合起債で見るとか、あるいは平衡交付金で見るとか、あるいは災害と予備金の特別平衡交付金で見るとかといふことは、自治庁におまかせするとして、負担分の対策は、自治庁も必ずその対策を立てるという了解の上でやつておるわけであ

ります。これは何にするかということでは、自治庁が各府県の内容を見て、内容がどういふふうになるかでこれをきめるわけでしょうが、地方自治体の財政を見るということだけはこの法案を提案するときまつたわけでありまして、見方がどうかといふことは、今田局長の話の中にきまつていゝせんといふのは、見方は何で見るといふことは、これは地方自治庁へおまかせいたしまして、見るということだけは五分の一、この法律をきめるときにきめたわけでありまして、その先のことは多少問題があるかと思ひます。

○阿具根登君 それではこの問題は、地方自治庁の御意見も何かなければでございせんので、私は了解することができまけんから、保留いたしておきまして、あとで地方自治庁の長官をお呼び願ひまして、長官からはつきり起債で見るとか、交付金で見るとか、はつきりした姿を示していただきたいと思ひます。

次に参ります。第五条の二項、それは一般職業訓練所のことであると思ひますが、それにつきましても、「政令で定めるところにより、その一部を負担することができ、」政令にまかせられてあるわけでありまして、政令の内容は何であるかお示し願ひます。

○政府委員(百田正弘君) 一般職業訓練所の運営費につきましては、三分の二、施設費については二分の一でございます。現在職業訓練法三十四条一項による負担は、いずれも二分の一でございます。まして、駐留軍離職者の臨時措置にとつた場合と同様でございます。

○阿具根登君 これが一番問題でございまして、資料については二分の一、

では言い切れませんが、強い規制によつてやり得る。その最終的には、義務的な違法という、罰則のあることも母法にごさいますから、それを適用すれば、これは相当強い規制による義務的な規定だ。従つて、この条文だけをごらんになれば、どこにも義務という言葉はないじゃないか、罰則もないじゃないかと、こう言われますが、基本的にはそういう裏の母法をたてにとつて職安においてやると、相当強い規制の法律だと私は考えております。

○阿具根登君 それは職安に報告をしなかつたとか、あるいは虚偽の報告をしたとか、そういう場合の規制でございす。私は、これを炭鉱離職者を雇い入れなかつたから罰則があるとは、これで考えられないと思うのですが、罰則はありますか。

○国務大臣(松野頼三君) 炭鉱離職者を雇い入れなかつたから特に罰則というところはあります。炭鉱離職者を雇い入れるときには公共職業安定所に申し込まなければならぬというのが、この規制の法律であります。その公共職業安定所が今後は紹介の運営をいたします、そのあとにおいては年次報告をとります。そういうことに規制があつて、罰則がありますから、運用上においては、公共職業安定所というものが行政機関にございますから、これに、求人、あるいは今後解雇するときも、あるいは離職者を出すときも、すべて報告をさせますので、相当私は強い規制だ、こう考えております。

○阿具根登君 それは公共職業安定所が職業のあっせんをする場合ですね。そうすると、これには緩和されたようになつておる。この前も申し上げまし

たが、あとの項では、炭鉱離職者というものを雇い入れようとする場合は、これは職業安定所等を通らなくてはならない。だから、これを裏返していえば、炭鉱労働者以外のものを採用しようとするときにはここに申し出る、こういうことになると思うのですが、そうですか。

○政府委員(百田正弘君) おっしゃる通り、第六条の一項については、これは罰則がございせんので、強行規定とはいへません。しかしながら、ここでは、炭鉱労働者の離職者を雇い入れてもらうことがその者の経験から最も得策ではないかというようなことで、こうした原則を示しておりますが、第二項といたしましては、炭鉱労働者を募集する場合には安定所に求人申し込みをしない。ただし、今お話のあつたように、炭鉱離職者のみを雇い入れようとする場合はこの限りではない。そこで、炭鉱労働者を募集する場合には、直接炭鉱業者がやれますのは、通勤可能な区域内で直接募集する場合には、炭鉱労働者を安定所に何らの連絡もなく採ることが可能であります。ところが、これが文書で通勤地域外から募集しようとするときは、これは安定所に通報の義務がございす。人に頼んで募集する、あるいはその他の地域から募集する、すべて安定所長の許可を必要とすることになつております。従いまして、確かに通勤あるいはその間に、もちろん——もちろんと申しますと語弊がございすが、やみで雇い入れるということがあるかもしれない。しかしながら、こういうことで縛っておきますことによりまして、通勤可能地域以外からは雇えない

のでございすからして、そこで必要とする場合に安定所に申し込みをさせるといふことにいたしておきますと、安定所に、炭鉱離職者はその地域々々にたくさんおられるはずでございすので、これを登録してございすので、その人の職業紹介のきっかけを作ろうということにございす。

しかし、それは義務規定でございせんので、脱法といひますか、これをのがれる行為もあるいはあり得るかもしれない。そういうことがございすので、四十条におきまして、労働省で一月間に一ぺんときめたいと思つておりますが、どういふものをどれだけ採用したのか、あるいは解雇したのかという状況を安定所に報告して、間接的にそうした心理的な強制を加えた。それには、出す報告義務違反については、三万円以下の罰金というものを課してある。従いまして、純然たる野放しの訓示規定というよりも、ややその点において担保があり得るのじゃないか、さうに考えております。

○阿具根登君 そうしますと、公共職業安定所は炭鉱離職者をあつせんしなければならぬというのどこにありませんか。公共職業安定所に、炭鉱業者が炭鉱労働者を募集する場合には求人申し込みをする。その場合に、公共職業安定所は炭鉱の離職者をあつせんしなければならぬというやつは何もないでしよう。

○政府委員(百田正弘君) これは、私も、当然の規定で、当然のこととでございすので、そのことを規定しなかつたわけにございすが、安定所の紹介の原則というものをから考えまして、そこに最も適した労働者を送る。

従いまして、前職がそのものであつた場合には、まず安定所は適格紹介という原則のもとに、できるだけその者を送るといふことが安定所としては当然なすべき仕事でございまして、しかも、このことは行政措置によつても十分やり得る。わざわざその点を書く必要はない、国のやることでございすので。

○阿具根登君 しかし、公共職業安定所にそのことがはっきり明記されておらない限り、たとえば炭鉱労働者を募集される場合でも、松野労働大臣は、炭鉱労働者は非常に移動が大きく、だれでも動まるのだというようにお考えかもしれないけれども、その炭鉱によつて、電気工夫なら電気工夫を募集する場合には、それだけの資格のある人でなければできないわけだ。採炭夫なら採炭夫を持つてきて、はい、お前は炭鉱を下がつておつたから、今度はこの炭鉱で坑内の電気屋にならなさいといつても、できない相談なんです。そうです。そうすると、そういうのにひつかかつて、炭鉱労働者じゃない者を職業安定所はどんなあつせんすることもできるわけだ。これをあつせんすることもできるわけです。そういう抜け穴がここにあるから、それはしりがつぽまつておらないと私は思ひわけですが、どうですか。

○国務大臣(松野頼三君) 第六条の劈頭に、「炭鉱業者は、炭鉱労働者の雇入れについては、炭鉱離職者を雇い入れるようにしなければならぬ」といふ、相当の規制がここにきております。従つて、これは炭鉱業者に言ふと同時に、今度は私たちの職業紹介所においても、炭鉱離職者の優先雇用に對

する措置としては、まず優先的に離職者を就職させるようにあつせんしろといふことは、労働大臣が各職安を通じて命令しなければなりません。従つて、当然この法律の体系からいって、労働大臣もこの法律に従わなければなりません。従つて、当然行政的には、同じ条文の労働大臣命令というものを各職安を通じて労働大臣は指令するわけです。従つて、この法律の趣旨というものは、これは炭鉱労働者も炭鉱業者も、政府の労働省も、同じ意味でこの法律には規制されます。政府はそれに応じた措置をとるといふ趣旨であつて、ここに政府はこうしろとは書いてございせんが、この法律はすべてそういう優先雇用という趣旨に依つて、行政にはこうする、炭鉱の炭鉱業者はこうするといふ趣旨がここに書かれてあるわけでありす。

○坂本昭君 今、優先雇用の問題について、六条の点を説明されましたが、実は優先雇用について、六条の規定は非常に弱いと思ひます。今まで諸外国で優先雇用の一番いい例は、身体障害者雇用法です。ああいう場合には、こんな「雇い入れるようにしなければならぬ」といふような、こんな程度じゃないです。もっと強いものです。場合によれば、職種を留保する、それから罰則を設ける。少なくとも日本の場合、職種を留保するといふことは憲法二十二条の職業選択の自由に反しますから、これは問題かもしれせん。しかし、ある程度、少なくともパーセントを規定する、あるいは雇入れない場合に罰則を設ける。ところが、第五章では、この六条というものは死に

文になつてしまつて、ほとんど生きてこないじゃないか。少なくとも優先雇用というものの立法化というものはもつと強いものでなければ、實際的に役立たぬ。そういう点で、この第六条の問題は、身体障害者雇用法を政府でもいろいろと計画されておられるようだけれども、こういうことでは、これは用をなさないのでないか。もつと強い内容にし、罰則の規定を設けるべきだ。私はそういうふうに思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(松野頼三君) 坂本委員の御指摘のように、一番それがはつきりしておりますのは、西ドイツではある程度雇用のパーセンテージをきめておるといふことも聞いております。相当強い罰則があることも聞いております。しかし、その運営を見て参りますと、その雇用者は任意雇用者ですから、その雇用者が任意の場合にそれでは有効に働きますけれども、必ずしも、その通りやっていると、やはり求人と求職の関係というものもありますから、そううまくその法律通りはいつておられない。これはそういう報告は私も拝聴しております。日本の法制から見まして、今度の問題、実は優先雇用のこの問題は一番規制の強いやつです。これ以上強いという、なかなかむずかしい。憲法論議まで出て参りました、なかなか突はむずかしい議論で、今回これを踏み出すには、相当、私たちは最高の規制をしたと思つてゐるわけです。従つて、いろいろ職安を通じたり、いろいろなことが書いてあるので、非常にはつきりこうだと割り切つておりませんけれども、内容的には今日私たちが考えられる行政の範囲

内では一番強いものだ。今後身体障害者の雇用、これはぜひ出したいと思ひますけれども、こういう方法ぐらいの強さは、私はある程度出せるんじゃないか。一つの柱として、今回この条文をいろいろ研究した結果書いたもので、その上になりますと、今度は日本の憲法論というものを考えなきゃいけないわけです。ぎりぎりじゃないかと私は考えておるのです。

○坂本昭君 ただいま西ドイツの例、私、西ドイツに行つてつづきを見ていませんから、そんなこと言つてごまかされたつてしようがないのですけれども、イギリスの場合を言えば、イギリスの職種の場合同様に徹底的にやつています。たとえばエレベーター勤務員、自動車駐車場の勤務員、これなどは実際に、イギリスの人たちの話によると、ちゃんとやつてゐる。だから、私は、この六条がぎりぎりだとか、憲法論以上になつたら憲法論だとか、憲法論ならもつと大きい問題幾らでもある。こんなところで変なぎりぎりの憲法論など出されても困るので、私は、優先雇用についてはこれは弱いのですよ。罰則というのが一つもないじゃないですか。こんなことでは、私はなかなか実行できない。ごまかしてゐることは困るのです。

○国務大臣(松野頼三君) ただいまのお話のように、雇用の中でパーキングの番人、エレベーター・ボーイとか、そういうふうな、ある意味においては身体障害者向きなものを身体障害者の雇用法に規制している国は、私も実は拝見いたしました。今回そういうものも考えようかと実は思つておるわけでありませう。もちろん、その問題のある

ときにはいろいろまた御審議願ひますけれども、今回、石炭離職者というのは、総合的にいつて、大体すべての石炭離職者が今日これほど世論で騒がれておる、この空気の中で作りますには、もうまずこれを違法する方は、まずない。私はもうあり得ないと思ひ思つておる。特に炭鉱離職者を極端に排斥する者はおらない。ただし、それじゃ訓示論でいかぬじゃないかというところで、行政的にそれじゃつと問題をしぼつて、こういうふうな条文を書いたわけでありませう。雇用が逆の場合なら、いろいろ問題があります。今日、だんだん縮小しつつある不況産業の中で離職者を出し、離職者以外の者を雇ふというものは、よほどのものななければ現実的にはあり得ない。そういう訓示論的な規定じゃないかというので、こういうものを行政的にもつと穴を埋めてきたものですから、よほどのことではなければ違法行為というものはあり得ない。しかし、それじゃいけなから、ここにはつきり第六条に規制をしようというので規制が今回出たので、私は、今日この問題について十分やれるのだ、またこれが破れることは万々ないと思ひますけれども、それだけじゃいかぬから、条文を書こうというので、条文を書き足したのがこの六条で、これに基づいて計画を立てようと思ひます。

○坂本昭君 関連ですから、この辺でやめておきましょう。

○阿貝根登君 次に行進しますが、第三章の援護会に入りますが、第九條の「援護会は、主たる事務所を東京に置く」として、これはわかりませんが、従たる事務所をどこに考えておられる

か、その構成はどういうふうにお考えになつたか、お知らせ願ひます。

○政府委員(百田正弘君) 東京に本部を置きます。九州に支部。そしてその支所といたしましては、福岡県では飯塚、田川、直方、佐賀県では唐津、長崎県では佐世保、山口県では宇部、福島県では平、北海道では札幌。そして駐在員を樞要の地に置くことにしております。大牟田、江迎、武雄、小野田、高森、釧路、滝川。総人員が役職員を含みまして九十八人、その他に常勤の協力員を二百名置く、こういうことになっております。

○吉武恵市君 関連してお聞きしたいのですが、今のお話だとすると、本部が東京で支部は九州に一つだけですが、何か支部は九州にあつて、あとは支所として列挙されたようですが、どうなのか、もう一度はつきり言つて下さい。

○政府委員(百田正弘君) 九州は特に業務量が多いものですから、九州に特に支部を置いて、その下に支所を置いた。それから、あとは本部が直接支部のかわりをやつてもいいじゃないかと、いうので、特別に支部は九州以外には置いておりません。

○吉武恵市君 そうしますと、九州の中の直方だとか飯塚だとかいうものも、本部が直轄でおやりになりますか。

○吉武恵市君 もし、直轄でおやりになるなら、なぜそれを支部としておやりにならないか。規模の大きい小さいは、それは炭田によつて違ふであらうけれども、支所というものと、それから今の支部というものと区別して置かなければならぬ理由は、どこにあるか。

○政府委員(百田正弘君) その点は、全部大体支所というもので各地でやつておりますけれども、特に九州地方は数が多いものでございますから、これを中間的に統轄するといひますか、ある程度の事務を委任して、本部の事務を委任してやらせるために、九州に支部を置いたということでありませう。ですから、おっしゃる通りに、本部の下に直接全部支所あるいは支部でもつけようでございませうけれども、本部の出店を一つ九州に置いて、九州の五つの支所と三つの駐在員事務所まで中間的に統轄しようということでありませう。

○吉武恵市君 どうも今の説明では、私納得できないのですがね。石炭整備事業団につきましても、本部が東京にあつて、各炭田地区にそれぞれ支部と、いうものがあるのですから、特にこの組織についてだけ、そういう構想を変えられる必要はないのじゃないか。どうせこれは、整備事業団とお互いに手を握つてやらなければできない仕事だと私は思ふのです。安定所とも関係があるが、同時に、整備事業団とも関連を持つて、そして整理した人間を世話するといふ態度でないといふと、円滑な運用はできないと私は思ふのです。で、九州は確かにそれは大きい炭田地区ですから、それは支所としての規模も大きいことは当然です。そうし

かりです。どこの大企業へ行っても、あなた方が頭を下げて頼み込んでいたとしても、この七千人からの失業者は、どこも雇ってくれない。ただ、百田局長と松野労働大臣、この二人は、これは一つ大牟田周辺にあっせんしていたくなくれば幸いだけでも、そこには中小企業も非常に少ないのです。八幡、小倉、その方面、これは相当あります。一番これは問題の多いところですから、もう少し考えていただきたいと思っています。これはあとで御相談を申し上げます。

その次に役員人事に入りますが、「理

事長一人、理事三人以内、まあこれ

はけっこうだと思いますが、もうそこ

まできめている以上、理事長の選任も

おそらく腹案が、おありと思います。理

事長はだれであるか、あとの理事三人

は理事長があなたに相談してきめるん

だけれども、一体どういう構想を持つ

ておられるか。

○國務大臣（松野賴三君）大牟田のと

とは、もう御案内いたたかなくても、

百も承知いたしております。なお、こ

の今の問題は、当面現在おる者を基準

にして九十八名を割りふればという、

一応の案でございます。ただいま吉武

委員からの御発言がありました。が、機

構につきましては労働大臣及び通産大

臣の認可を受けてきめますので、本日

の御意見を十分拝聴して、支所である

うが支部であろが、そういうことは

今後の問題として、一応大蔵省と予算

折衝のときの腹案として出したわけで

あります。人数とか名前というもの

は、今後考慮する余地が十分ございます。

す。また、初めてのことでございます。

から、なるべく実情に沿うように、い

1. **Introduction**
 2. **Methodology**
 3. **Results**
 4. **Discussion**
 5. **Conclusion**

かようにも、私どもはそういう機構に
こだわる気持はございません。

従つて、会長につきましても、やはりこれは護謨会の本質から見て、なるべく離職者があの人が会長ならおれの情方も進んで引き取ろうというだけの情用のある方を、まずはしい。従つて、役人という考え方は持つておりませぬ。役人がやるなら、職安を拡充すればいいじゃないか、こういう考え方がありますが、なるべく日本のすべての雇う方の立場で、あの人ならよからうというような信用のある民間人を登用したいというので、ただいま人選中

で、二、三の方は候補者を持っており
ますが、まだほんとうにこの法案が通
りませんので交渉しておりませんが、
私の腹案はそういう意味で人選を二、
三、個人的に考えております。今日ま
だ交渉はしておりませんが、名
前は発表できません。しかし、そうい
う意味で、役人とかそういう感じのな
いなるべく穩便な方で、また勤務者も
この人ならと信ずる、今度は逆に雇
う方の産業の方もあの人ならというよ
うな方でないと、これは色目で見られ
るようなことはよくない。また、あの
人が援護會長ならおれをえこひいきを
するだろう、こういう離職者に不安を
与えてはいけませんし、両方の面を考

て、なるべく民間人ということだけはきめております。従つて、九十八名のうち、なるべく炭鉱について現実にいる方を過半数入れたい。九十八名の過半数の方はいわゆる炭鉱の経験のある方、労働者と接触のある方という意味で、民間の方を九十八名入れたいと思つておるわけであります。

しかし、これは行政の一部でありまして、これは法律ができますと、これは行政機関になる。もちろん、公務員の身分を持つものでありますから、各省の連絡もやらなければいけません。大蔵省とか、もちろん、労働省、通産省と連絡の役人もある程度入れさせていただきます、しかし大部分の役人は私は民間の現実の方を上から下まで入れたい、こう考えているので、特に役人という考えを持っておりません。その辺で本日の私の構想の一部を御了解願いたいと、こう考えております。

○阿貝根登君 松野労働大臣と初めて意見が一致したようですが、これが単なる役人のうらば捨て山にならぬように、ただいまの労働大臣の構想で進んでいただきたい。なるべく民間人を採用していただきたい。そうして特に炭鉱のことを知っておる人、またその末端に至っては、炭鉱労働者が十分できる仕事がなくさんあると思いますので、炭鉱労働者をまずこれに一つ雇用していただきたい。

それから、協力員が地方に二百名、これは全員で二百名ですが、一地方、九州なら九州で二百名であるのか、これの待遇や処遇はどういうふうにお考えになつておるか。

○政府委員(百田正弘君) この二百人は、全国で二百人でございます。従いまして、これは常勤というよりも非常勤でございますが、いろいろ援護会だけで仕事をやっていくといつても、限りある人数でございます。そう十分なあれはできないことになろうかと思ひます。従いまして、できるだけ求職者との連絡もつき得るような、あるいは

そうした人の相談に乗る得るようにな
人々を、その地方々々においてそれぞ
れ適任者を選んでお願いしていくとい
うやり方でございます。従つて、それ
に對するお札程度ものを差し上げる
ということになるかと思ひます。援
護会と申しまして、これも今大臣か
らお話のように、できるだけ親身
になつて、炭鉱労働者の離職者に理解ある
人たちになつてもらうようにお願いす
るわけでありますが、これだけでは必
ずしも十分でないので、そういう制度
を考えているわけであります。

○阿具根登君 特に、地方の二百名は

非常勤でもございますし、それこそ炭
鉱の問題に詳しくなからねばできない
と思いますので、ぜひ御考慮をお願い
申し上げます。

○委員長（加藤武徳君） 速記をとめて
下さい。

〔速記中止〕

○委員長（加藤武徳君） 速記を起こし

て下さい。

○藤田藤太郎 今の阿貝根委員の理事会の問題がありましたね、その理事会の人事の問題なんかでも、今大臣はいろいろお答えがあったのですが、協力委員というような格好で、これはやはり具体的な相談は三者構成の協力委員で相談をしておつていくという考えで申談をしておつていくという考えで

は、どうなんでしょうか。評議委員会とか、援護会の評議委員会とか何とか、そういう名前をつけて、参事会とか……。

○政府委員（百田正弘君） これは衆議院でもその話が出まして、援護会に勞使、関係方面の代表者からなる運営協議会を設けるような御意見がございます。これは援護会の中にそういうもの

の著作で、いくぶんはよく研究してやっつけていきたいと考えております。

○藤田藤太郎君　これは三者構成でやるわけですね。

○政府委員(百田正弘君)　そういうことでございます。

○阿貝根登君　二十三条の一項の「炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域からその他の地域に移住する炭鉱離職者に対して移住資金を支給する」ということですが、移住資金はどのくらい考えておるのか。それから「居住する地域からその他の地域に移住する」というのは、一体どういうと

か、市であるのか、町であるのか、村であるのか、炭鉱の地域をさすのであるのか、これははっきりさせていたいただきたいと思います。

○政府委員(百田正弘君) この援護会

の予算の基礎になっております移住資金額は、一人平均七万五千円の四千人分、三億円、そういうことになっております。そこで、この具体的な支給の方法につきましては、正式にいえば業務方法書で定めるといことになると思いますけれども、一応、しばしば通産大臣その他からもお話があったと思いますが、標準世帯で、かりに大阪辺まで九州から出かけて移住されると

いう場合には、十万円程度にはなるということを一つの基準といたしまして、単身者の場合と家族持ちの場合で一つの基準を作つていきたいというところで、現在われわれの方でもいろいろと試算を作りつつあるところでございます。まだ最終的には決定いたしておりませんが、目安をその辺にしているというところでございます。

○政府委員(百田正弘君) 一人平均七万五千円の四千人分。

○阿具根登君 これはむずかしい御質問かもしれませんが、それはどういう推定で出されたのか。四千人移動するということは、どういう根拠によつてこの数字が出てきたのか。

○政府委員(百田正弘君) 一応の四千人という数字を出しました根拠は、今日までの発生いたしました離職者のうちの要対策者の数を基礎といたしました、それに先般労働省の方で実施いたしましたの実態調査によりましての住居

移住の希望率、どの程度移住してもよいといふといったようなのが出ておりますので、その率をきかかまして、四千人と一応推定をしたわけでございます。

○阿具根登君　そうなると、その地域

はどうかです、九州から大阪というのは、わかりました。

○政府委員(百田正弘君) この地域は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者が多数居住する地域」ということになっておりますので、これは地域といたしましては、炭鉱の所在地または炭鉱離職者が多数居住する地域ということになる。また、それ以外の地域に行くわけでございますので、その場合の地域の

考え方といたしまして、現在われわれの方でその労働市場の状況というものに至急に調査いたしておるわけでございますが、どういう範囲で指定したら一番いいか、あるいは今のように県単位とした方がいいか、郡単位にした方がいいか、あるいは町村単位がいいか、または町村の一部を単位にした方がいいかというような点においては、

るいは失業保険が切れたという人々を対象にしていきたい、こういふふうを考へております。

○藤田藤太郎君 対象の数は何人。

○政府委員(百田正弘君) この対象といたしましては、今度の予備金支出並びに補正予算にかかわる九百六十名全

員について考えております。開始月がそれぞれ違いますので、延べ人員として一万九千八百四十という、こういうことになっております。現在の予備金と補正予算で訓練所に入る、この定員全部について処置をしているということです。

○藤田藤太郎君 先ほど、職安局長は、失業保険を訓練中は延長していくというような方法を考えていると、こう言われたのです。今の話で、失業保険をもらって居る者はこの手当はもらえないことになる……。

○政府委員(百田正弘君) 先ほどの考え方は、失業保険の受給期間中にできるだけ訓練を受けられるようにいたしたい。しかしながら、六カ月、長くても九カ月でございまして、はみ出して参る。途中から入りますと、はみ出して参る。その人方について、失業保険が切れたから訓練を続けられないというよりなことでは困るから、その分について失業保険の受給期間を延長したいという考え方でございまして、従いまして、この訓練手当につきましては、そういう性格も持っておりますので、従って失業保険とは併給をしない、こういう考え方でございまして。

○藤田藤太郎君 ちよつとおかしいじゃないか。それじゃおかしいではないですか。失業保険の切れるまでの間に訓練をしたい、こういうことでしょ。そうして失業保険をもらっている間に訓練をするということでしょう。失業保険をもらってこの手当をもらうということになるのではないですか。○政府委員(百田正弘君) いえ、私が先ほど失業保険法の改正を検討をしておるといふのは、できるだけ失業保険

の受給期間中に、何らか、その期間に訓練を受ける者については、その間生活を支えるものが必要である。だから、一番オーソドックスな方法は、失業保険の受給期間を延ばしたら、それがいけないじゃないかということですが、現在まだそれが検討中で結論に達していませんが、何らかのことで措置をする必要がある。失業保険をもらって、しかも九カ月の人がすぐ訓練所に入られまして、受給期間中に訓練所を終了されて就職されたというならば、特別に訓練手当の必要はないのではないかと。ただ、しかしながら、現在実際今度の対象になっておられる方は失業保険の受給期間の切れた方がございまして、従って失業保険ももらえない、あるいは失業保険の初めから受給資格もなかったという人方に対しては、こういう訓練手当を支給していく。額は確かにおっしゃる通り問題がございしますが、そういうものにかかわるべきものとして考えていくべきではないか、これが訓練手当の考え方でございまして。

○藤田藤太郎君 そうすると、何ですか、失業保険を受給している期間、六カ月とか九カ月の間に訓練する人にはどういうめんどうを見るのですか。○政府委員(百田正弘君) その人に対する特別の措置はいたさないで、できるだけその間に生活が、まだ退職金ももらって居る人であれば退職金も残っているし、失業保険も残っている。その月の生活の支えができるうちに職業訓練を受けてもらいたいということでございます。それがなくなつて、切れたという人たちに對して訓練手当は支給していく。それが、できるだけ広く

こうした援護ができるのじゃないかと、いうふうに考えております。○藤田藤太郎君 そうすると、失業保険をもらっている間に訓練所へ入つても、手当はやらぬということですか。○政府委員(百田正弘君) その通りでございます。

○阿貝根登君 この二項は相当問題が残っているようですから、これは一応保留しておきます。次に、三項に入ります。「職業訓練を受ける炭鉱離職者の宿泊施設を設置する」ということでございしますが、これはどういう構想の宿泊施設であるのか。その宿泊した場合には、その費用は全額無料であるのか。その二百三十円の中からそれを占めることになるのであるか、一つお知らせ願います。

○政府委員(百田正弘君) これは具体的に申し上げますと、総合訓練所に寄宿舎を設置するという、具体的に、北九州では小倉、八幡に今度実習所をふやし、そこに寄宿舎を付設する、こういうことにいたしております。そこで、この費用につきましては、できるだけ安くはやると思ひますが、二百三十円のうちから、こういうことでございまして。

○阿貝根登君 なんぼ安くされても、小倉、八幡だったら、炭鉱労働者でないのですよ。小倉に少しおるだけですよ。そうしたら、炭鉱離職者をこれに入れるというのなら、筑豊から大牟田から全部入れなければならぬわけですよ。それに失業保険の切れておる人が二百三十円の中から食費や宿泊費を取つていたら、一銭も手に残るわけないじゃないですか。しかも、失業保険

をもらっている人なんか、宿泊施設でそれに費用を取つたならば、家族は何で食いますか。これは宿泊施設作つてくても、泊まる者おられませんよ。それは無料でおやりになるでしようね。これから金取るとおっしゃるのなら、あなた、食費だけでもそのくらいかりやしませんか。

○政府委員(百田正弘君) 食費代、実費いただくことになっております。○阿貝根登君 これ、まあ局長はお考え方のまま言っておられますが、それであつた、これはここに入つただけで、手当も何も一切取られてしまふ。これはちよつと、どうしても考えられぬのですかね。

○政府委員(百田正弘君) 今申し上げましたように、まあ食費は実費でできるだけ安くするということでございます。来年度からやっていくわけでございます。来年度予算におきましてはいろいろな費用が削減されますように、たとえば寝具その他の問題もございまして、そういうものは全部この寄宿舎の方でやつていく、こういうふうに考えております。

○吉武恵市君 関連質問。今の訓練所の寄宿舎に収容して訓練する期間は、種類によるでしようが、およそどれくらいの期間を予定されておりますか。○政府委員(百田正弘君) 修得の緊急性のあらわれる方でございまして、大体六カ月を予定しております。○阿貝根登君 ちよつと質問のしようがなくつたのですがね。これはせつて、しかも炭鉱のない所に宿泊所を作つてやる。八幡なんか炭鉱はありや

しません。小倉なんか、とても小さい小倉炭鉱が一つあるだけで、そうすると、この訓練所に入る人は全部これは宿泊せにやいかぬわけでしょう。そうして、しかも、あなた、食費だけとおっしゃつたですが、自衛隊の食費は幾らになっておりますか。これはわからぬ。食費をお取りになるなら、二百三十円まるまる取られると。私は、これではせつかくお作りになつても、入る者はおらぬと思ひますがね。

○国務大臣(松野頼三君) 今の総合訓練所は、立場は全部食費は自弁、授業料だけはもちろんだいておられます。今回はこういう立場ですから、口当を差し上げるといふ方がプラスになつたわけですね。食費は自弁という立場を、一般訓練所と同じという立場をとつたわけでありまして。そのかわり、こちらから口当を支給するという方向にしたわけですね。なお、炭鉱離職者の地域から総合訓練所が離れますから、それで寄宿舎を増設するというので、これはもちろん、地域がそこならば、一般の場所ならば寄宿舎の必要はないので、多少離れた地域の総合訓練所です。から、相当、どつちかといいますと、勤務者の中でも技能者だろうと思ひ、総合訓練所というのには相当これは高度なものだと思ひ。今日その訓練の立場をそのまま準用して、しかし、これでは炭鉱離職者にお気の毒ですから、援護会から経費を出そうじゃないか、こういう考えていたわけでも、もちろん差し引きされるとゼロじゃないかと言われれば、まことに手薄過ぎる感じはいたしますが、一応総合訓練所の問題の立場を、これはまあ総合訓練所は今の

事業団でやりやすもので、それをもつてやらせるその費用で、それにこちらから付属施設として宿舎と日当を差し上げる、こういう並列の考えを持ったのですが、総合的にいって、手薄過ぎて何も残らぬと言われるけれども、その方面からいってごもつともかと思いますが、行政の建前からいって、今日の失業保険のあの積立金の中の総合訓練所を増設しろ、そしてその足らない分を奨励会で作るといふので、宿舎と日当といふものをつけ加えたから、結論的にこうなるわけでありまして。そういう考えで、これを増設という考えで、二つの制度を併用したという考えでこの制度を作ったわけでありまして。

○藤田藤太郎君 ちよつと関連。二号では、「職業訓練を受け、炭鉱離職者に対して手当を支給する」ということは、職業訓練をして新たに職の道を開いていくというところが一つです。それから、その解釈として私も納得がいかなければ、その失業手当の切れた人をするために二百三十円支給をする、だからほそぼそ、これは私は私はいいいとはいいませんけれども、何らか生活を支えながら職業訓練をして、そうしてその次の道を開いていくという思想で、今出てきている、今度は具体的に職業訓練を受けるところなんです。受けるようになったら、その離職者の多いところに職業訓練所ができてあたりまえだけれども、その受けるところが八幡、小倉というようになってきたら、せつかく手当をもらっていても本人がみんな使ってしまったて、家族の生活を支えることができなくなってしまうのです。それでしよ

う。だから、二号の精神でいくなら、二号の精神に沿うような訓練所というものを作らなければ意味ないじゃないですか。

○国務大臣(松野三三) 一般職業訓練所は離職者の多いところへ作るわけですが、今のは総合訓練所の話です。総合訓練所といふものは、八幡、小倉といふのは総合訓練所、もう少し高度の高いものといふのが今の八幡、小倉で、一般訓練所は田川、直方にもこの間作りまして、予備金で。一般訓練所の話と総合訓練所の話と、今二つの訓練所の話が出ております。従って、一般訓練所は離職者の多いところに作る。先ほどの佐賀にいたしても、直方にいたしても、田川にいたしても、一般訓練所は離職者の多いところに作る。これにはやはり同じように日当を支給する。総合訓練所は多少離れるから宿舎をここで用意しようという、二つの実は制度の訓練所の話を今しておるわけですね。

○藤田藤太郎君 そうすると、一般訓練所でも、ここで言われている二号の方は、一般訓練所と総合訓練所との訓練の内容はどれだけ違いますか。

○政府委員(百田正弘君) この離職者対策としてやります場合には同様でございます。ただ、一般訓練所だけでございます。先ほどのお話のように、その府県の負担という問題がからみ合つて参りますので、できるだけその近くにある総合訓練所を失業保険の保険施設として増設拡充していった方が、収容力も多く参ります。使えるところはそういうふうにしてやっていった方が地方の負担その他を考えるといいじゃないか、よりましじゃないかとい

うことで、特に今度の場合には総合訓練所を活用する、こういうことにはいたしたわけでありまして。内容につきましては、同様の過程でやって参ります。六カ月終了というところでやって参りますので、同様でございます。

○藤田藤太郎君 そうすると、結局、炭鉱離職者は総合訓練所には、今のより第二号の考え方からいえば、はいれないといふことですね、さつき阿具根委員が言つたように。そういうことになりませんか。

○政府委員(百田正弘君) 必ずしもそう切り切つておしまひにならないで、私はまあそれで可能な人があるんじゃないかと思ひますが、おっしゃる通り、二百三十円で宿泊、そこで寄宿舎に入つておつたのではつらいじゃないかといふ面もあろうかと思ひますが、現在におきまして、手当も受けないで、失業保険も受けないで入つておられる方もありますので、これは絶対と申し上げられない。しかし、われわれとしても、できるだけ将来利用が多くなりように、この改善ということは考えていかなければならぬ、その実施状況を見て考えていかなければならぬといふふうに考えております。

○小柳勇君 本人については、私は寄宿舎に入れば訓練できると思ひけれども、その場合に、半年間の間やつぱり家族の生活については相当な赤字が出るが、そういうものについてはほとんど考慮されてないのですね。その点どうなんですか。

○政府委員(百田正弘君) 家族の生活援護の面までは、これが一般の失業保険なり、あるいは生活保護という問題

になつて参りますので、そのために特に家族の分まで何らか特別な生活の援護をするといふところまでは、これでは参つておりません。

○小柳勇君 一般失業対策としては、私はこれでもできると思ひますけれども、今この法案の主体とするものは、大体四十才ぐらいの高年令の生業者を中心として考えなければならぬことであるので、もしこういうことであるならば、生活保護などについても家族については特別な配慮をしなければ、家族の生活を心配して、ほんとうの職業訓練ができないと思ひますので、その点については配慮は全然ないのかどうか。

○政府委員(百田正弘君) そのためにできるだけ、第一には地元といふことで、九百六十名のあれば、地元の新設、増設を考えていったわけでありまして。先々のことを考えまして、やはり訓練所、総合訓練所等も増設しておいた方が、将来においては、さらにその他で……一ぺんできまして、それは将来いつまでも使えるあれでございますので、こうした総合訓練所も活用したいという考えであります。実際の問題としてお話のような事情もございまして、われわれは実施状況についてもいろいろ今後十分その推移を見ながら考えていきたいと思います。やはり比較若い人たちが、あるいは単身者もおりますが、単身者等が事実上は総合訓練所に入る、こういうことになりはしないかと思つております。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記をとめて下さい。

○委員長(加藤武徳君) 速記を起しして下さい。

○阿具根登君 そうしますと、第三号で、宿泊施設には何名収容されるのか、それから宿泊はただなのか。今、食費だけは言われたけれども、宿泊は無料であるのか、八幡と小倉で何名収容されるのか、その点お尋ねします。

○政府委員(百田正弘君) これは全国四カ所でございます。四カ所で千人を予定いたしております。そこで、その宿泊料はもちろん無料でございます。なお、この点について補足して申し上げますと、これは大体三十五年度からになるわけですね。そこで、この二の手当の問題と関連いたしまして、われわれも現在この予算の要求中でございますが、ただいまお話のあつたようなことを十分頭に入れたまひて、今後の来年度予算の折衝に当たりたいと考えております。

○阿具根登君 そうすると、三十五年度からになるとすれば、一応今度の期間には間に合はない。そうすると、三十五年度の予算で相当ふやしてもらわなければ、これは、こう思ふんです。そのためには、やはり訓練所に四カ所千人お入れになる。それで、八幡と小倉の訓練所は私もよく存じておりますが、そうすれば、せつかくのそういう宿泊施設をお作りになるならば、来年の予算では食費を取らないように、こういうふうにしていただかねば、おそろく一千人という人は集まるまいと思ひます。集まる人は比較的に楽な方じゃないか、こう思ふわけですね。ほんとうに訓練所にも入つて、早く家族引きまゐつて他の職業に転職をしていただきたいという皆さんのお

考へは、これでは私は実現できない、こう思ふんですが、これに対する考へ方を労働大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(松野頼三君) しかし、この職業訓練というものが、雇用者からも、または労働者からも、非常な希望を受けておられて、今日はほとんど、手当もあつて出しておられます。失業保険が切れても、何らの措置をしておりません。今回特別に炭鉱離職者という特殊性にかんがみて、援護会というものができて、その援護会からいろいろ措置をやるというので、失業保険を直ちにこへ使うというわけには参りませんので、援護会を設置したわけでございまして、今の予定ではたして訓練ができるかでないか、こういう考へですが、私は、相当希望があるし、その遠隔な地というわけでもありませんから、まあ通勤には不適当だといふので、宿舎をこへ増設すれば、今回の措置はそれは大体可能じゃないかろうか、こういうつもりでやっているわけでありまして。

○阿具根登君 いや、その考へと理論的なことはわかるのですけれども、現実問題としてですね、二百三十円もらつておる人が、食費を取るとすれば、おそくまるまるこれは取られてしまふのじゃないか。そうすれば、せつかく入所したい人が入所できないようになるではございせんか。それよりも、ほかの一般訓練の方に行く率が多くなつて、総合訓練所に来ないようになつてくる。こういうふうになると私は思ふのです。だから、まあ食費がたつたといふことができないならば、やはりその手当はふやしてもらふとか、あるいは特殊な問題でございま

すから、食費も半年分は一切取らないといふことでやつていかなければ、せつかくの宿泊施設が使われないうらみがあるのじゃないか、こう考へるわけですか。

○国務大臣(松野頼三君) 一般訓練所に御通勤の方は、もちろん日当は差し上げますけれども、食費はやはり自弁であります。総合訓練所も自弁であります。この辺は同じであります。ただ、遠い、遠隔地ということで、問題は宿泊設備だけが、どちらがプラスでどちらがマイナスだという相違点があるというので、宿舎を準備すれば、一般に自宅から通われても食費は自弁でありますので、その辺は同じじゃないかといふことで、一般訓練所に入る方も、特別訓練所に入る方も、同様の条件を備へさせようといふことで、宿泊施設といふものは遠隔になる可能性が多いから、場所、地域的に宿泊施設だけを創設したいという意味で、私は両方とも均衡を保つたつもりであります。もちろん、金額がこれで十分だとは私も思つておりません。しかし、まあ失業保険の方が六割、今回はほとんど失業保険の切れた方はかりですから、特別の対策としても二百三十円といふものを一応予算に充てたわけでありまして、私の方としては、新しい制度として、出発点としては最大限に努力した、受け取る方から見れば僅少過ぎる、この相違はありましようが、六カ月すれば、今度は十分な雇用といふものが待つてゐるわけですから、大体訓練所卒業の方は過去において百パーセント就職すると申し上げてもよからうと思ひます。卒業後はいつに雇用されるという建前ですから、六カ月の

間御苦労もありましようが、私はこれでやつていただきたい、また十分希望者の方が多いのじゃないか、こういふ感じではございまして、もしも非常に希望が少なく制度が悪かつたといふことであれば、援護会のことですから、援護会内においてはこれは善処しなければならぬ。一応これで私たちがやれるのじゃないかという感じが、この法案を提案したわけであり

○阿具根登君 これ以上この問題で御質問申し上げるのはやめますが、二百三十円という金額はおそらく、大臣がお考へになつても、非常に微々たるものだと思ひますが、実際、失業保険も切れて就職もしておられない人にとつては、非常な大金なんです。そういたしますと、やはり、その金でいかに芝し

間御苦労もありましようが、私はこれでやつていただきたい、また十分希望者の方が多いのじゃないか、こういふ感じではございまして、もしも非常に希望が少なく制度が悪かつたといふことであれば、援護会のことですから、援護会内においてはこれは善処しなければならぬ。一応これで私たちがやれるのじゃないかという感じが、この法案を提案したわけであり

にも近くではございしますが、もうほとんどこれは別個な能力を発揮しておると思ふのですが、これを分離する意思はございせんか。八幡には八幡の総合訓練所、小倉は小倉の総合訓練所、こういうような考へ方はございせんか。

○政府委員(百田正弘君) この点につきましては、直接現在労働福祉事業団がいたしております。事実上は二つの独立した訓練所というふうな運営を行なつております。いずれはそういう方向で、あるいは近き将来に実現するかもしれないが、事業団の方ではそういうふうな考へております。われわれも別にそれに対しては異議を持つておりません。

○阿具根登君 これは私も現地に行つて見てきましたが、もうはつきり独立して両方がやつておりますから、どちらに行つて見ましても、非常に評判もいいし、まじめに勉強もしているし、大臣が言われたように、百パーセント近く、ほとんど就職もしておるわけですから、それが、所長が一人で両方を兼務されておられますので、かえつて所内の空気といふものが私は心配されるわけなんです。だから、一つ早急に、何も金のかかることではございせんから、これは独立をさして、そうしてやつていただきたい、かように思ひます。

○政府委員(百田正弘君) これは当初考へておりましたのは、炭鉱離職者を就職あつせんす場合に、先般お話をございまして、やはり建設関係の事業が多いのではなからうかといふことで、そうしたところについての移動式宿舎といふことで、飯場がないためにそこに行けない、あるいは非常にひどいところにおるといふような事実がかつてあつたこともございまして、それで、そういう意味におきまして、いわゆるパイプ住宅でございまして、これを援護会が事業主に貸与することにいたしたいと考へておりました。予算的には、一棟三十坪のものを百棟といふことで考へておるわけでございます。

ところで、最近の状況を見ますと、むしろ建設以外の一般事業所に相当入つておられます。また、この間申し上げましたように、現在八百三十九名の就職者のうちで、土建関係は四割ですが、あとの六割は一般の事業者といふことです。きょう、全炭の加藤さんからもお話がございましたが、一部の東京地区の状況を見ますと、土地は持つてゐる、土地はあるから、何とかしてパイプ住宅でも貸してもらいたいといふような要望も、二、三の事業所からあるわけではございますので、そういう点にもこれは活用すべきではないかといふふうに現在考へております。

○阿具根登君 それでは、これは宿舎ですか。住宅ですか。宿舎といふことになれば、これは家族ではなくて、本人だけでしょう。本人だけの宿舎を貸す、こういうことになると思ふのです。が、いずれですか。

○政府委員(百田正弘君) この予算の基礎をいたしましては、いわゆる単身ということ、一棟二十五人収容というふうなことを考えております。その後のいろいろな状況を見ますと、これはパイプ住宅でございますから、簡単に、と申しますとおかしいのですが、世帯住宅になり得る可能性がおります。そういう点まで拡張して考えていっていいのではないかと、ということで、運営の面ではそういうふうにしてやっていきたいというふうに考えております。

○阿具根登君 宿舎ということになれば、現在土木関係の方々が、ビルディング一つ建てる場合でも、コンクリートに戸板をぶつけて、そうしてここで生活されておるわけです。これはみな単身なんです。ところが、この法の考えているのは、単身ではなくて、家族ともどもに移住してもらいたい、炭鉱職者を雇い入れる事業主は、少なくとも別居生活をするべくしないように雇っていただきたい、これが私は本心でなければならぬと思うわけです。

そういたしますと、宿舎ということではなくて、これはやはり家族も住んでいける家屋にならなければならぬ、こう思うわけですがね。あくまでも、これでいけば単身の宿舎である。そうすれば、おそろく土建業でも、雇って下さる方々は、単身の宿舎というものはその場ででも作っておられると私は思うのです。現在も、単身者は宿舎がないから雇わないということではないと思ふのです。だから、これは家族もともどもに生活のできる家ではなければならぬ、かように思うのですがね。

○政府委員(百田正弘君) この四号に考えておりますのは、先ほど申し上げましたように、原則としては移動式の飯場といったようなものの考え方でございまして。しかしながら、それに世帯としてはいれられるということも、拡張して考えていいということでもございまして。今お話しのように、私は住宅の問題が最も大きな問題になって参るだろうと思ひます。しかしながら、これを援護会が一々建ててやる、あるいは作ってやるというところまでは、手があまるは届かぬかもしれませんが、この問題については、今後われわれも考えておるわけでございまして、一つは現在建設省と話し合ひ中でございまして、産業労働者住宅の特別ワックをもらいたいというふうなことで、現在交渉中でございまして。

さらにまた、いろいろお話しもございしましたが、貸間あるいは借家といったようなものの権利金の問題、こういうたものに移住資金の中にどう含ませたいかというところもある。さらにまた、そうしたもののおつせん、あるいはそれをやる場合の一時的な金を貸すといったような方法はとれぬものかというところを、現在われわれの方でも検討中でございまして。現在の広域職業紹介の人につきましては、今言つたようなパイプ住宅を貸してもらいたいというふうな要望もありますし、同時に、あるいはあるところではアパートを一つ買つてくれとか、これは家族も住めるといった事例もございまして。現在まだ新しく再雇用されて二カ月程度でございまして、今後の大きな問題になるかと思ひますが、住宅の問題につき

ましては、別の方法でわれわれとしても援助する方法を今後一そう検討いたしたい。方向としては、今申し上げたようなことを考えておる次第であります。

○阿具根登君 事業団が買い上げた炭鉱の住宅がいつも問題になっておりますが、この住宅はどのような構想を持っておられますか。

○政府委員(樋口誠明君) 事業団の買いました炭住につきましては、これはできるだけ早く処分いたしまして、事業団も、これは、たとえば借地に建っているところの宿舎もございまして、で、そういうものはできるだけ上を早くきれいにして、建物を撤去して、もとの地主に土地を返してやる。いつまでも地代を払わなければならぬといったこともございまして、原則としてこれは売却するか、あるいは出ていっていただいて、建物を撤去するというところで処分するというところでございまして。

○阿具根登君 私どもが散見すると、買い上げ炭鉱の住宅はもう非常に荒廃してしまつて、そして人も住めないし、壁もない、建具も全部ない、こういうのが多いし、事業団に買い上げを頼むような炭鉱は、ほとんど住めるような家ではないことは事実なんです。しかし、そういう住宅が一応骨組みとして適用するといふようなことはできませんか。

○政府委員(樋口誠明君) そういう今の御質問の意味、ちよつと恐縮でございしますが、そういうものには住宅をただでやたらどうかとおつしやる意味でございしたら、先ほど申し上げま

したように、一応事業団としては、これは金を出して買った住宅でございまして、家を出ていつていただくという方々には、今までのところ一万五千円ばかりの立ちのき料的な移動資金といふものを差し上げて、とにかくこれだけ差し上げるから、一応事業団としてもあの財産処理上困るので、一つ六カ月の間に立ちのき料をいただきたいというのを申し上げておりましたが、しかし、実際問題として、そのくらゐもらつてもほかに行くところがないといふことで住んでおられる方が相当おられるわけでございまして、それを無理やり追い立てるというところは、これは人道問題でもございまして、いろいろ法律的には問題があるかも知れませんが、実際問題としては、おられる方は仕方ないといふことで、現在住んでいただいておりますという格好でございまして。じゃ、それを合法化してこのままただでくれているといふことになりまして、これは今後この法律ができますと、これはむしろこれらの炭産地において、あまり思ひしい仕事もない、そのためにむしろ新しい地域を求めて、新しい技能を身につけてほかの地域に移つていただくというのが一番再建のためにいいんじゃないかというのでございまして、法律を考へておるようなことを考えますと、ただ、いつまでも今までの炭住にしがみついております、というところがあるかもしれないが、いつまでもしがみついておりますというのとは、これは適当な方法じゃないのであります。また、無理やりに出て行つて下さいといふことは申し上げられないけれども、出て行つていただくなら、これくらいいめんどろを見ましようといふことを、この法律が出る前に事業

団としては、本来そういう金の余裕がないはずでございまして、いろいろの経費を節約して一万五千円は差し上げようといふことでやつてきたわけでございます。今後援護を目的とする新しい法律ができまして、援護会が御審議いただいで発足することになりますれば、そういうことをこの援護会が引き継いですることによって、できるだけ今後は円滑にやっていきたいと思つております。

○阿具根登君 私はそのことをお尋ねしておつたのです。私はこの法律ができるまでは、ただでやらないと、どうせ立ちのき料になるのだから、そんなことをいわずにやりなさいと言つておつたのですが、この宿舎といふことを考へる場合に、同じような性格の援護会ができたら、たとえば移住資金の一萬五千円なら一萬五千円差し上げて、あるいは今度は生業につかせる場合には資金のあつせんをするとか、あるいは国に帰られる場合に平均七萬五千円を差し上げられるといふようなことになりまして、これは十萬円からの金が入ってくるので、あるいは出て行かれる方が多くなるんじゃないかと、そうした場合にその家を――土地は別ですからね、その家をそのままこちらの方に渡すようにすれば、これが即宿舎なんかの材料になりやしないか、家になりはしないか、こういうことを言つておるわけなんです。

○政府委員(樋口誠明君) その点今後さらに検討させていただきますと思ひますが、大体私個人的にはただで援護会に差し上げるというわけには、これは事業団として参らぬと思ひますが、

一応事業団から援護会にできるだけ安くという格好で譲渡するというようにして援護会が本来の援護という方向にそれを適用していただくということは、これは私は方法としてはけっこうなことじゃないか。ただしここでどういふことでございまして、今度とにかく家があるということに、逆になれてお申しますか、そのためになかなか出ていかぬということ、いつまでもこの地方は生色を取り戻さないといったような、逆なことになってはまずいんじゃないかと思われまして、そのあたりにつきましては、職業訓練とか、あるいは職業紹介という方向に参るべきものがたくさんあると思えますが、しかしまた、たとえば遠くに行かなくても地元で援護会がある程度の宿泊設備を持つようになっているところとがございまして、それは今の阿具根委員がおっしゃるような方法で、われわれただでなしに、ある程度の安い値段で事業団から援護会の方へ譲り渡すというようなことは、これは十分検討に値するものと思っております。

○小柳勇君 今石炭局長が言われたことは、私もさつきから質問したかったのですが、事業団と援護会の関係は、交付金を交付するという以外に明文化された関係がないと思われけれども、今言ったような、住宅を払い下げなければならぬというような、何か義務づけるような事業の関連があるようなことを考えておられるのですか。

○政府委員(徳詰誠明君) それは事業団は本来は労働者のめんどろを見るというところまでは目的にはいたしておらないのでありますが、ただ合理化のために非効率炭鉱の買い上げというこ

とをやろうというところで、今までやってきたわけではございますが、当然それに伴って起こる失業者という方々が、あるいは非常に困っておられるというののために、とにかく自分の金のやりくりのつく範囲においては世話をしようというところで、今まではまだ不如意の中からございまして、できるだけお世話しようというところでやってきた。従いまして、たとえば炭住につきましても、非常に安い価格で三千元とか五千元という値段で、とにかく自分はこの家を買取って、自分のものにして、ある程度修理もして、そこを生活の根拠にしてやっていきたいという方々には、非常に安い値段で今までは払い下げてきたわけですが、ただそれを無償でということになりますと、片方だけ有償で払い下げを受けて自分でいろいろやってきたというものと、いろいろ公平、不公平という問題等もございまして、それからまた、借地の上に建てているというところでは困りますから、とにかくほかの土地の炭住に移つて下さい、それならそれは差し上げましょうというようなことで、できるだけ今までの援助の便宜をはかってきている。しかし、今回の援護会ができたならば、当然それは裏表のような関係になります。援護会の仕事というようなもの、一応われわれとしてはこの援護会の方におまかせをしたいと思っておりますが、この二十三条、あるいはどうなっておりますか知りませんが、たとえば産炭地からその他の地域に行くような人々には、ここでは金が出ますけれども、産炭地以外に出る人は一銭も金が動かないというところは、事業団の方は、現在その炭住から出て、

同じ村の中でどこかの百姓の一間を借りるというような人には、立退料として一万五千元差し上げておられますので、そういうたよりなあれで両方重複はさせませんが、援護会の現在の規定で十分だ、及ばないというようなところについては、従来通り事業団の方でできるだけのめんどろは見ている、そういうふうな考え方をしております。

○藤田藤太郎君 こういうことはできないのですか。たとえば簡易住宅を建てても、一定の年限が来ればもうほとんど無料に近いような額で払い下げたしましう。だから、この炭住というものはほとんど償却が済んでしまっている、事業団としては炭鉱の山を買っているのだから、それに付随してついているのですから、それにただはいかぬというところだから、ただでないという格好でみんなにあげたい。実際問題として、そこで就職ができる人が何人いるかというところは、ここからぬわけですから、それで就職する人はその家を処分して出られる、永住する方は自分の家として直していく、ただ追い出すというようなものでなく、そういう方法はとれないものか。

○政府委員(徳詰誠明君) 大体今の御質問のような趣旨で、とにかく買いたて、これはただじゃないといつて、とにかく安く譲つてくれという方には、できるだけ安く譲りたしめようというところを現在やってきておるわけでございます。もう一つ、たとえば援護会の方で今度はその村の中で適当な宿舎を作りたいといったような場合には、これは大体炭住は非常にポロポロで、移改築には適さないものが多いと思いますが、しかし、中にはある程

度使用に耐えるものがある、そういう場合、援護会の方で、おれの方に安く譲つてくれ、移改築なり何なりして適当なところに宿舎を建てるということであれば、当然われわれの方としては、できるだけ援護会の方に安い値段で差し上げるというようにすることにしまして、離職者の援護に使つていただくというところをしております。

○阿具根登君 次に進みますが、この第五号の「講習を行うこと」、これは訓練所でもない、総合訓練所でもない、「再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行うこと」、これはどこで、だれが行うのですか。

○政府委員(百田正弘君) 援護会が直接やることになりました。そこで、これは特に職業訓練という程度まで至らない簡易な講習というところを考へております。そこでまあ二カ月から三カ月で終了可能なもの、これはいろいろ具体的な事情に応じまして、援護会の方で事業を考へてもらいたいと思ひますが、私の方の関係でも、たとえば女子に対しては、婦人少年局の方では、ぜひ二カ月でやる家事サービスの補導的なことをやつてくれという御要望もあり、こういう点はさらに検討いたしまして、これをどうしてやつたらいいか、大体一カ月か二カ月くらいでやれるようなものというところを考へております。

○阿具根登君 そうすると、これは先ほどの構成を見ますと、まあ少ないところでも三人から五、六名くらいの人があるのだが、この人たちがこういうことまでできるのか。あるいは別個に講師が何か雇つてこういうことをやるのか。やるのであれば、一体どういう所をお使いになるのかですね。そういう場所はいくつにもあるのか。そういう点はいくつになつていくのか。

○政府委員(百田正弘君) こういう点につきましましては、具体的な計画はその地方々々の事情によつてきめなければならぬと思ひますが、たとえば炭鉱関係の施設その他であつて、いろいろ利用できるものがある、そういうものを使う。それから人は、職員を使つてやるというところでなくて、やはり講師をお願いしてやる、こういうことになります。

○阿具根登君 そうすると、それは二カ月なり三カ月なり短期でやると、こゝろ言われるけれども、二カ月、三カ月の講習というものはなかなかこれは簡単に私はいかないと思ひますが、これを各地域別にやられるのですか。

○政府委員(百田正弘君) これは、この地域でも同じようにこういうことをやるというのではなくて、適当なところがあればこういうこともやり得るというようなことで、あとは創意工夫でやつていただきたいと考へております。

○阿具根登君 これは費用どのくらい組んでありますか。

○政府委員(百田正弘君) 本年度分としては百九十六万三千元でございます。

○阿具根登君 時間がかるばかりです。次に七項の問題、先ほど少し質問いたしました、もう少し掘り下げてお尋ねをいたしたいと思ひます。「独

企業金融公庫はこれはどうしても貸してくれない。いわゆる保証がないわけで、貸してくれない。こういうことで非常に困っているわけなんです。だから、事実そういうのがあるのに、同じようなことを書かれても、実際はこれ

なお、保証の問題につきましては駐留軍でもそうしたお話が出ましたのでも、この点につきましては、われわれとしても具体的な成案を得るように今後努力して参りたいと考えております。

○政府委員(百田正弘君) これはもうすでに何回も答弁のあつたところでございしますが、この形といたしましては、今御指摘のように、駐留軍離職者臨時措置法の場合と同様なことになっております。そこで、今お話しするあつせんというものは、これは相当問題が起つてくると思う。やはりその裏づけというものがない限りにはおそれく貸してくれる人もおらないであらうし、非常に困難なことではなからうか。そうするならば、信用保証組合

ありまして、あるいは拒保力の問題もあろうかと思ひます。そこで駐留軍離職者の場合にも、現在まで、過去一年十月月ばかりにわたりました実績といたしましては、普通貸付と更生資金の貸付と両方、その他の貸付も入れまして、国民金融公庫から、件数で八百

（政府委員（白田正親） 郵政官商）
者の場合も、必ずしも企業組合でなければ貸さぬということではございませうでした。法律の形式としては個人も入っております。しかしながら、事實上みんなが退職金を持ち寄つて、それをもとにいたしまして企業組合として

ですから炭鉱離職者の場合にも同様なことを考えられると思いますが、実際のケースとして、はたして駐留軍離職者のときのようにこつちの方が希望者が多いかどうかということにつきましては、われわれもまだ十分な認識を

○阿具根登君 駐留軍の場合は、個人の事業というのはおそらく非常に少ないのじゃないかと思うんです。これはば、技術屋でございますし、相当な金額の借り入れが行われているようでございますが、たとえはトラクターを使つて

金だ、こういうような次第で、比較的併りよかつたのではないかと思ふのであります。個人の問題だと非常にそれが少ないのではなからうか。一例を申し上げますと、三人の方で印刷の企業をやつた、といふようなことで、先ほど

言いました二十万円のお金でもどうしても貸してもらえなかったという例もあるくらいなんです。そういったしますと、特に炭鉱の労働者という人は、単純なというのか、あるいは坑内ですから、使ってやっておりますので、非常にも、独立して事業を行なうというのにもまあ

を持つのではなからうか。こういう心配をするわけなんです。だから何かの形でこういう保証をするものを作っていただかね、これは決してできない、また、それができるような人は個人でもできる能力のある人だと思いうけな

きましては、われわれも今後一体どう
いう事業をこれらの人が行なわれるの
か、また、行なう希望をしておられる
のか、また、それがどの程度あるもの
か、その借り入れの難易がどんなふう
であるかというようなことも十分検討

○阿貝根登君 次に第八号ですが、これは生活の指導を行なう、非常に御親切に四段にも五段にもなっておるわけです。生活の指導を行なう、今度は練習を行なう、それから一般訓練所で訓練を行なう、それから急ぎ開東行で開東と

源をさる。さらに総合的観照して諸般の
する、非常に親切に書かれてはござい
ますが、生活の指導を行なう、非常に
大切なことではございますが、ほとん
ど大部分の人は、これは変な指導をさ
れたらかえって笑われるんじゃないん
るか——極端なまで低下した生活をさ
れているわけなんです。そういう方に

るいは生活計画も持つておられる方であると思うのですが、どういうような方法を考へておられるのでしょうか。

○政府委員(百田正弘君) この点につきましては、先ほどの参考人の御意見にもありましたけれども、これは具体

げる。あるいはまた、その相談に応じてあげるといったようなことから始まっています。いくべきものだろうと思いますが、この点につきましては、やはりそううした炭鉱離職者の実態並びにそれに大へん理解のある方々で実情に即した方法

ますけれども、生活の指導を行なうというところで、生活が非常に苦しい方々に何らかの援助をするとか、あるいは生活の援助してやるとか、そういうことならばわかりますけれども、生活保護法を受けるか受けないかというより、去を受取るか受けないかというより、

方々に生活の指導をする。逆に言
ば、そういう人だからこそ指導しな
ればいけないという理屈も成り立つ
思ひのです。しかし、おそらく指導
しようという方はそれだけの生活を自
自身でしたことの無い人だと思ひの
す。そうすると、逆にたたとえば生活

導をする人が、たとえは榮養士なら榮養士が行ったとするならば、これではとてもじゃないが榮養が足りませんよと、逆に追及されるような結果になりはしませんか。だから生活の指導を行なうというならば、生活が立っていきように、それは最低生活でございますけれども、そういう何かの援助をされるならばわかるけれども、そのなければ、米を買い銭もないのでものを食っている。それに対して生活の指導をどうするか。これは非常に問題はあります。文章で書けば非常にきれいなことであって、これが要らないとは私も言えないわけですが、しかし、現実問題としては、先ほどから言いましたように、二百三十円のお金でも非常にのどから手が出るようにはいり方で、自分のかわいい子供に給食費も渡せないという人だらうら、おそらく親はおかゆを食っているか、あるいはおそらくめんを食っているか、いもを食っているか、そういう極端な生活を送っている方が対象になるのではないかと、こう思われるのであります。そうしますと、きれいに生活をどうしようということよりも、生きることをどうするかということになつてくるのではないかと、こう思われるのであります。

○政府委員(百田正弘君) この点を具体的に私がどういうふうに生活の指導をするというふうなことは、ここで申し上げるにはあまりにこれ問題が深刻でございます。人間と人間の触れ合いの問題でございます。これはやはりそういう理解のある人が力づけ、励ますということによって、実情に即した一つの私はやはり援助だ、保護だとい

るのか。一つこれは大臣から、見通しのほどをお聞かせ願いたいと思ふ。○國務大臣(松野頼三君) 將來九十八名でやれるかどうかということ、これはまあ予想は私も不可能であります。しかし、さしあたり九十八名というの、一応まあ、今日の常識的に考えられた、まあ事務的に考えたわけ、これがふえても、定員法じゃありませんから、業務内容で、いつふやしても、いつ減らしてもそれはいいんでありますから、まあ二百名の協力員というものの活動——実際事務的には九十八名で一応始めようじゃないか。まあ、なるべく経費を、冗費を省いて能率を上げたいという最小数字をはじいたわけですが、業務内容がどんどん拡張してきまして、いろいろな手が要るというの、これはもちろん、直ちに予算に關係するということじゃないに、援助会だけの予算でふやして私はいんじやないか、こう思ふので、特に私は定員がどうだというふうな感じはしてありません。なるべく、しかしこういふものに予算を食つてしまつて、大事な援助の手がそれではないといふことじゃないか、というので、事務的に最少限じゃどうであらうかというふうなわけで、九十八名に——先ほど三名でどうだ、五名でどうだという、いろいろ御非難があらました。しかし、なるべく私の方は、援助の方の業務の方に金を回したいといふことで、事務費はなるべく削減削減といふ趣旨で、この予算を編成したもので、それから、やつてみれば、私はおそれる、これは人数は減ることはありませぬ。足りない方が多いのじゃないか。そのときは、協力員とか、あるいは賛

助員とかいふ方も、志願的にあるいはいろいろ御委嘱しながらやらなければいけないのじゃないか、こう考へておりますが、何といたしまして、予算の内容を、なるべく事務費、管理費は削るというところで、この業務を充足したもので、それから、もし足りないならば、それはふやさなければならぬが、同時にこの生活指導につきましてもいろいろありましようが、実を言つて、こういうものを、これは普及宣伝して、こういう道があるのだといふことも、生活指導者が、あなたは訓練に入らざるで、きまじやと言ふこともありましよう。この生活指導といふことはいろいろ議論もありましようが、まあ総合的に道を教えるといふことも、こういう方法もある、こういうこともできたのだといふことで普及徹底することに、なごじやなからうかといふことで、生活指導という言葉をここに入れたわけ、どこにどうだ、そこをどうだといふ、そういう固い意味じゃなしに、本来の、あらゆることを想定したし、なるべく援助会は手広く、温情味のあつて、ことをやりたい。条文に書くこと、いふこともいろいろになつてしまつて、不明朗なこともありますが、この文面上においては、しかし、私の気持は、あらゆることを想定して、何でもかんでも入れた。文面に書く、ばらばらなようなことになつてくるが、運営は私どもは総合的にやつていきたい。従つて、定員もその私の方はこたわつておることはありませぬ。なるべく冗費は省きたい、事務費、管理費

で、ぜひ私は足りることはやりたい、こういうわけで、九十八名をはじいたわけでありませぬ。

○徳永正利君 この今の生活指導の問題ですがね。これは、ただ慰めたり、元氣出せと言つただけじゃ、これはやっぱり何にもならぬだらうと思ふんです、やらないよりいいかわかりませぬが。

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

○小柳勇君 最後には要請だけいたしておきますけれども、大臣のお考えもわかりましたけれども、一支部と八支所とそれから駐在員、数カ所の駐在員もあるやうであります。そういうものを勘案いたしますと、九十八名では非常に志立ってなかなかさういふふうな

ねらいがないような気がいたしましたので、事務費を節約される気持はわかりますけれども、できるならば今非常に緊急な事態にありますので、ほかの職員を削減してでもこの方面の職員をふやして活動が十分できるように希望いたしておきまして、私は質問を終わります。

○吉武恵市君　だいふ時間がたちましたので、大体きょうこのあたりでやめて、あとは明日に一つ続行するようにしていただいたらどうかと思います。

○藤田藤太郎君　先ほどから阿貝根君の質問は、大蔵省に対しても労働省に対してもあつたんですが、しかし、私はやはり七項の生業資金のあつせんというものはこれは非常に言うはやすくしてできない。非常にむずかしい問題だと思ふので、だから、たとえば政府においては資金運用部資金で、ある一定の額を預託をしてそうしてやるというこゝまで腹をきめなければこの問題はなかなかできないと思ふのですよ。実際に担保条件があるわけではないのだからね。よほどしっかりしたところでも、独力で担保条件のある人はいいけれども、ない人は何らかの形で預託してやらなければしょうがないから、そのところは腹をきめて七号を生かすように考えていただきたいということ……。

○委員長（加藤武徳君）　速記を落として。

〔速記中止〕

○委員長（加藤武徳君）　速記を始めて下さい。

それでは本件に関するきょうの質疑はこの程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤武徳君）　御異議ないと認めます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十九分散会

昭和三十四年十二月十七日印刷

昭和三十四年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局